

平成31年3月作成

自家用電気工作物の手続きについて

経済産業省 中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課

TEL : 087-811-8585 (自家用受変電設備)

087-811-8587 (太陽電池・風力発電設備)

087-811-8586 (水力・火力発電設備)

FAX : 087-811-8595

ホームページ : <http://www.safety-shikoku.meti.go.jp/>

目次

1. 自家用電気工作物の保安規制	1
2. 保安規程.....	2
(1) 保安規程の作成.....	2
(2) 保安規程の変更.....	3
3. 主任技術者の選任.....	8
(1) 主任技術者免状の交付を受けている者を選任する場合	8
A 社内の有資格者から選任する場合	8
B 関連会社の有資格者を選任する場合.....	8
C 派遣労働者又は設備管理会社等の社員から選任する場合	9
D 発電所又は系統に連系するための複数の事業場を直接統括管理する事業場を選任する場合.....	9
(2) 主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合.....	17
(3) 既に選任している者を兼任させる場合.....	21
A 社内の主任技術者を兼任させる場合	21
B 関連会社の主任技術者を兼任させる場合.....	21
C 派遣労働者又は設備管理会社等から選任されている主任技術者を兼任させる場合	21
D 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合	22
(4) 保安管理業務を外部に委託する場合	26
4-1 外部委託承認申請制度	27
4-2 手続き	35
4-3 記載例.....	36
4. 工事計画、使用前安全管理検査と使用前自己確認.....	56
5. 自家用電気工作物の変更に係る諸報告.....	73
6. 電気関係事故の報告	78
7. 場面別手続き概要.....	81
8. 関係運用内規等.....	83
・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	84
・主任技術者制度の解釈及び運用(内規) 4. (4) ③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について	96
・平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）	98
・電気主任技術者制度に関するQ & A	102
・移動用電気工作物の取扱いについて	116
・ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に 関する標準実施要領(内規)	118
9. 様式集.....	129

1. 自家用電気工作物の保安規制

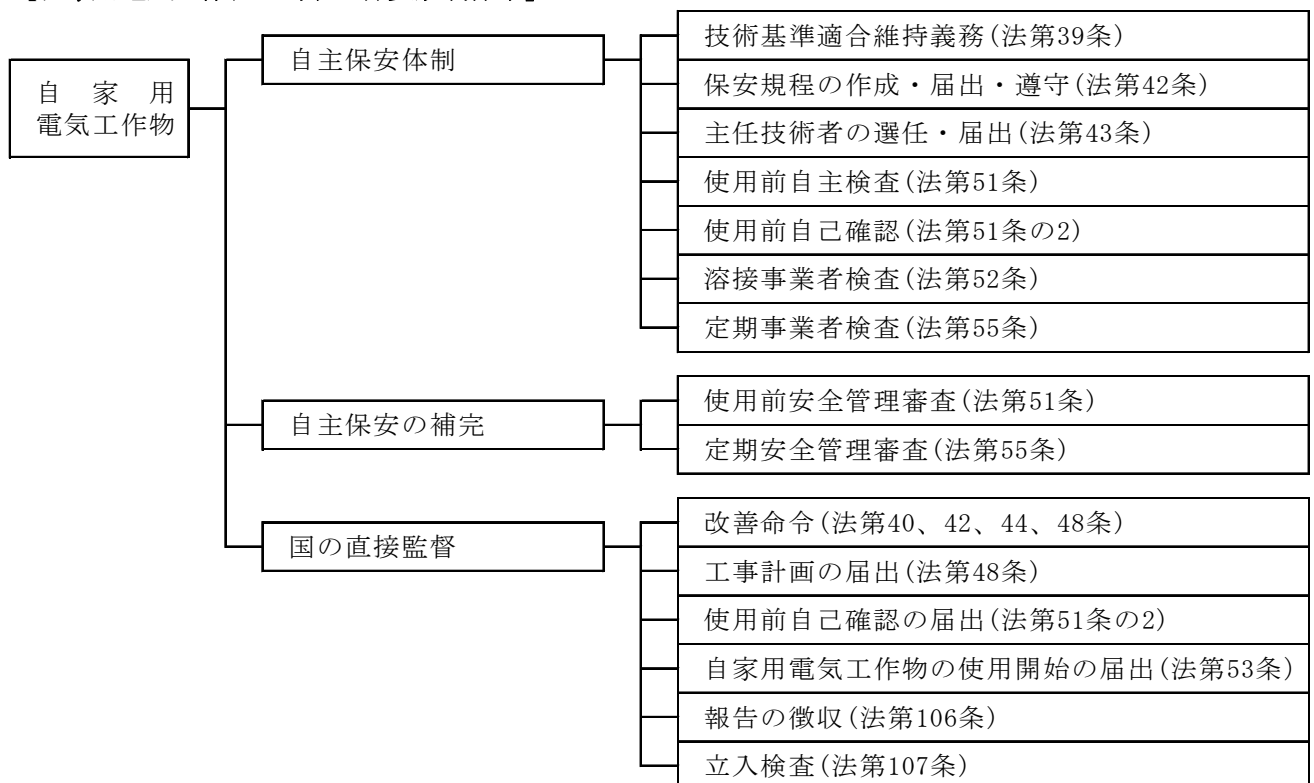
電気事業法（以下「法」という。）は、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全の確保及び環境の保全を図ることを目的として、自家用電気工作物を設置する者に対して、自主的な保安体制を確立させるために以下のような義務を課しています。また、自主保安体制を確立させる一方で、国が工事計画の審査、安全管理審査、事故報告等の徴収、立入検査、技術基準適合命令等の自主保安の補完及び直接監督を行っています。

- (1) 経済産業省令で定める技術基準※に適合するよう維持する義務
- (2) 保安規程を定め、届け出ること。また、設置者及びその従業員はこれを遵守する義務
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、届ける義務
- (4) 電気工作物を設置するものは、省令で定めるところにより自主検査（使用前、使用前自己確認、溶接、定期）を行い、その検査結果を記録する義務

※技術基準については、法第39条の規定により、自家用電気工作物の設置者に対して、その自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持することが義務づけられており、主な省令としては次の基準が定められています。

- ①電気設備に関する技術基準
- ②発電用火力設備に関する技術基準
- ③発電用風力設備に関する技術基準
- ④発電用水力設備に関する技術基準

【自家用電気工作物に対する保安規制体系】



2. 保安規程

(1) 保安規程の作成

法第42条第1項の規定により、自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安を一体的に確保することが必要な自家用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、遵守するとともに当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に産業保安監督部長に届け出なければなりません。保安規程に定めるべき事項は、以下のとおり電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第50条第3項第1号～第9号に規定されています。

なお、自主的に管理することを前提として、巡視点検の内容及び頻度、運転又は操作に関する方法等は保安規程の下部細則として別にマニュアル化することもできます。また、単線結線図は図書類として別に管理することもできます。

- ① 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ② 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ③ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- ④ 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ⑤ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。（※1）
- ⑥ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ⑦ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ⑧ 事業用電気工作物の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。（※2）
- ⑨ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

※1 ⑤は常用発電設備を設置する事業場

※2 ⑧は法第51条（使用前安全管理検査）、51条の2（使用前自己確認）、52条（溶接事業者検査）、55条（定期安全管理検査）で規定する法定事業者検査等を実施する事業場に限る。

(2) 保安規程の変更

法第42条第2項の規定により、保安規程を変更したときは遅滞なく変更した内容を産業保安監督部長に届け出なければなりません。保安規程の変更の届出が必要な場合とは、保安規程の条文を変更した場合、条文に係る別図等を変更した場合です。なお、保安規程の下部細則としてマニュアル化した文書等は届出の対象とはなりません。

【保安規程の変更が必要な例】

- ① 現在使用している保安規程に新たに設置する自家用電気工作物も適用する場合（複数の事業場を一の保安組織において一体的に管理する場合に限る）
- ② 保安規程を適用している自家用電気工作物に変更があった場合
 - ・ 電気工作物の設置、更新、増設等により保安規程で本文又は別表で管理する点検測定基準を変更する場合（点検基準をマニュアル化した保安規程とは別に管理している場合は不要）
 - ・ 需要設備のみの事業場に常用発電設備を設置する場合
- ③ 保安組織を変更する場合
 - ・ 主任技術者を選任していたものを電気管理技術者又は保安法人に外部委託する場合又はその逆等
 - ・ 組織変更、所掌の変更等により保安組織に係る役職や組織名を変更する場合
- ④ 法定事業者検査を実施しない組織から実施する組織となる場合
- ⑤ 兼任事業場、他社社員を主任技術者に選任している事業場、保安管理業務を外部に委託している事業場等で、経済産業省告示第二百四十九号告示に基づく点検を行っている事業場で点検頻度（隔月点検、無停電年次点検の実施）を変更する場合

保安規程の手続き

	新規作成の場合 (新設又は新規使用開始の場合)	既に届け出た保安規程に変更があった場合
届出書の様式	保安規程届出書 【記載例1】	保安規程変更届出書 【記載例2】
添付書類	保安規程【作成モデル1】 点検測定基準※1 単線結線図 ※1、※2 構内図 ※3 設備条件確認書（絶縁監視、無停電点検等）※4	変更の内容を示す書類
届出の時期	事業用電気工作物の使用の開始前まで 使用前自主検査等を伴うものにあつては工事の開始前まで	変更後、遅滞なく (原則として、1月以内)

※1 点検基準表をマニュアル化、及び単線結線図を図書類として保安規程とは別に管理する場合も参考資料として提出してください。

※2 責任分界点を記入してください。開閉器、遮断器、変圧器、ヒューズ等については、仕様を記入してください。

※3 責任分界点、電力柱、構内柱、キュービクル・電気室までの配電線路、構内外の境界線を記入してください。

※4 設備条件確認書は4. 保安管理業務を外部に委託する場合を参照してください。

保安規程届出書

提出日を記入する。
年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

法人は代表取締役名等、団体は理事長名等で申請する。個人の場合は、氏名のみを記入する。	設置者の郵便番号、住所を記入する。
所	〒0000-0000 00県00市00町0-0
氏 名	000株式会社 代表取締役 00 00
印 印鑑は代表者印を押印する。	

保安規程変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒0000-0000
00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
代表取締役 00 00 印

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	事業場の名称 000株式会社00工場 所在地 00県00市00町0-0 ①変更の内容 ②変更の理由	事業場の名称、所在地を記入する。
変 更 年 月 日	年 月 日	選任事業場であれば内部で決裁された日となり、外部委託の場合には契約開始日となる。

- ①変更の内容
保安規程のどこを変更したのか分かるように記載して下さい。なお、記載しきれない場合には別紙等を用いて下さい。
- ②変更の理由（記載例）
- （その1）新たに自家用電気工作物を設置した事業場を追加した場合
- ・変更の内容：保安規程第〇条に定める事業場を追加した。
 - ・変更の理由：工場を新設したため。
- （その2）必要設備のみの事業場に常用発電設備を設置する場合
- ・変更の内容：発電所を長期間停止する場合の措置を追加した。発電設備に係る点検基準を追加した。
 - ・変更の理由：当事業場に発電電圧〇〇〇V、出力〇〇kWの太陽電池発電設備を設置した。
- （その3）保安組織を変更する場合
- ・変更の内容：第〇条及び「電気工作物の工事、維持及び運用に関する組織系統図」を変更した。
 - ・変更の理由：社内組織の変更にもよる保安に関する組織を変更した。
- （その4）外部委託事業場等で隔月点検又は無停電年次点検を実施する場合
- ・変更の内容：点検間隔の変更
 - ・設備条件に適合するため、隔月点検、無停電年次点検を適用した。

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

保安規程

第1章 総 則

- 制定年月日： 年 月 日
変更年月日： 年 月 日

(目的)
第 1 条 ○○株式会社○○工場（以下「当工場」という）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第4 2 条第1 項の規定に基づき、この規程を定める。

(効力)
第 2 条 当工場の経営者及び従業者は電気関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。
（細則の制定）
第 3 条 この規程を実施するために必要と認められる場合には別に細則を制定する。
（規程等の改正）
第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

第 2 章 保安業務の運営体制
(業務分掌及び組織)
第 5 条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する責任の所在、並びに指揮命令系統を執行する組織は次に定めるところによる。
（1） 工場長は保安管理業務を総括管理する。
（2） 主任技術者は法令及びこの規程に基づく保安管理業務を監督する。主任技術者は職務を適確に遂行するために必要な知識・技能・職位にある者を選任する。
（3） 保安管理業務は主任技術者の監督のもと○○課長が実施する。
（4） 保安管理業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別図のとおりとする。
（設置者及び総括管理者の義務）
第 6 条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。
（主任技術者の義務）
2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重しなければならない。
3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。
（主任技術者の義務）
第 7 条 主任技術者は、総括管理者を補佐し、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
（従業者の義務）
第 8 条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
（主任技術者不在時の措置）
第 9 条 総括管理者は主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という）をあらかじめ指名しておくものとする。
2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。
（主任技術者の解任）
第 1 0 条 総括管理者は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、主任技術者の意に反して解任することができないものとする。

設 置 者 名					
事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地					
需 要 設 備	受 電 電 力	k W	受 電 電 圧	k V	
	発 電 電 力 (非常用予備)	k W	発 電 電 圧 (非常用予備)	V	
発 電 所	出 力	k W	周 波 数	H z	
	発 電 電 圧	V	定 格 容 量	k V A	
	原 動 機 の 種 類		系 統 連 系	有	無
	主任技術者	○○○○	選任年月日	○年○月○日	
特 記 事 項	1	巡視点検マニュアル	太陽電池発電所の場合は 連系電圧を記入する。		
	2	運転操作手順書			
	3	異常時操作手順書			
	4	電気工事作業心得			

本項は、保安規程本文ではないため、記載を変更しても保安規程変更は必要ない。

- (1) 主任技術者が、病気による欠勤が長期間にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認めたとき。
- (2) 主任技術者が、法令又はこの規程の定めるところに違反し又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
- (3) 主任技術者が、刑事事件により起訴されたとき。
- (4) 主任技術者が、転任又は退職等のとき。
- (5) その他不適当と認めたとき。

第3章 保安教育

(保安教育及び訓練)

第11条 ○○課長は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育及び事故・その他非常災害が発生した時の措置の訓練を計画的に行わなければならない。

第12条 主任技術者は、前条の教育及び訓練の実施状況及びその効果について確認しなければならない。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の設置、改造工事等の計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 ○○課長は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の必要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という）の計画を立案し、主任技術者の確認を受けなければならない。

3 前項の計画は当工場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行うものとする。

(工事の実施)

第14条 ○○課長は、電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当工場の業務活動等と調整を図り主任技術者の確認及び総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工しなければならない。

3 当工場の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

4 工事の実施にあたっては、次の事項について手順書等にて定めておくなければならない。

- (1) 停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中のしゃ断器、開閉器の誤操作の防止措置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 法定事業者検査

第15条 法定事業者検査は主任技術者の監督のもと、以下により適切に実施しなければならない。

- 2 設置者は主任技術者を検査責任者として、必要な検査体制を構築し検査を行わなければならない。
- 3 法定事業者検査 は、電気事業法で規定する検査の体制、検査の要員、検査の方法・判定基準、不適合の管理、記録等について、あらかじめ検査要領書を作成し、これに基づき実施する。
- 4 主任技術者は、法定事業者検査が検査要領書に基づき適切に実施されていること、及び検査結果が判定

基準に適合していることを確認する。

- 5 法定事業者検査の結果の記録は、法令に基づき作成し保存する。
(使用前自己確認)

第15条の2 設置者が使用前自己確認を行うにあたっては、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第39条第1項の技術基準に適合するものであることを確認するため
に十分な方法で行う。

- 2 使用前自己確認結果の記録は、法令に基づき作成し保存する。

第6章 保守

(巡視・点検・測定等の基準)

第16条 ○○課は電気工作物の保安のための巡視・点検及び測定を、別表○（別に定める細則）に定める基準により行わなければならない。

2 主任技術者は、前項の基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに当たっては、当工場の業務活動等と調整を図り、年度実施計画を作成し、工場長の承認を経てこれを実施しなければならない。

第17条 主任技術者は、巡視・点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第7章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は別表○（別に定める細則）によるものとする。

- 2 前項の基準は次の各号について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の順序、方法及び指令系統並びに連絡系統
- (2) 軽易な事故電気工作物に関し、修理し又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置
- (3) 必要に応じ四国電力株式会社の供給変電所又は○営業所との連絡
- (4) 緊急的に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

第8章 長期間の保管

(長期間の保管)

第20条 発電設備を長期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行い、また防錆防湿等必要な対策を講じるものとする。

(運転の開始)

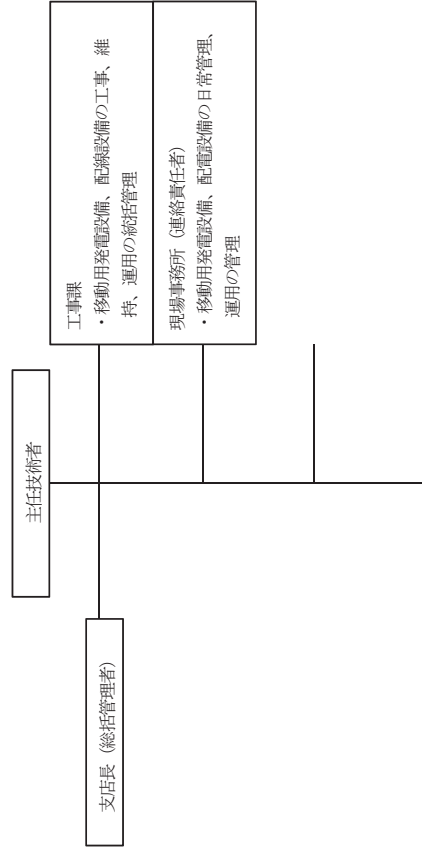
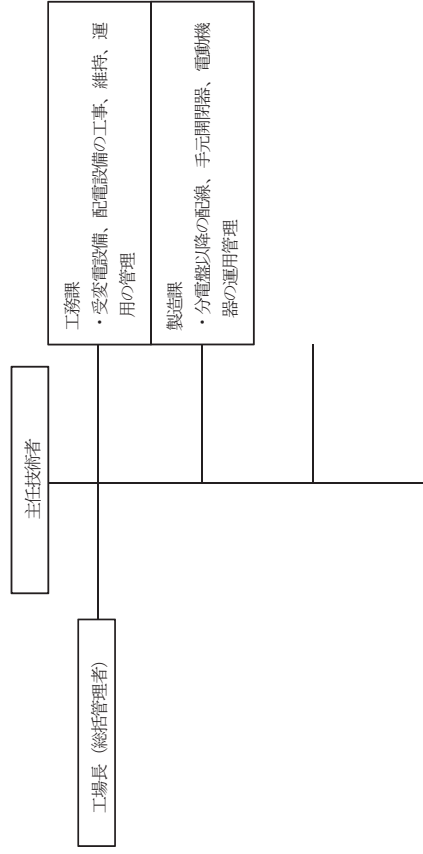
第21条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第9章 災害対策

(防災体制)

第22条 台風・洪水・地震・火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、応急

別図〇組織図



(その他別表、別図は省略)

資材を備蓄するとともに、災害発生に関する工場内の体制をあらかじめ整備し、並びに工場外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第23条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第10章 記錄

(保安に関する記録)

第24条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する記録は別表〇(別)に定める点検記録票により記録し、これを〇年間保存するものとする。

(注) 1 巡視・点検・測定記録(日常巡視点検・定期精密点検)

2 電氣事故記錄 (故障・怪事故・重大事故)

3 改良・修繕工事記録

4 運轉日誌（日常巡視点検・故障・軽事故を含む）

2 主要電気機器の保修記録別表〇(別)に定める電気機器台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

(法定事業者検査等の記録)

第25条 法定事業者検査の結果及び使用前自己確認結果は、法令に基づき記録し、保存するものとする。

第11章 責任の分界

(他者との責任の分界)

第26条 他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は四国電力株式会社との需給契約書に基づくものとする。

(事業場の構内)
第27条 この規程を適用する本事業場の構内は別図〇のとおりとする。

第12章 整備その他

(測定器具類の整備)

第28条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第29条 電気工作物に関する設計図・施工図・單線結線図・仕様書・取扱い説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第30条 関係官庁・電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書等については、その写しを必要な期間保存するものとする。

3. 主任技術者の選任

法第43条第1項において、自家用電気工作物の設置者は、事業場ごとに電気主任技術者免状の交付を受けている者の中から主任技術者を選任しなければなりません。

しかしながら、電気主任技術者免状の交付を受けている者を雇用することが困難な設置者に配慮し、各種手続き方法が定められています。有資格者の雇用状況を考慮して主任技術者の選任方法を決定し、それぞれの項目を参考の上、手続きを行って下さい。

(1) 主任技術者免状の交付を受けている者を選任する場合

A 社内の有資格者から選任する場合

設置者（みなし設置者を含む）の社員に電気主任技術者免状の交付を受けている者がいる場合には、その者を電気主任技術者として選任することができます。

なお、建設現場等で使用する移動用電気工作物に係る主任技術者の選任は移動用電気工作物を管理する本店、支店、営業所ごとに選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 電気主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】 ④ 主任技術者が選任する事業場に常駐しない場合は、主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① みなし設置者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（2）の基準を満足すること。 ② 主任技術者が事業場に常駐しない場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）④、⑤の基準を満足すること。

B 関連会社の有資格者を選任する場合

設置者の関連会社に電気主任技術者免状の交付を受けている社員がいる場合には、その者を電気主任技術者として選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 電気主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 主任技術者が所属する会社の承諾書【記載例6】 ④ 関連会社から選任する理由書【記載例5】 ⑤ 主任技術者が選任する事業場に常駐しない場合は、主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① 関連会社が、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）②ロ、ハの基準を満足すること。 ② 主任技術者が事業場に常駐しない場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）④、⑤の基準を満足すること。

C 派遣労働者又は設備管理会社（ビルメンテナンス会社）等の社員から選任する場合

事業場に常駐する派遣労働者又は自家用電気工作物を含む事業場の設備管理を委託している設備管理業者の社員で、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいる場合は、その者を主任技術者に選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 労働者派遣契約書又は設備保守管理契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① 派遣労働者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1） ①、設備管理会社の社員の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）②の基準を満足すること。

D 発電所又は系統に連系するための複数の事業場を直接統括管理する事業場に選任する場合

電圧17万ボルト未満の風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための電線路、変電所、開閉所等（以下「被統括事業場」という。）を直接統括管理する事業場（以下「統括事業場」という。）については、発電所や変電所等の事業場毎ではなく、統括事業場毎に電気主任技術者に選任することができます。

なお、統括事業場への選任は、保安組織、監視設備、設置者の保安管理業務への関与等について個別審査を行うことから、選任前に条件の適合状況について産業保安監督部の確認を受けてください。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 統括事業場の条件を満たしていることを証明する書類（保安規程を含む）
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内） なお、新たに設置する統括事業場への選任については、条件への適合状況を確認するため、選任の1月前までに事前にご相談いただきたい。
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の3. 基準を満足すること。

(省略)

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

- ② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

- (2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第4項ただし書の承認についても、同様とする。

(省略)

Cのうち派遣労働者から選任する条件

Cのうち設備管理会社の社員から選任する条件

Aのうちみなし設置者の社員から選任する条件。なお、※下線については、受託者が技術基準適合義務を負うことを契約書に明記している場合とする

3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

（1）発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織（以下3.において「保安組織」という。）が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員（以下3.において「設置者等」という。）の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようにその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者（以下3.において「統括電気主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括電気主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 被統括事業場の種類に応じて、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

ハ 統括電気主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

□により選任する場合の条件。条件に適合しない場合は個別事業場毎に選任を行う必要がある。

(前ページより続き)

(2) 自家用電気工作物である水力発電所の統括事業場へのダム水路主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下3.において「統括ダム水路主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括ダム水路主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であって、かつ、統括事業場から2時間以内に到達できる場所にあること。

ハ 統括ダム水路主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括ダム水路主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

□により選任する場合の条件。条件に適合しない場合は個別事業場毎に選任を行う必要がある。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すこととする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場（この①において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同じ親会社の子会社である者の事業場

ニ (省略)

③ (省略)

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(以下省略)

Bにより選任する場合で関係会社の条件。

原則として役員又は資本出資が過半数

A、**B**により選任する場合で主任技術者が常駐しない場合の条件。※下線の点検頻度は保安管理業務外部委託に係る要件（告示）第4条を参照のこと。

【記載例3】

様式第46 (第55条関係)

共通

主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
〒000-0000
00県00市00町0-0氏 名
000株式会社
代表取締役 00 00 印

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の 名称及び所在地		(需要設備の場合) 000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0 (移動用電気工作物の場合) 00建設株式会社00営業所が統括する工事現場(香川県一円) 〒 - 00県00市00町0-0(営業所の住所)
選 任 し た 主 任 技 術 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	00 00 00年00月00日
	住 所	00県00市00町0-0
	主 任 技 術 者 免 状 の 種 類 及 び 番 号	第0種 第00-000000号
	主任技術者が主任技術者の 職務以外の職務を行っている 時は、その職務の内容	工務課長
	主任技術者の監督に係る 電 気 工 作 物 の 概 要	設備容量 KVA 最大電力 kW 受電電圧 V
	選 任 年 月 日	00年00月00日
解 任 し た 主 任 技 術 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	00 00 昭和00年00月00日
	住 所	00県00市00町0-0
	主 任 技 術 者 免 状 の 種 類 及 び 番 号	第0種 第00-000000号
	解 任 年 月 日	00年00月00日

最大電力は、契約電力を記入する。
 発電所、非常用予備発電設備がある場合には、出力及び電圧を記入する。

【記載例4】

主任技術者の執務に関する説明書

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地及び業務内容

名 称 ○○株式会社 ○○工場
所 在 地 ○○県○○市○○町○○-○
業務内容 工務課

選任する事業場が無人の太陽電池発電所等の場合は、運転状況を監視している事務所、待機所とする

2. 事業場までの距離、交通機関及び所要時間

(イ) 常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距 離 ○○km
交通機関 自家用車
所要時間 約○○分

選任する事業場までの到達時間は、常時勤務する事業場並びに自宅から2時間以内
(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の6.(1)④イ)

(ロ) 自宅から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距 離 ○○km
交通機関 自家用車
所要時間 約○○分

連絡責任者の選任
(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」 6.(1)⑤)

3. 連絡方法及び連絡責任者

TEL ○○○-○○○-○○○○
連絡担当者名 ○○ ○○

点検周期は保安管理業務外部委託に係る要件(告示)第4条に規定する頻度以上
(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」 6.(1)④ロ)

4. 当事業場における執務回数及び時間

設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上、その他の場合は毎月○回以上執務し、1回の執務時間は、○時間以上とする。
事故その他異常時においては、連絡責任者の連絡を受けて随時執務する。

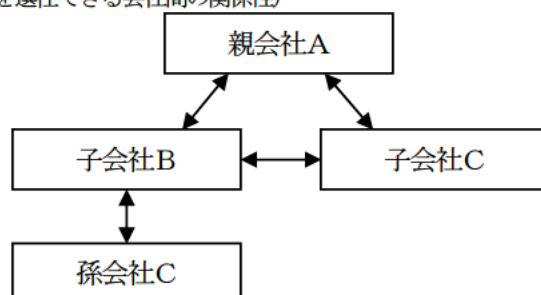
【記載例5】

関連会社から主任技術者を選任する理由書

当事業場は受電(連系)電圧○V、最大電力(出力)○kWの製造工場(太陽電池発電所)である。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社(資本出資○○%、役員の派遣○○%)である○○株式会社○○工場に勤務し、電気保安に関し経験の深い○○○○を選任することとしたい。

総株主の議決権の過半数を有する、資本金・役員の比率が過半数を超える等、財務及び事業の方針の決定の支配関係のある親・子・兄弟会社

(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」 6.(1)②)(主任技術者を選任できる会社間の関係性)



【記載例6】

兼務承諾書

○年○月○日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

△△株式会社
代表取締役 △△△△ 印

当社の社員である □□□□ を、下記により貴社 ××××工場 の電気主任技術者として兼務することを承諾します。
記

貴社の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気主任技術者として保安規程に基づき□□□□は
執務すること。

【記載例7】※契約書に以下の事項が明記されていない場合は覚書等により明確にしてください。

自家用電気工作物の保安に関する覚書

〇〇（事業場名）の自家用電気工作物の保安管理に関し、平成○年○月○日付で締結した委託契約（以下、原契約という。）において、〇〇株式会社（以下、甲という。）及び□□株式会社（以下、乙という。）は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関して次の事項を約するものとする。

1. 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）の意見を尊重すること。
2. 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）がその保安のためにする指示に従うこと。
3. 電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
4. 乙は、原契約及び本覚書に基づき、甲の自家用電気工作物が電気事業法第39条第1項で規定される技術基準に適合するよう維持する。また、技術基準に適合しない場合には、技術基準に適合するよう当該電気工作物を修理し、又は使用の制限あるいは停止の措置を行うものとする。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

主任技術者の責任及び甲乙の遵守事項の明記
(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の1.(1)①イロハ)

技術基準維持義務の明記
(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の1.(2))

みなし設置者は1～4の事項、派遣労働者又は設備管理会社の職員を選任する場合は1～3の事項について締結すること

○年○月○日

甲 〇〇県△△市□□町大字小字
〇〇株式会社
代表取締役 経済 太郎 印

乙 △△県□□市〇〇町123番地4
□□株式会社
社長 電力 三郎 印

(2) 主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合

設置者（みなし設置者を含む）の社員のうち、電気主任技術者免状の交付を受けていない者であっても、小規模な事業場であれば、第1種電気工事士免状取得者等、電気工作物について保安監督を行う知識及び技能があると認められる場合は、産業保安監督部長の許可を受けて主任技術者として選任することができます。

なお、建設現場等で使用する移動用電気工作物に係る主任技術者の選任は、移動用電気工作物を管理する本店、支店、営業所ごとに選任することができます。

申請書又は届出書の様式	主任技術者選任許可申請書【記載例8（様式第45）】
添付書類	① 選任を必要とする理由書【記載例9】 ② 選任しようとする者の知識、技能に関する説明書【記載例10】 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】 ④ 社員であることを証明する書類 ⑤ 選任しようとする者の技能・資格を証明する書類の写し （免状、資格証、卒業証明書並びに単位取得証明書等）
届出又は申請の時期	選任しようとする前
条件	通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の2.（1）許可基準を満足すること

（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）平成29年8月24日改正 抜粋）

（省略）

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

（1）（省略）

①（省略）

②（省略）

（2）（1）②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であつて、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、（1）の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、（1）中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱は、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書きの承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

（1）電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる設備又は事業場のみを直接統括する事業場

（イ）出力500キロワット未満の発電所（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧10,000ボルト未満の変電所

みなし設置者の条件は選任の場合を参照。

※下線なお書きにより、みなし設置者の社員は委託契約を締結した事業場の許可主任技術者として選任することができる。

許可主任技術者として選任できる事業場の規模条件の一覧

※下線の直接統括する事業場とは工事現場等で使用する移動用電気工作物を直接管理する支店、営業所等とする。

- (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（（ホ）に掲げるものを除く。）
- (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路又は配電線路を管理する事業場
- (ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場

- (イ) 出力500キロワット未満の発電所（（ホ）に掲げるものを除く。）
- (ロ) 電圧10,000ボルト未満の変電所
- (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（（ホ）に掲げるものを除く。）
- (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路

(ホ) 非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（ハに掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

ヘ その申請が最大電力100キロワット未満（非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満）の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(イ) 電気工事士法第3条第2項に規定する第2種電気工事士

(ロ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む。）に関する科目を修めて卒業した者

ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者、又はヘに規定する場合にあつては、ヘ（イ）若しくは（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

許可主任技術者として選任できる事業場の規模条件の一覧の続き

許可主任技術者として選任できる資格条件の一覧

※イの下線の条件により、電気主任技術者免状交付申請に必要な単位の取得が条件となる。

※ヘの下線の条件により第2種電気工事士等は発電所には選任できない。

※トの下線の条件にある同等の知識及び技能として、（社）内燃力発電設備協会 自家用発電設備専門技術者及び可搬形発電設備専門技術者がある。

【記載例 8】

様式第 4 5 (第 5 4 条関係)

主任技術者選任許可申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
代表取締役 00 00 印

電気事業法第 4 3 条第 2 項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の 名 称 及 び 所 在 地		(需要設備の場合) 000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0 (移動用電気工作物の場合) 00建設株式会社00営業所が統括する工事現場(香川県一円) 〒 - 00県00市00町0-0(営業所の住所)
選 任 す る 主任技術者	氏 名 及 び 生 年 月 日	00 00 00年00月00日
	住 所	00県00市00町0-0
主任技術者の監督に係る 電 気 工 作 物 の 概 要		設備容量 KVA 最大電力 kW 受電電圧 V

最大電力は、契約電力を記入する。
 発電所、非常用予備発電設備がある場
 合には、出力及び電圧を記入する。

選任を必要とする理由書

【例 1：需要設備、太陽電池発電所】

当事業場は受電（連系）電圧〇V、最大電力（出力）〇kWの製造工場（太陽電池発電所）です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむなく〇〇に電気工作物の工事、維持及び運用の監督を行わせざるを得ない事情にあります。とくに主任技術者の職務遂行にあたっては、保安規程を遵守し電気設備の保安の確保に留意します。

【例 2：移動用電気工作物】

当社（〇〇営業所）は〇〇一円（〇〇県）で一般土木工事を行っており、工事現場において必要の都度、リース業者より工事用発電設備を借用し使用しています。また、工事現場で使用する発電設備及び需要設備は500kW未満です。このような規模の小さな事業場であり、工事期間も比較的短期間であることから、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむなく〇〇に電気工作物の工事、維持及び運用の監督を行わせざるを得ない事情にあります。とくに主任技術者の職務遂行にあたっては、保安規程を遵守し電気設備の保安の確保に留意します。

選任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する

知識及び技能に関する説明書

【例 1 需要設備の場合】

〇〇 〇〇は、〇〇株式会社〇〇工場において、平成〇年〇月まで受電電力〇〇kWの需要設備について、主任技術者の指導を受けて現場従業員として電気工作物の運転・操作及び巡視・点検などの業務を行った。

平成〇年第1種電気工事士試験に合格（第〇〇号）し、〇〇株式会社〇〇工場において平成〇年〇月～平成〇年〇月まで〇〇kWの需要設備の設置工事を現場責任者として行い、引き続き同設備の保安業務を担当している。

【例 2 移動用電気工作物の場合】

今回選任しようとしている〇〇 〇〇は、下記の経歴のとおり、当社に平成〇年〇月に入社し、建設工事現場において工事用発電設備の設置・運転・操作及び巡視・点検等の指導・監督を行っています。

また、本人は〇〇の資格を有しております。（「〇〇証」の写しを添付）

期 間	経歴名称	内 容
〇年〇月	最終学歴	〇〇大学〇〇工学科卒業
〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇マンション建設工事	〇〇配属となり、建設工事現場における現場作業員として、工事用発電設備の設置、運転、操作及び巡視・点検を行った。
〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇工場建設工事	〇〇配属となり、建設工事現場における現場作業員として、工事用発電設備の設置、運転、操作及び巡視・点検を行った。
〇年〇月	資格取得	〇〇試験に合格する。

現在までの現場件数：〇〇件

(3) 既に選任している者を兼任させる場合

A 社内の主任技術者を兼任させる場合

既に選任している主任技術者であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、同一設置者（みなし設置者を含む）が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）の基準を満足すること。

B 関連会社の主任技術者を兼任させる場合

関連会社が既に選任している主任技術者であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、関連会社が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（関係会社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ② 社員であることを証明する書類 ③ 主任技術者が所属する会社の承諾書【記載例6】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 関連会社が、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）の基準を満足すること。

C 派遣労働者又は設備管理会社（ビルメンテナンス会社）等から選任されている主任技術者を兼任させる場合

設置者が既に選任している派遣労働者又は既に選任している設備管理会社の社員であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、派遣労働者又は設備管理会社の社員を同一設置者が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（関係会社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ③ 社員であることを証明する書類 ④ 労働者派遣契約書又は設備保守管理契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 派遣労働者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）①、設備管理会社の社員の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）②の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。

D 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合

同一敷地内に設置者の異なる自家用事業場が複数設置されている場合（工場の屋上に設置された屋根貸し太陽電池発電所等）であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（他社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例5】 ③ 社員であることを証明する書類 ④ 主任技術者免状の写し ⑤ 設備保守管理契約書の写し【記載例NO.4委託契約書（共通3）（39ページ）】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。

共通 兼任承認後の前任者の解任届

兼任の場合は、主任技術者業務に空白期間が生じないように、人事異動等で主任技術者が異動する前に兼任承認申請を行い、承認を得てから前任者の解任手続きを行って下さい。時間的制約で前述の手順が踏めない場合には、前任の主任技術者が解任された後は、保安規程に定めている主任技術者不在時の措置を適用し、主任技術者の代行者として主任技術者業務を行っていることとなります。

（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）平成29年8月24日改正 抜粋）

（省略）

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

（1）（省略）

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）

ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

Cにより兼任させる場合の条件

※下線は、同一設置者の自家用事業場のいずれかに常駐していることを示す。

（みなし設置者の条件は選任または兼任の場合を参照。）

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場（この①において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場（このニにおいて「原事業場」という。）と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者（このニにおいて「両設置者」という。）が次の(イ)から(ハ)までを満たす場合に係るもの

(イ) 両設置者間において締結されている1. (1) ①又は②の契約等において、規則第53条第2項第5号に規定された事項（点検頻度に関するものを除く。）に準じた事項が定められていること。

(ロ) (イ)に定める事項を、当該申請事業場及び当該原事業場に勤務する従業員その他の関係者に対し周知していること。

(ハ) 保安規程において、(イ)に定める協定を遵守する旨を定めていること。

③ 兼任させようとする者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(以下省略)

※下線は兼任事業場の共通条件で、設備規模設備規模2000kW未満、兼任数は選任事業所を含め6カ所までを規定

Bにより兼任する場合で、関連会社の条件。
原則として役員又は資本出資が過半数

Dにより兼任する場合の条件
屋根貸し太陽電池発電所等、同一敷地内に設置者が異なる自家用事業場がある場合を想定

兼任する場合の共通条件。※下線の点検頻度は保安管理業務外部委託に係る要件（告示）第4条を参照のこと。

【記載例 11】

様式第44（第53条の2関係）

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
 00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
 代表取締役 00 00

印

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	00 00 00年00月00日
	住 所	〒 - 00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-0000号
選任しようとする事業所の名称及び所在地		000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0
既に選任されている事業場	名称及び所在地	000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0
	選任された期日	00年00月00日

選任されている事業場が複数ある場合はすべて記入する。

兼任を必要とする理由書

【例 1 兼任する事業場の設置者が同一の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず当社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 2 兼任する事業場の設置者が資本系列関係にある他社の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社（資本出資〇〇%、役員の派遣〇〇%）である〇〇株式会社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 3 設備管理会社の社員の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWのショッピングセンターです。当事業場の電気工作物を含む設備管理は株式会社〇〇と総合管理契約を締結しておりますが、電気主任技術者免状を有する者の配置が困難で、やむを得ず当社〇〇ショッピングセンター（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 4 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合】

当事業場は連系電圧〇V、最大出力〇kWの太陽電池発電所です。このような設備規模であり、かつ無人発電所でもあるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず同一敷地内にある〇〇株式会社〇〇工場の（受電電圧〇V、最大電力〇〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

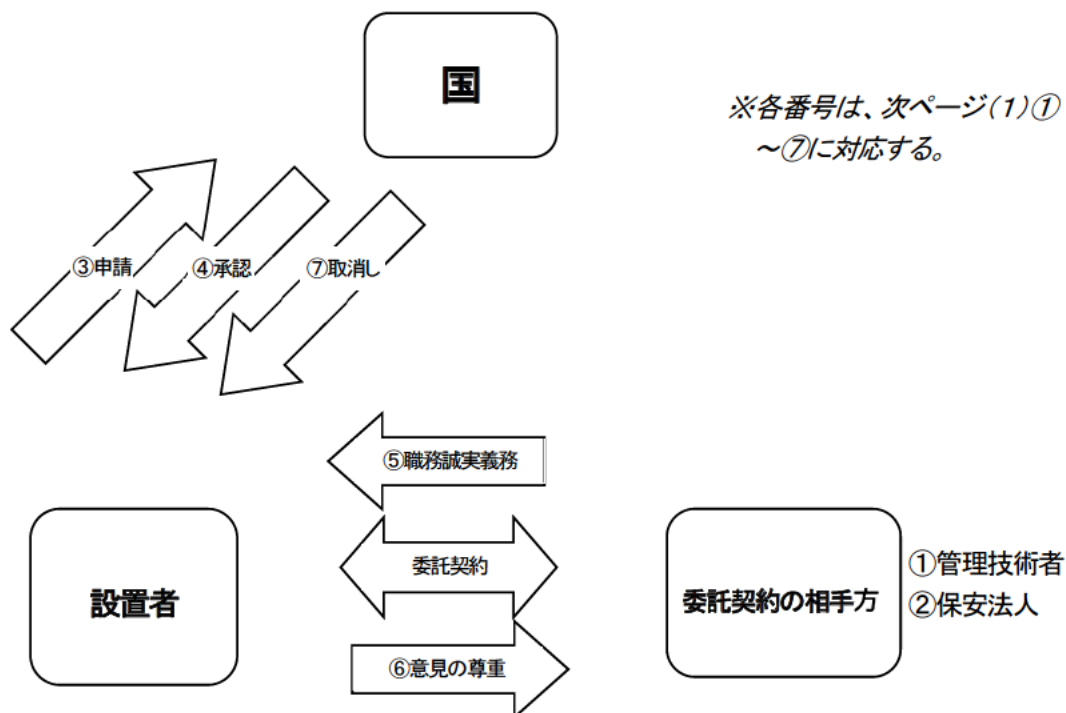
(4) 保安管理業務を外部に委託する場合

規則第52条第2項の規定により、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下、「保安管理業務」という。）の委託契約を、一定の要件に該当する者（管理技術者、保安法人）と締結しているものであって、保安上支障がないものとして産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができます。

（規則 第52条第2項 抜粋）

次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場



4-1 外部委託承認申請制度

① 管理技術者の要件（規則第52条の2第1号）

委託契約の相手方である管理技術者が満たすべき要件は、規則、告示、審査基準で定められています。

(規則 第52条の2第1号) 前条第二項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。 一 個人事業者（事業を行う個人をいう。） イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。 ロ 別に告示する要件に該当していること。	告示（要件） 第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>三年</u> 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>四年</u> 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>五年</u>
ハ 別に告示する機械器具を有していること。 ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。	告示（機械器具） 第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。 ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。 一 絶縁抵抗計 二 電流計 三 電圧計 四 低圧検電器 五 高圧検電器 六 接地抵抗計 七 騒音計 八 振動計 九 回転計 十 継電器試験装置 十一 絶縁耐力試験装置
ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 審査基準（個人事業者の兼業等） 4. (1) 規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他の職業を有している場合には審査に当たり特に慎重を期することとする。 へ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。 本人からの宣誓書で確認	告示（換算係数） 第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を除くものとする。 2 次の表の上に掲げる事業場の換算係数は前項の表当該事業場の項の規程にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。 3 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は<u>三十三</u>とする。

②保安法人の要件（第52条の2第2号）

委託契約の相手方である保安法人の満たすべき要件は、管理技術者と同様に、規則、告示、審査基準で定められています。

(規則 第52条の2第2号) 二 法人 イ 前条第二項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。 ロ 別に告示する機械器具を有していること。 ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じ、別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。 ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。 ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。	個人事業者と同じ（イ、ロ、ハ）	審査基準（法人のマネジメントシステム） 4. (2) 規則第52条の2第2号については、<u>保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認に当たっては、次の項目が全て満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。</u> ① 保安業務従事者は規則第52条第2項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下「法人」という。）の役員又は従業員であること。 ② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。 ③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。 ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件に全てに該当すること。 イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。 ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。 ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示（平成15年経済産業省告示第249号）第3条第2項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。 ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。
--	------------------------	--

法人からの宣誓書で確認

③外部委託承認申請（規則第53条第1項）

外部委託承認を受けようとする者は、次の書類を産業保安監督部長に提出しなければなりません。

- イ. 保安管理業務外部委託承認申請書
- ロ. 委託契約の相手方の執務に関する説明書
- ハ. 委託契約書の写し
- ニ. 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

（規則 第53条第1項）

第五十二条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 委託契約の相手方の執務に関する説明書
- 二 委託契約書の写し
- 三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

④外部委託承認の条件（規則第53条第2項）

外部委託承認の条件は、規則第53条第2項に規定されていますが、より具体的な内容は、告示・審査基準に規定されています。

（規則 第53条第2項）

経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

- 一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。
- 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。
- 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
- 四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

審査基準（法人の保安業務担当者等の明確化）

4.（3）規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

契約書により確認

火薬類取締法の火薬類製造事業場、鉱山保安法施行規則の石炭坑など

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。

告示第4条参照

審査基準（委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等）

4.（5）規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ 電気管理技術者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる自家用電気工作物であつて、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

（イ）設備の特殊であるため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかに該当する自家用電気工作物）

（a）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（b）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（c）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械

（d）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（e）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

（ロ）設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（a）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（b）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（c）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（d）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（e）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（ハ）事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

（ニ）発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であつて、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。）を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、（イ）に掲げる項目について、（ロ）に掲げる設備等を対象として行う。

（イ）点検項目

- （a）電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- （b）電線と他物との間隔距離の適否
- （c）機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- （d）接地線等の保安装置の取付け状態

（ロ）対象設備等

- （a）引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- （b）受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- （c）受・配電盤
- （d）接地工事（接地線、保護管等）
- （e）構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- （f）発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- （g）蓄電池設備
- （h）負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の（イ）及び（ロ）までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

（イ）電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

※下線の信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け 20130920 商局第1号）4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について（平成25年9月経済産業省商務流通保安グループ電力安全課）」により、明確化されている。

（ロ）低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

（イ）低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

（ロ）接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

（ハ）保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

（ニ）非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

（ホ）蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

（ヘ）変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2.（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑥ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
ニ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）（以下「報告規則」という。）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

審査基準（連絡責任者の選任）

4.（6）規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

審査基準（事業場への到達時間）

4.（7）規則第53条第2項第6号中「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

⑤職務誠実義務（規則第53条第3項）

管理技術者及び保安法人並びに保安業務従事者は、職務を誠実に行わなければならない旨、規定されています。

なお、本項に違反した場合には、承認取消しの対象となっています。

（規則 第53条第3項）

次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

- 一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）
- 二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）
- 三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）
- 四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）
- 五 保安業務従事者

⑥設置者の義務（規則第53条第4項）

外部委託承認を受けた設置者は、事業場の保安を確保するに当たり、外部委託先の意見を尊重しなければならない旨、規定されています。

（電気事業法施行規則 第53条第4項）

第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

⑦外部委託承認の取消しの条件（規則第53条第5項）

外部委託承認の取消しの条件が規定されています。

（規則 第53条第5項）

経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 四 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき。

※ 設置者が主任技術者の意見具申にもかかわらず、継続して故意に点検（年次点検を含む。以下同じ。）等を実施しなかった場合は、保安規程遵守義務違反となります。これは、保安確保に支障を生じる恐れがあるため、承認の取り消しとなる場合があります。

また、管理技術者又は保安法人が怠慢により年次点検等を実施しなかった場合は、承認の取り消しのほか、職務誠実義務違反により、免状返納を命じられる場合もあります。

4－2 手続き

自家用電気工作物設置者は、委託先の電気管理技術者が省令等で規定されている要件を満足していることを確認し申請書を作成して下さい。申請は保安管理業務外部委託契約締結後となります。また、委託契約の相手方が管理技術者か保安法人かにより添付書類の様式が異なりますので下表を参考にしてください。

No.	書類名	提出時期	記載例	
			管理 技術者	保安 法人
1	保安管理業務外部委託承認申請書	申請毎	共通 1	共通 1
2	委託契約の相手方の執務に関する説明書	申請毎	個人 1	法人 1
3	委託契約の相手方が委託契約をしている事業場一覧表	申請毎	共通 2	共通 2
4	委託契約書（写し）	申請毎	共通 3	共通 3
5	設備条件確認書	申請毎 （隔月に 1 回以上又は 3 ヶ月に 1 回以上の点検頻度の場合のみ。小規模高圧需要設備の場合は添付不要。）	共通 4	共通 4
6	絶縁監視装置の設置に係る設備調査表	申請毎 （絶縁監視装置の設置に係る事業場のみ。）	共通 5	共通 5
7	絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書	申請毎 （絶縁監視装置の設置に係る事業場のみ。）	共通 6	共通 6
8	委託契約の相手方が要件に該当することを証する書類			
	・ 電気主任技術者免状の写し	最初の申請時	—	—
	・ 実務経歴証明書	最初の申請時	共通 7	共通 7
	・ 他に職業を有していないことの説明書	最初の申請時	個人 2	法人 2
	・ 機械器具保有状況届出書 （試験装置貸し出し承諾書等を含む）	最初の申請時	個人 3	法人 3
	・ 宣誓書の写し	申請毎	個人 4	法人 4
9 （法人のみ）	・ 雇用証明書	最初の申請時		法人 5
	・ 電気保安法人が保安管理業務を遂行するための体制（マネジメントシステム）が必要な要件を満たしていることを証する書類	最初の申請時		法人 6

4-3 記載例

【NO. 1 保安管理業務外部委託承認申請書（共通1）】

様式第43（第53条関係）

保安管理業務外部委託承認申請書

中国四国産業保安監督部長 殿

設置者の郵便番号、住所
を記入する。

年 月 日

住 所 〒0000-0000
00県00市00町0-0

氏 名 000株式会社
代表取締役 00 00

法人は代表取締役名等、団体は
理事長名等で申請する。個人の
場合は、氏名だけを記入する。

印

印鑑は代表者印等を
押印する。

電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の規定により承認を受けたいので申請書

主任技術者を選任 しない事業場	名称及び所在地	000株式会社 00工場 〒0000-0000 00県00市00町0-0	最大電力 発電出力
	電気工作物の概要	設備容量 受電電圧 受変電設備容量 連系電圧	
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (保安法人の場合は名称)	(個人)0000 昭和0年0月0日生 (法人)0000株式会社	最大電力は、契約電力 を記入する。 発電所、非常用予備発 電設備がある場合に は、出力及び電圧を記 入する。
	住 所	〒0000-0000 00県00市00町0-0	
	主任技術者免状の 種類及び番号	第0種 第00-000000号	
委託契約を締結した年月日		00年0月0日	委託契約の相手方 が法人の場合は省 略する。

【NO. 2 委託契約の相手方の執務に関する説明書（個人1）】

委託契約の相手方の執務に関する説明書

1. 委託契約の相手方の事務所の所在地

所在地 ○○県○○市○○町○—○

現住所と同じであれば、「現住所
に同じ」と記入する。

2. 委託契約の相手方の事務所から当該事業場までの距離、所用時間及び交通機関

距離（道程） ○○k m

到達時間 ○○分

交通機関 自動車

到達時間は、法定速度をもとに
算出する。

高速道路を利用する場合には、
その旨記入する。

到達時間は原則2時間以内

3. 委託契約の相手方の当該事業場における執務回数

月 回 以上

需要設備の設置、改造等の工事期間中にあつては毎週1回以上

告示に基づく執務回数を記入する。

4. 連絡責任者の役職名及び氏名

役職名

氏 名 ○○ ○○

工事期間中の執務回数について
も告示に定められています。

5. 事故その他緊急時における連絡方法

委託契約の相手方の事務所に電話をもって連絡します。

（電話番号 ○○○—○○○—○○○○、携帯 ○○○—○○○○—○○○○）

連絡責任者は事業場に常駐する
者から選任する。また、役職は、
「代表取締役、工場長、店長」等
を記入する。

【NO. 2 委託契約の相手方の執務に関する説明書（法人1）】

委託契約の相手方の執務に関する説明書

1. 委託契約の相手方の法人名及び業務実施機関名並びに住所

法 人 名 ○○○株式会社
 実施機関 ○○事業所
 住 所 ○○県○○市○○町○—○

事業所、営業所等を記入する。

2. 業務実施機関から当該事業場までの距離、所用時間及び交通機関

距離（道程） ○○k m
到達時間 ○○分
交通機関 自動車

到達時間は、法定速度をもとに算出する。

高速道路を利用する場合には、その旨記入する。

到達時間は原則２時間以内

3. 委託契約の相手方の当該事業場における執務回数

告示に基づく執務回数を記入する。

月 回

需要設備の設置、改造等の工事期間中にあつては毎週1回以上

工事期間中の執務回数についても告示に定められています。

4. 連絡責任者の役職名及び氏名

役職名 氏 名 ○○ ○○

連絡責任者は事業場に常駐する者から選任する。また、役職は、「代表取締役、工場長、店長」等を記入する。

5. 事故その他緊急時における連絡方法

委託契約の相手方の事務所に電話をもって連絡します。

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇、携帯 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)

6. 保安業務担当者

保安業務担当者名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
電気主任技術者免状の 種類及び番号	第〇種 第〇〇-〇〇〇〇〇号

【NO. 3 委託契約の相手方の執務に関する説明書（共通2）】

他に保安業務を受託している事業場一覧表

保安法人の場合には、保安業務担当者氏名を記入する。

電気管理技術者氏名

年 月 日

No.	設置者名	事業場名	所在地	設備 容量 (kVA)	最大 電力 (kW)	受電 電圧 (V)	発電出力 (kW)		点検 回数	換算 係数	承認 年月日	お客様番号	備考
							常用	非常用					
1													申請に係る委託契約時点での 契約事業場（承認申請準備中 を含む）
2													
3													
4													
5													電力会社の契約番号を記入
6													
7													
8													
9													
10													

P

点

件

計

点

件

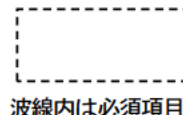
計

点

総ページ数を記入する。

総合計は、最終ページに記入する。3

3点を超過しないこと



自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「甲」といいます。)と 〇〇 〇〇(以下「乙」といいます。)とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。 ）の委託について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

規則第52条第2項

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 〇〇〇株式会社 〇〇工場
- (2) 事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
- (3) 需要設備（※太陽電池発電所の場合は連系のための受変電設備と読み替える）

設備容量	〇〇〇キロボルトアンペア
受電電力	〇〇〇キロワット
受電電圧	〇〇〇ボルト
- (4) 非常用予備発電装置（※常用発電設備がある場合は発電設備と読み替える）

発電機定格容量	〇〇〇キロボルトアンペア
発電機定格出力	〇〇〇キロワット
発電機定格電圧	〇〇〇ボルト
原動機の種類	〇〇〇

発電所の記載例

(5) 発電設備

発電所定格出力 100 kW（パワコン容量）

連系電圧 6.6 kV

原動機の種類 太陽電池

第2条（保安管理業務の内容）

1 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとします。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは四国電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきてるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。このほか、乙は該当電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとします。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

第3条（点検の頻度と監視装置）

規則第53条第2項第5号

1 第2条第1項に定める乙が実施する保安管理業務の点検の頻度は次のとおりとします。

- (1) 月次点検 月 回 以上
- (2) 年次点検 年 回
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中 毎週1回以上

例) 毎月1回 以上
隔月 1回以上
三ヶ月に1回以上

2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は毎週1回とします。

3 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおりとします。

監視装置（絶縁監視装置）

監視装置がない場合は削除

4 監視装置（絶縁監視装置）は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行います。

第4条（委託手数料）

1 第2条第1項各号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

ただし、第2条第1項各号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手数料は、別に乙の定める規程によりその都度算定します。

月額手数料 _____ , _____ 円

2 前項以外の手数料は、乙の別に定める規程によりその都度算定します。

第5条（連絡責任者等）

規則第53条第2項第5号

内規4. (6)

1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、原則として連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第6条（甲及び乙の義務）

規則第53条第4項

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

規則第53条第3項

【管理技術者の場合】

第7条（電気管理技術者の資格等）

内規4.（5）

- 1 甲は、乙と委託契約を締結する際に面接等を行い本人確認を行うものとします。
- 2 甲は、乙が点検等を実施する際に乙が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとします。

第8条（点検の報告及び記録の保存）

- 1 甲は、乙が行う点検等の終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を○年間保存しなければなりません。

【保安法人の場合】

第7条（保安業務担当者の資格等）

内規4.（3）（5）

- 1 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- 2 甲は、乙の保安業務担当者が点検を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとします。
- 3 乙は、前各項で定める保安業務担当者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事務所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様にします。

第8条（点検の報告及び記録の保存）

- 1 甲は、乙の保安業務担当者が行う点検等の終了時に乙の保安業務担当者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を○年間保存しなければならない。

第9条（甲及び乙の協力）

- 1 次に掲げる場合は協議の上、乙は甲に協力するものとします。
 - (1) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合。
 - (2) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、工事を実施する場合、及び、工事が完成した場合に竣工検査を行う場合。
 - (3) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転操作、保安体制等について定める場合。
 - (4) 電力会社等との責任分界または需要設備構内を変更する場合。

- (5) 相続等により権利義務の承継があった場合。
- (6) 主務官庁が法令に基づく立入検査を受ける場合。
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、又は、演習訓練を行う場合。

第10条（甲及び乙の通知義務）

- 1 乙は甲に、乙への連絡方法、その他の必要事項を通知するものとします。
- 2 甲は乙に、電気事故その他の災害の発生状況及び電気の保安に関する組織変更等について通知するものとします。

第11条（損害賠償）

- 1 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第12条（機密の保持）

- 1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らさないものとします。

第13条（契約期間内の更改）

- 1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 常用発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6) 甲が保安規程を変更する場合
 - (7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第14条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができるものとします。
 - (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1カ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合

(5) 発電所の出力が2,000kW以上（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外の発電所については1,000kW以上）となったとき

(6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

第15条（契約期間）

1 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

ただし、この保安管理業務の委託契約の期間満了までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

第16条（契約事項等の解釈）

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

年 月 日

委託者（甲）

住 所

氏 名

印

受託者（乙）

住 所

氏 名

印

【NO. 5 設備条件確認書（共通4）】

設備条件確認書

当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を○ヶ月に1回以上とします。

事業場名		作成者名	
設備条件		設備容量	
		100kVA以下	100kVA超過
1	棚外にわたる高圧電線路がないもの 柱上に設置した高圧変圧器がないもの 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの	適・否 適・否 適・否 適・否	適・否 適・否 適・否 適・否
2	受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。） 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの 引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの	適・否 適・否 適・否	－ － －
3	低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有するもの メーカー名 製品名 型 式	－	適・否
4	非常用照明設備、消防用設備、昇降機、その他非常用に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあるもの	－	適・否
	点検頻度	3ヶ月に1回	2ヶ月に1回

- ① 適・否のいずれかに○を付けて下さい。
② すべての項目を満たすこと。ただし、100kVA超過の設備については、3又は4の設備条件を満たすこと

【NO. 6 絶縁監視装置の設置に係る設備調査表（共通5）】

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表
（Io方式の絶縁監視装置）

条 件	判 定
(1) 変圧器の2次側において低圧電路の各種接地工事接地線を介して電路と大地間に流れる漏れ電流（Io）の変化を的確に検知すること。この場合において検知する箇所は原則として変圧器のバンク毎とする。なお、装置の対象電路は、絶縁不良が無い定常状態においてのIoが十分小さいこと。 電灯 mA、動力 mA、電灯・動力 mA ※測定値が基準を満たさない場合は毎月点検とする。	適 ・ 否
(2) 漏れ電流が50mA以上に達した時、警報を発するものであること。	適 ・ 否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適 ・ 否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。 300kVA以下の場合は、次のア及びイの条件でも可とする。 ア、連絡する責任者が常駐する場所に（2）の警報を自動的に通報する装置を有していること。 イ、連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約の相手方に通報できる手段を有していること。	適 ・ 否
(5) Io方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方の対応は、次により行うこと。 ア、警報が出たときは、電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。 イ、（4）のイ、の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の委託契約の相手方の対応は、（5）ア、に準じて行うものとする。	適 ・ 否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び警報解除による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。	適 ・ 否

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表
(Igr方式の絶縁監視装置)

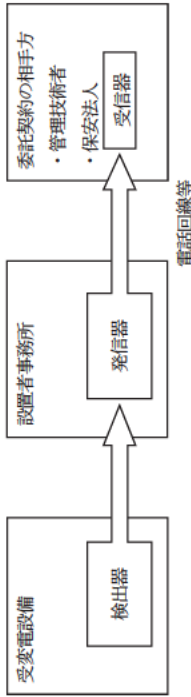
条 件	判定
(1) 商用周波数と異なる周波数の交流電圧を低圧電路のB種接地工事の接地線 を介して加え、電路と大地間に流れる漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に 起因する電流成分（Igr）のみを分離して計測する等、低圧電路の漏れ電流 のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分の変化を的確に検知するもの であること。 電灯 mA、動力 mA、電灯・動力 mA	適 ・ 否
(2) 対地絶縁抵抗に起因する電流成分が50mA以上に達した時、警報を発するもの であること。	適 ・ 否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適 ・ 否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方 に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。 300kVA以下の場合は、次のア及びイの条件でも可とする。 ア. 連絡する責任者が常駐する場所に（2）の警報を自動適に通 報する装置を有していること。 イ. 連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約 の相手方に通報できる手段を有していること。	適 ・ 否
(5) Igr方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安 業務の委託契約の相手方の対応は、次により行うこと。 ア. 警報が出たときは電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作 物の状態を確かめると共に、必要に応じて速やかに当該電気工作物の点 検を行うこと。 イ.（4）のイ.の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の 委託契約の相手方の対応は、（5）ア.に準じて行うものとする。	適 ・ 否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び試験値による検知動作の確認、設定 値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動 伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。 年 回	適 ・ 否

絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書

1. 装置の構成

絶縁監視装置の構成は下図のとおり。

受変電設備に設置する絶縁検出器（以下「検出器」という。）及び事務所等に設置して検出器からの信
号を電話回線等を使用して自動伝送する発信器及びその信号を受信する〇〇保安法人株式会社（以下「受
信器」という。）と受信器より構成される。受信器で警報を受信した場合は、電気工作物の異常の有無を電話で確かめ
るとともに、必要に応じて速やかに電気工作物の点検を行う。



2. 各機器の性能

- (1) Igr検出器（対地静電容量の大きな自家用設置者に使用します。）
 - 変圧器のB種接地線に監視用の基準信号を注入し、対象電路からB種接地線に還流してくる漏れ電
流を検出用変流器で検出し監視用信号成分を分離抽出します。
 - 抽出された信号成分を静電容量抑圧回路で抑圧し、対地絶縁抵抗に起因する電流を使用電圧に換
算した後、警戒レベル警報（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上
の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。
 - 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。
- (2) Io検出器（対地静電容量の小さな自家用設置者に使用します。）
 - 変圧器のB種接地線に設置した検出用変流器より検出される漏れ電流を整流増幅して、警戒レベ
ル警報値（50mA）、特別警戒レベル警報（200mA）と比較し、それ以上の場合は警報表示ラ
ンプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。
 - 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。
- (3) 発信器
 - 検出器の信号を受信すると、自動ダイヤルで〇〇保安法人の受信器を呼び出し、接続します。
 - 受信器と接続された発信器は、検出器からの信号情報を受信器に伝送し、受信器が正常に受信し
たことを確認した後、電話回線を開放し送信を終了します。
- (4) 受信器
 - 発信器からの信号情報を受信すると、受信日時、警報の状態及び自家用情報を表示するとともに、
記憶装置に記録しブザー等で警報を知らせます。

3. 絶縁監視装置のメンテナンス

定期的に絶縁監視装置のメンテナンスを行い、常に正常な稼働状態を保つようにします。

【作成モデル2】

-

戸籍抄本等のとおり記載してください		生年月日		年	月	日生
氏名		(ふりがな)		(元号は略称記号を用いないこと)		
郵便番号、住居表示 (何番何号何々方、〇〇会社社名何号機何号室まで明記) を記載してください。 (〒		)				
E.L		携帯				
勤務先および役職名		勤務先名称及びその事業場での役職名を記入してください。但し、すでに退職した事業場から証明を受ける場合には、記入する必要はありません。				
(TEL)		※内線まで記載				

期間			役職名	職務の内容	電気工作物の概要
自	至	年数			事業場の名称
年月	年月	年月			事業場の所在地
〇年	〇年	〇年	〇〇科	職務の内容の記載にあたっては、下記のポイントを考慮して下さい。なお、箇条書きはしないでください。 〇〇年〇〇月〇〇日 第〇種電気主任技術者免状取得 (第〇〇-〇〇〇〇〇号) 1. 概要 ①業務開始年月日の記載 (例：昭和〇年〇月〇日から、・・・・・・) ②どのような立場で (例：保安担当者、運転員として・・・・・・) ③誰の指導の下で (例：電気主任技術者 〇〇 〇〇 [第〇種 第〇〇-〇〇〇〇〇号] の下・・・・) <注：必ず氏名、種別及び番号を記載> ④何に基づいて (例：保安規程、社内規程に基づき・・・・) ⑤どのような場所 (例：発電所、変電所、需要設備の・・・・) ⑥どのような電気工作物について (例：右の電気工作物、・・・・・・) ⑦どのような業務に従事したか (例：保安業務、運転業務・・・・・・) 2. 業務の実施方法 (1) 申請者が所属する課又は係の勤務体制を記載して下さい。	〇〇〇
〇月	〇月	〇月	〇〇工場		〇〇〇
〇月	〇月	〇月	〇〇課		〇〇〇
			〇〇係長		〇〇〇

期間は、何年何月と記載してください。電気主任技術者の(計可を含む)地位にあれば役職欄にその旨を記載してください。

事業場ごとに、業務の実施方法が異なるので、申請者が勤務している事業場全体の電気設備等の概要及び保守管理形態についても記載してください。なお、委託管理契約に基づく実務経験の場合(ドイルメンテナンス会社等に所属している者)は、委託会社(設置者)での保守管理体制についても記載してください。

申請者自身が関わった電気工作物について次の事項を記載。

1. 発電所
出力
・発電機
電圧
出力
台数
・主要変圧器
電圧
一次/二次
相数
容量
台数
・遮断器
種類
電圧
遮断容量
台数
・断路器
電圧
電流

上記の実務経歴を有することを証明する。

住所

訂正明人

2. 工事の場合

記載方法は、維持・運用に準じる。但し、職務の内容に関する部分についてのみ記載

職務の内容の記事にあたっては、下記のポイントを考慮して下さい。なお、簡条書きはしないで下さい。また、各事ごとに、期間、役職名、職務の内容及び電気工作物の概要を改めて記載して下さい。

第〇種電氣主任技術者免狀取得
(第〇〇—〇〇〇〇号)

○○○工場○○設備○○工事

1. 概要

①どのような立場で

(例：工事係長、工事業者、・・・)

②誰の指導の下

③何に基づいて

(例:施工図、機器配置図、・・・・・・)

④どのような業務に従事した

(例：需要設備の新設工事・・・・・・・・・・)

2. 業務の実施方法

(1)勤務体制等を記載してください。

(勤務時間、当該工事に携わった人数等)

(2) 上記における申請者の位置づけ(担当)を記載すること。

3. 設計業務

① いままでの

(例：昭和〇年〇月〇日から・・・の間)

②どのような電気工作物について

③どのような方法、考えで設計し

④何を作成したか

年 月 日

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日

印

また、電気事業法施行規則第52条第2項の承認を受ける個人事業者である限り、今後も保安管理業務以外の職業につきません。

【NO. 8 他に職業を有していないことの説明書（法人2）】

保安業務担当者を他の業務に従事させていないことの説明書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名

印

下記の者を保安管理業務以外の職務に従事させていません。
また、下記の者が電気事業法施行規則第52条の2に定める保安業務担当者である限り、今後も保安管理業務以外の業務に従事させません。

記

保安業務担当者氏名

〇〇 〇〇

【NO. 8 機械器具保有状況届出書（個人3）】

機械器具の保有状況届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名

印

電気事業法施行規則第52条の2第1号ハに基づく機械器具を、下記のとおり保有していることを届け出ます。

記

機械器具名称	保有台数	型式番号
絶 縁 抵 抗 計		
電 流 計		
電 圧 計		
低 圧 検 電 器		
高 圧 検 電 器		
接 地 抵 抗 計		
騒 音 計		
振 動 計		
回 転 計		
継 電 器 試 験 装 置※		
絶縁耐力試験装置※		

※ 機械器具を他から借り受けて使用する場合は、それを証する書面を添付して下さい。
※ 写真を添付して下さい。

【NO. 8 機械器具保有状況届出書（法人3）】

機械器具の保有状況届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

年 月 日

住所
氏名

印

電気事業法施行規則第52条の2第2号ロに基づく機械器具を、下記のとおり保有していることを届け出ます。

記

機械器具名称	保有台数	型式番号
絶縁抵抗計		
電流計		
電圧計		
低圧検電器		
高圧検電器		
接地抵抗計		
騒音計		
振動計		
回転計		
継電器試験装置※		
絶縁耐力試験装置※		

※ 機械器具を他から借り受けて使用する場合は、それを証する書面を添付して下さい。
※ 写真を添付して下さい。

【NO. 8 宣誓書の写し（個人4）】

宣誓書

設置者あて 殿

私は、受託する保安管理業務以外に職業を有しておらず、今後も保安管理業務を行っている間には他の職業をあわせて行うことはいいたしません。
また、これまで電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しに関し責任を問われたことはありません。

以上、宣誓します。

年 月 日

電気管理技術者

氏 名 印

【NO. 8 宣誓書の写し (法人4)】

宣誓書

設置者あて 殿

当社は、これまで電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しに関し責任を問われたことがないこと、また、同規定による取消しに関し責任を問われた者を保安管理業務に従事させていないことを宣誓します。

年 月 日

法人名
代表者

印

【NO. 9 雇用証明書 (法人5)】

雇用証明書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名
印

下記の者は、当 (法人名) の従業員であることを証明いたします。

記

保安業務従事者氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
雇 用 年 月 日	年 月 日

【NO. 9 保安管理業務マネジメント規程 (法人6)】

保安管理業務マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、保安管理業務を計画的かつ確実に実施するためのマネジメントに関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、電気主任技術者の外部委託承認制度に基づき保安管理業務に適用する。

(組織)

第3条 ○○○株式会社には、別表第1のとおり本店及び3支店を置く。

2 支店には、別表第1のとおり支店直轄のほか、必要に応じ事業所を置く。

(役割)

第4条 本店は、保安管理業務の統括業務を行うとともに、各支店共通業務及び支援業務を行い、支店は、各支店で完結して保安管理業務を行う。

2 支店には、別表第2のとおり各職位を置く。なお、検査員を除く職位を管理者という。

(1) 支店直轄には支店長、自家用電気部長、保安課長、課長代理のライン管理者と、支店全般に

わたる業務を行う管理課長、業務指導担当の横制的管理者及び検査員を置く。

(2) 事業所には事業所長、保安課長、課長代理と検査員を置く。

3 管理者及び検査員は保安管理業務を共同で行うが、各々の役割は別表第3のとおりとし、その概要は次のとおりとする。

(1) ライン管理者の主たる役割

①保安管理業務の全体計画の策定

②事業場担当者の決定

③月次点検、年次点検の指示

④電気事故応動、絶縁応動の指示、並びに応動結果に対するチェックと指導

⑤点検結果のチェック、並びに必要な措置事項についての指示

⑥業務遂行に必要な備品等の整備、管理

⑦技術レベルの維持、向上

(2) 横制的管理者の主たる役割

①工程管理全般

②受託手続きの管理

③点検業務等の指導育成計画の作成

④技術情報の提供、収集

(3) 検査員の主たる役割

①月次点検、年次点検などの点検業務

②電気事故応動

③受託事業場で行う電気相談及び保安教育

(保安業務従事者の資格等)

第5条 保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）は、管理者及び検査員のうち次の要件を満たす者とする。

(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者

(2) 経済産業省告示に定める実務に従事した期間を満たすとともに、そのことについて産業保安

監督部の確認を受けている者

(3) 電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、そ

の取消しの日から2年を経過していないものでない者。

(従業員の定義)

第6条 保安業務従事者は、次の条件を満たす従業員とする。

(1) 就業規則に定められた職員、特別職員、嘱託、検査専門職であること。

なお、各職種ごとの所定労働日数に偏りがないこと。

(2) 常時勤務場所に出動し、保安管理業務に従事していること。

(3) ○○健康保険に加入していること。

(4) 雇用保険に加入していること。ただし一般保険者又は高年齢継続被保険者であって、短時間

被保険者でないこと。

(受託事業場の配分)

第7条 受託事業場ごとに、保安業務従事者の中から当該事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）を定める。

2 保安業務担当者ごとに、受託事業場の換算係数が33点未満であることを、持ち換算係数管理表で常に管理する。

3 前項に定める換算点数の確認に当たっては、保安業務従事者である支店長及び事業所長は、保安管理業務以外の業務量に応じ、告示第3条第2項に定める換算係数を減ずる。

4 受託事業場の保安業務担当者に変更を生じた場合は、事業場の設置者並びに産業保安監督部長に届け出る。

(点検の実施)

第8条 保安業務担当者は担当事業場の点検を自ら実施する。

2 保安業務担当者が病気等のやむを得ない事由により業務を行えない場合は、他の保安業務従事者が代替する。ただし、保安業務担当者が当該事業場を継続して2回以上又は年に複数回点検を実施できない場合は、保安業務担当者を交代する。

第9条 前条の規定にかかわらず、受託事業場を担当する管理者（以下「担当管理者」という。）が、職務上の指揮命令下にある保安業務従事者に点検を実施させる場合は次による。

(1) 管理課長は、担当管理者並びに点検の指示を受ける保安業務従事者（以下「点検担当者」という。）ごとに、点検計画書を作成する。

(2) 計画書は、次の各号を満たすこと。	①担当管理者自ら実施する点検回数は次のとおりとする。	内規4(2)④ロ	(2) 年次点検 原則として電気設備の運転を停止して、点検、測定及び試験を毎年1回実施する。
ア、点検頻度が毎月の事業場については、年に6回以上	イ、点検頻度が隔月又は3カ月の事業場については、年に4回以上	内規4(2)④ハ 内規4(2)④ニ 内規4(2)④イ 内規4(2)④イ	(機械器具) 第12条 支店単位に告示で定める機械器具を必要数保有する。 2 前項に定める機械器具のうち、絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器については、保安業務従事者の人数分保有し、保安業務従事者に個人貸与する。 3 第1項に定める機械器具は、点検や定期的な校正試験及び絶縁耐力試験を行い、その機能が維持されていることを確認する。
②担当管理者が点検担当者に指示する事業場は、33点を点検担当者の人数で除した値又は6.6のいずれか小さい値を超えないこと。	③点検担当者が複数の担当管理者から点検の指示を受けていないこと。	内規4(2)④ハ 内規4(2)④ニ 内規4(2)④イ 内規4(2)④イ	(定期報告) 第13条 保安業務担当者、受託事業場数、受託換算係数及び保安業務従事者ごとの持ち換算係数について年1回産業保安監督部長に報告する。 2 第8条に定める機械器具の保有台数を、年1回産業保安監督部長に報告する。
③担当管理者は、計画書に基づき点検担当者に点検の指示を行う。	④点検担当者は、点検終了後担当管理者に点検結果を報告する。	内規4(2)④ハ 内規4(2)④ニ 内規4(2)④イ 内規4(2)④イ	(保安業務従事者証の携帯) 第14条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
⑤担当管理者は、自ら実施した点検結果を、点検担当者に報告する。	⑥担当管理者自ら点検を実施する場合は、点検担当者は点検に同行する。	内規4(2)④ハ 内規4(2)④ニ 内規4(2)④イ 内規4(2)④イ	(保安業務従事者証の携帯) 第15条 保安業務担当者は、保安管理業務以外の業務に従事しない。 2 保安管理業務を担当する役員等の使用者は他の職務を兼務しない。
⑦管理課長は、毎月計画どおり業務が遂行していることを確認する。	管理課長は、毎月計画どおり業務が遂行していることを確認する。	内規4(2)④ハ 内規4(2)④ニ 内規4(2)④イ 内規4(2)④イ	(保安業務従事者証の携帯) 第16条 本規程に定める事項のレビューは、毎年1回実施する。 2 前項に定めるレビューの結果、不適合事項があった場合、関係箇所に改善指示書を作成のうえ改善を指示する。改善指示を受けた者は、改善指示書に基づき改善計画書を作成し、指示者に報告を行うとともに、改善計画書に基づき改善する。 3 前各項のレビュー結果は、毎年1回産業保安監督部長に報告する。
(契約及び手続き)	第10条 保安管理業務の受託は、申請事業場が次の条件を満たしていること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第17条 この規定は、変更の必要性が生じた場合その都度見直しを行うこととし、改正した規程は速やかに産業保安監督部長に報告する。
①電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる事業場に設置する電気工作物でないこと。	②事業場は2時間以内で到達できること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第18条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
③保安業務受託規程で定める安全確保の見地から、業務の遂行が困難な設備でないこと。	2 審査基準に定める「通疎地域等の自家用電気工作物に対する措置」に該当する地域にあって、当該事業場への到達時間が2時間を超える場合など受託条件を満たさない時は、前項にかかわらずその都度産業保安監督部と受託条件について確認する。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第19条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
3 保安管理業務委託契約書には、次の条件を満たすこと。	①保安管理業務単独の契約内容であること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第20条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
②事業場の名称、所在地及び設備の概要等が明記されていること。	③点検頻度、委託者及び受託者相互の連絡方法が明記されていること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第21条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
④保安管理業務遂行上の義務及び責任が明記されていること。	⑤保安業務担当者等が明確になっていること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第22条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
⑥連絡責任者が選任されていること。	⑦点検記録書を保存することが明記されていること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第23条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
⑧保安業務担当者の確認が行われていることが明記されていること。	4 保安管理業務委託契約書の別紙等について次の事項を定めていること。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第24条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
5 前各項の確認は、管理課長が行う。	①保安業務担当者等の氏名及び生年月日	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第25条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
②主任技術者免状の種類及び番号	5 前各項の確認は、管理課長が行う。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第26条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
(点検の種類)	第11条 定期点検は、受託事業場の規模及び条件によって、毎月点検、隔月点検及び3ヶ月毎点検で行うものとし、その内容は次のとおりとする。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第27条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。
(1) 月次点検	主として運転中の電気設備を目標等により点検を実施する。	規則第53条第2項第4号 規則第53条第2項第6号、内規4(6) 規則第53条第2項第5号、内規4(7)	(保安業務従事者証の携帯) 第28条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。

4. 工事計画、使用前安全管理検査と使用前自己確認

(1) 工事計画の届出

法第48条の規定により、自家用電気工作物の設置又は変更の工事のうち、経済産業省令で定める工事を行う場合は、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければなりません。（届出が受理された日から30日を経過した後でなければ着工できません。）

	需要設備、太陽電池発電所の場合	ばい煙発生施設等の場合
届出対象	規則別表第2の工事 ※1	規則別表第4の工事 ※2
届出書の様式	工事計画（変更）届出書【様式第49】	工事計画（変更）届出書【様式第49】
添付書類	① 工事計画書 ② 規則別表第3の上覧に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類 ③ 工事工程表 ④ 変更を必要とする理由書（変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合）	① 公害の防止に関する工事計画書 ② 規則別表第5の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類 ③ 変更を必要とする理由書（変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合）
届出の時期	工事開始の30日前まで	工事開始の30日前まで

※1 規則別表2の工事

(例1) 受電電圧1万V以上の需要設備の設置

(例2) 受電電圧1万V以上の需要設備に係る受電用遮断器の変更

(例3) 電圧1万V以上かつ容量10MVA以上の変圧器の設置

※2 規則別表4の工事

(例) 燃料使用量(重油換算) 50ℓ/時以上のディーゼル機関又はガスタービン等の設置(常用・非常用発電装置を問わない)

(2) 使用前安全管理検査（需要設備、太陽電池発電所の場合）

法第51条の規定により、工事計画（規則別表第2の工事）を届出した者は、その工事に係る電気工作物の使用開始前に使用前自主検査（以下「法定事業者検査」という。）を行い、当該法定事業者検査の実施体制について産業保安監督部の使用前安全管理審査（以下、「安全管理審査」という。）を受審しなければなりません。設置者が実施する法定事業者検査、産業保安監督部が実施する安全管理審査を総称して使用前安全管理検査といいます。

① 法定事業者検査の実施

法第51条第2項の規定により、法定事業者検査では、「その工事が電気事業法第48条第1項の規定による届出をした工事の計画に従って行われたこと」及び「電気事業法第39条第1項の技術基準に適合するものであること」を確認する必要があります。

この確認は、保安規程で規定する法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関する事項に基づき、設置者が主体となり実施しなければなりません。

具体的には、検査組織の構成、検査方法及び合否判定基準、合否判定者の力量及び教育方法、検査不適合品の管理方法、測定機器の管理方法、検査工程の管理方法、検査を外部に委託する場合における委託業者の管理方法、これらに関する記録の作成及び保存方法について検査要領書（モデル3）を定め、この要領に基づき法定事業者検査を実施し、その記録を保存することとなります。

また、法定事業者検査の実施に係る体制については、検査毎に体制を構築して実施する場合と品質管理システムに基づき継続的に組織を構築して実施する場合とがあり、どちらの体制で実施するかは設置者の判断に委ねられています。

② 安全管理審査の受審

法第51条第3項の規定により、経済産業省令で定める時期に、法定事業者検査の実施に係る体制について、産業保安監督部が実施する安全管理審査を受審しなければなりません。

経済産業省令で定める時期とは、規則第73条の6の規定により、検査毎に体制を構築して法定事業者検査を実施する場合には当該法定事業者検査の終了時、品質管理システムに基づき継続的に組織を構築して実施する場合には、前回の安全管理審査の結果の通知を受けた日から3年3月を超えない時期となっています。

また、安全管理審査の審査内容は、法定事業者検査の実施体制により異なっており、前者の体制の場合は、当該法定自主検査が適切に実施されたか否かを審査する「個別安全管理審査」、後者の場合は、審査対象期間の法定事業者検査が品質管理システムの運用により適切に実施されたか否かを審査する「システム安全管理審査」により実施します。

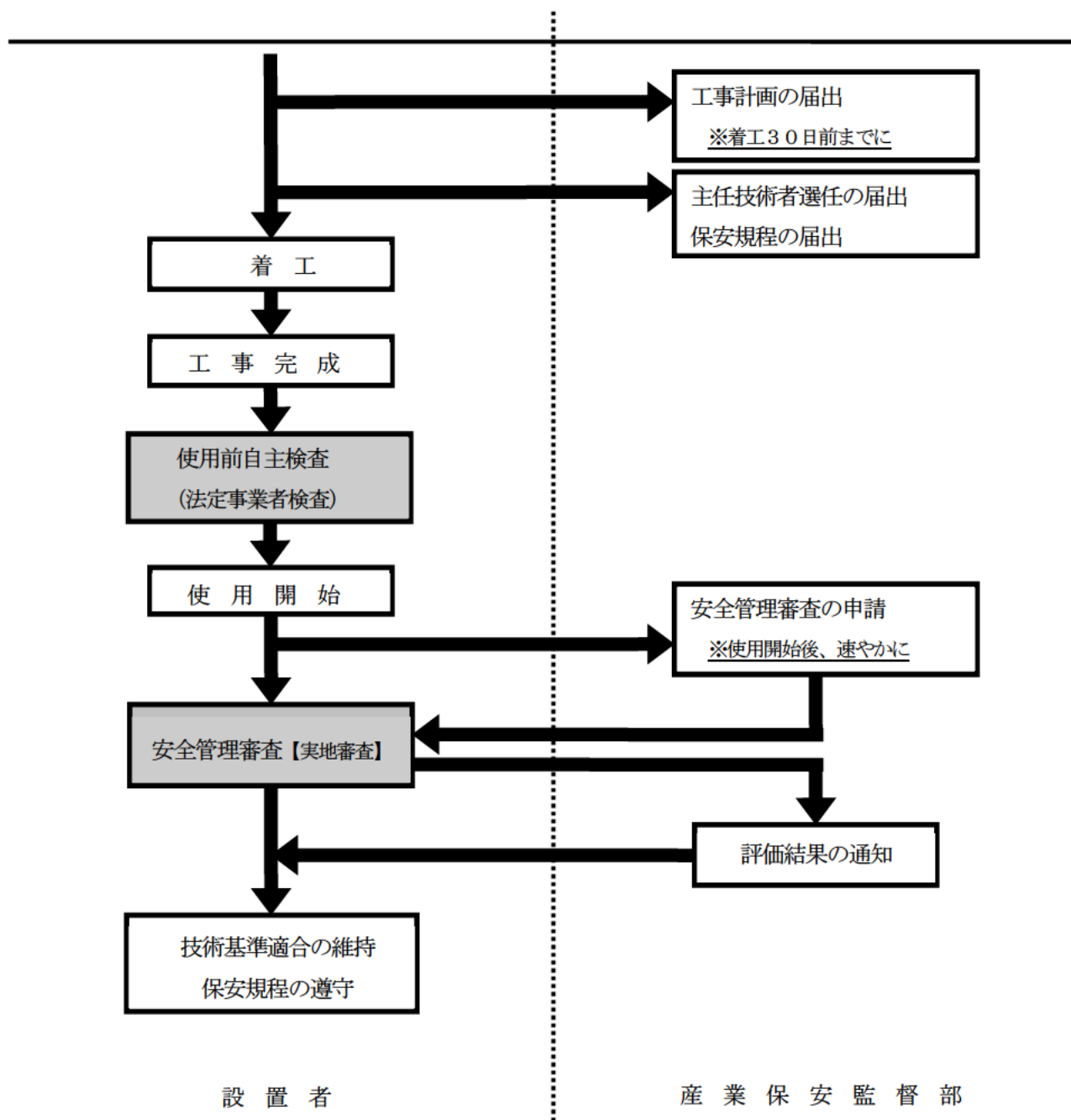
設置者は、法定事業者検査の実施体制に応じて、定められた時期に産業保安監督部長に使用前安全管理審査の実施を申請し、安全管理審査を受審してください。

なお、安全管理審査の結果については、総合的な評価として産業保安監督部長が設置者に書面により通知します。

	個別安全管理審査
審査対象	個々の法定事業者検査
申請書の様式	使用前安全管理審査申請書【記載例13】 ※審査手数料は需要設備の場合は銀行にて納付、太陽電池発電所は収入印紙を貼付
審査内容	法定審査6項目 ① 法定事業者検査の実施に係る組織 ② 検査の方法 ③ 工程管理 ④ 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理に関する事項 ⑤ 検査記録の管理に関する事項 ⑥ 検査に係る教育訓練に関する事項
申請の時期	審査に係る法定事業者検査終了後
審査の時期	審査に係る法定事業者検査終了後1月程度

※システム安全管理審査をご希望の場合は電力安全課までお問合せください。

【工事計画、使用前自主検査及び安全管理審査の関係概要】



作 成 / /	審 査 / /	承 認 / /

使用前自主検査要領書

(〇〇株式会社〇〇工場 〇〇〇〇工事)

制定 年 月 日

改定履歴

改定年月日	改定内容	作成	審査	承認
		/ /	/ /	/ /
		/ /	/ /	/ /
		/ /	/ /	/ /
		/ /	/ /	/ /
		/ /	/ /	/ /

1. 目的

〇〇株式会社〇〇工場の使用前自主検査について、電気事業法第51条第1項の規定に基づく使用前自主検査（以下「自主検査」という。）を適切に実施するため、本要領書を定める。

2. 適用範囲

工事計画届出書（ 年 月 日届出）に基づく工事とする。

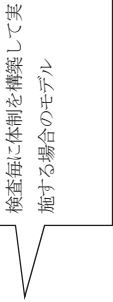
3. 適用する法令等

電気事業法（施行令、施行規則）

電気設備に関する技術基準を定める省令（解釈、解説）

電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈

使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）



4. 自主検査の実施体制

自主検査は保安規程第〇条に規定する組織を構築し実施するものとする。

自主検査における各職の責任と権限は以下のとおりとする。

(1) 検査責任者 選任された電気主任技術者とし、自主検査の結果に係る責任を負う。検査責任者は自主検査の全行程を監督するものとし、検査員を指揮して自主検査の計画、検査員の任命、

検査員の教育、協力事業者の管理、自主検査工程の管理、測定器の管理、不適合品の管

理、自主検査結果の確認、自主検査記録の管理を行い、自主検査に係るすべての承認を

行う。

(2) 検査員 検査員は自らが実施した自主検査の結果に係る責任を負う。検査員は力量を有する者

から検査責任者が任命する。検査員は検査責任者の監督のもと、自主検査要領書に基づ

き、検査助勢員を指揮して自主検査の実施、記録の作成及び検査結果の判定を行う。

(3) 検査助勢員 検査責任者、検査員の監督のもと、自主検査の助勢を行う者で、検査準備、記録の作

成を行う。なお、検査助勢員は検査結果の判定は行わない。

(4) 検査体制 本自主検査は別紙1の検査体制により実施するものとする。

5. 協力事業者の管理

本自主検査において検査員業務の外部委託（協力事業者）はない。

6. 検査要員の任命

(1) 検査責任者は、次のいずれかの資格取得者から検査員及び検査助勢員を任命する。

(a) 電気主任技術者

(b) 第一種電気工事士

(c) 電気工作物の工事・維持・運用業務の経験が〇年以上ある者で検査責任者が認めた者

(2) 検査責任者は検査員及び検査助勢員を任命するときは、別紙2の検査要員資格要件確認書により資格

要件を確認し、別紙1の検査体制表に配置を記載する。

7. 検査要員の教育

- (1) 検査責任者は、自主検査実施までに検査員及び検査助勢員に対し本自主検査要領書に係る教育を実施する。また、本検査要領が改定された場合も改定内容に係る教育を実施する。
- (2) 検査責任者は別紙7の教育訓練記録に教育実施日、教育内容、受講者名を記録する。
- (3) 本検査要領以外に定められている当工場内で遵守すべき事項については、当社規定により入講教育を行う。

8. 使用前自主検査の工程管理

- (1) 検査責任者は、別紙3の自主検査工程管理票により検査計画を策定する。
- (2) 検査責任者は、自主検査の実施状況を自主検査工程管理表により進捗管理し、計画された自主検査が実施されていること、判定基準に適合していること確認し、次工程への移行、自主検査の完了を承認する。
- (3) 検査責任者は、自主検査工程の変更等を行う場合は、工事及び他の自主検査の工程を勘案の上、適切な検査が実施できるよう調整する。

9. 検査の実施

- (1) 自主検査は安全確保に万全を期し、検査責任者の監督のもと、検査体制に基づく指示、報告等の連絡を十分に行い実施すること。
- (2) 検査員及び検査助勢員は「別紙イ 検査手順書・記録用紙」に定める検査方法、判定基準により自主検査を実施する。また、検査記録は添付の記録用紙を用いて作成する。
- (3) 検査責任者は検査記録に次の事項が明確に記載されていることを確認する。
 - a) 検査年月日
 - b) 検査の対象
 - c) 検査の方法
 - d) 検査の結果
 - e) 検査員の氏名
 - f) 使用した測定機器の管理番号

10. 測定機器の管理

- (1) 検査責任者は、自主検査で使用する測定機器を別紙〇検査手順書・記録用紙で定める。
- (2) 検査責任者又は検査員は、自主検査で使用する測定機器が適切な方法により校正されていることを別紙5 測定機器校正記録で確認する。
- (3) 検査責任者又は検査員は、自主検査で使用する測定機器が校正確認を受けた測定機器であることを確認するとともに、測定機器が測定した結果が無効になるような操作ができないようになっていること、取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護されていることを確認する。
- (4) 検査責任者は、自主検査で使用した測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、別紙6の不適合管理票により、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、判定基準に適合しない場合には再測定等の処置を行う。

11. 不適合品の管理

- (1) 自主検査の判定基準に適合しない場合、検査員は別紙6 不適合管理票を作成し、検査責任者に報告する。なお、不適合品はそのまま使用されることのないよう隔離、管理タグの貼付、関係者への周知等を行う。
 - (2) 検査責任者は、次のいずれかの方法で不適合品を処置するよう検査員に指示する。
 - (a) 検出された不適合を除去するため、手直し等の処置を指示する。
 - (b) 特別採用によって合格と判定することを許可する。ただし、技術基準を満たしていないものを特別採用することはできない。
 - (3) 検査員は検査責任者の指示により不適合品を処置するとともに、再検査を実施し、判定基準にて記号していることを確認し、検査責任者に報告する。
 - (4) 検査責任者は不適合が適切に処理されていることを確認する。
- ### 12. 記録の管理
- (1) 検査責任者は以下の自主検査の記録について、別紙8 使用前自主検査記録書としてとりまとめる。と
りまとめにあたっては他の検査記録との識別や検索性に配慮する。
 - ・別紙1 検査体制表
 - ・別紙2 検査要員資格要件確認票
 - ・別紙3 自主検査工程管理表
 - ・別紙4 検査記録
 - ・別紙5 測定機器校正記録
 - ・別紙6 不適合管理票
 - ・別紙7 教育訓練記録票
 - (2) 自主検査記録については、検査終了から5年間保存する。

※太陽電池発電所

(1) 外観検査

(a) 検査方法

検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目視により確認する。

なお、判定基準の①、②、③、⑨、⑫、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。

(b) 判定基準

①必要な箇所所に所定の接地が行われていること。（電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）

②アークを発生する器具と可燃性物質との離隔が十分であること。（電技解釈第23条）

③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。（電技解釈第21条、第22条）

④高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）

⑤高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。（電技解釈第34条）

⑥高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）

⑦発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）

⑧発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）

⑨発電所の周囲の柵、塀等の高さや柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第38条）

⑩中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第19条第8項）

⑪発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第42条、第43条）

⑫ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第40条）

⑬検査の対象となる電気工作物が工事計画書の記載事項どおりに施設されていること。

(2) 接地抵抗測定

(a) 検査方法

次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。

①機器ごと接地する「単独接地」：直立式接地抵抗計による測定

②いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連繋接地」：直立式接地抵抗計による測定

③接地線を網状に埋設し、各交差点で連接する「網状（メッシュ）接地」：電圧降下法による測定
なお、連繋接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。

(b) 判定基準

接地抵抗値が電技解釈第17条又は第24条第1項第2号で規定された値以下であること。

(3) 絶縁抵抗測定

(a) 検査方法

①低圧電路の絶縁測定は発電機の界磁回路等特に必要と認められる回路について行うものとする。

②高圧及び特別高圧電路の絶縁抵抗測定は絶縁耐力試験の回路について行う。

③絶縁抵抗の測定は、JISC1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、500V絶縁抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については、1,000V絶縁抵抗計を使用して測定する。

④絶縁抵抗値は「1分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため（長い地中ケーブル等を含む場合）短時間では絶縁抵抗計の指針が静止しないときは、指針が静止後の値を採用する。（3分以上測定を継続する必要はない。）

(b) 判定基準

①低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用電圧が300V以下で対地電圧が150V以下の電路では0.1MΩ以上、300V以下で対地電圧が150Vを超えるものは0.2MΩ以上、300Vを超える低圧電路では0.4MΩ以上であること。

②高圧及び特別高圧の電路については、大地及び他の電路（多心ケーブルにあっては他の心線、変圧器にあっては他の巻線）と絶縁されていることが確認できること。

(4) 絶縁耐力試験

(a) 検査方法

電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第14条から第16条までに定められている試験電圧を印加する。

また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。

ただし、電技解釈第16条第5項第2号に適合する絶縁性能を有することが確認できた太陽電池モジュールについては、現地での絶縁耐力試験は省略できるものとする。

なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。

(b) 判定基準

試験電圧を連続して10分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。また、電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号によって実施した場合には、常規対地電圧を連続して10分間加え、絶縁に異常がないこと。

(5) 保護装置試験

(a) 検査方法

電技解釈第34条、第36条又は第43条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。

(b) 判定基準

関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示等が正常に動作すること。

(6) 遮断器関係試験

(a) 検査方法

④付属タンク（アキュムレータを含む。以下同じ。）の容量試験

遮断器又は開閉器について、操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクの供給元弁を閉じて、圧縮空気等が補給されない状態で入切の操作を連続して1回以上（再閉路保護方式の場合は2回以上）行い、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。

なお、遮断器に不完全投入（開放）を防止するための鎖錠装置がある場合は、付属タンクの圧力を変動させて鎖錠及び復帰用圧力継電器の動作を行わせ、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。

⑤駆動力発生装置自動始動停止試験

付属タンクの排出弁を閉かに開いて圧力を徐々に下げ駆動力発生装置を自動始動させ、その時の圧力を測定する。駆動力発生装置が始動した後排出弁を閉鎖して圧力を徐々に上げ、運転中の駆動力発生装置が自動停止する時の圧力を測定する。

⑥駆動力発生装置付属タンク安全弁動作試験

付属タンクの出口止め弁を閉めて、駆動力発生装置を運転して圧力を徐々に上げ、その付属タンクに設置してある安全弁の吹出圧力を測定する。

(b) 判定基準

①設定どおりの動作が行われること。

②自動始動及び自動停止が設定圧力の範囲内で行われること。

③安全弁の吹出圧力が付属タンクの最高使用圧力以下であること。

(7) 総合インターロック試験

(a) 検査方法

発電設備を軽負荷運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電氣的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を実動作又は手動で接点を閉じて動作させる。

なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、制御電源喪失試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるとする。

(b) 判定基準

ブレーントが自動的に安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。

(8) 制御電源喪失試験

(a) 検査方法

発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメータの測定並びに遮断器、開閉器等の開閉の状況及び警報、表示等を確認する。

なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、総合インターロック試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるとする。

(b) 判定基準

ブレーントが自動的に、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。

(9) 負荷遮断試験

(a) 検査方法

発電設備出力の1／4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2／4、3／

4、4／4負荷運転まで段階的に試験を行う。

発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）

により確認する。

なお、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。

(b) 判定基準

負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメータの変動が制限値内にあり、かつ、ブレーントは安全に規定の状態へ移行すること。

(10) 遠隔監視制御試験

(a) 検査方法

発電制御所において、電技解釈第47条で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器類の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。

(b) 判定基準

被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJ E C-2470（2005）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) 判定基準

発電設備の各装置の定格は工事計画書どおりであり、かつ、異常が認められないこと。

(12) 騒音測定

(a) 検査方法

騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、J I S Z 8731に規定する方法によって測定を行う。

(b) 判定基準

騒音規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。

(13) 振動測定

(a) 検査方法

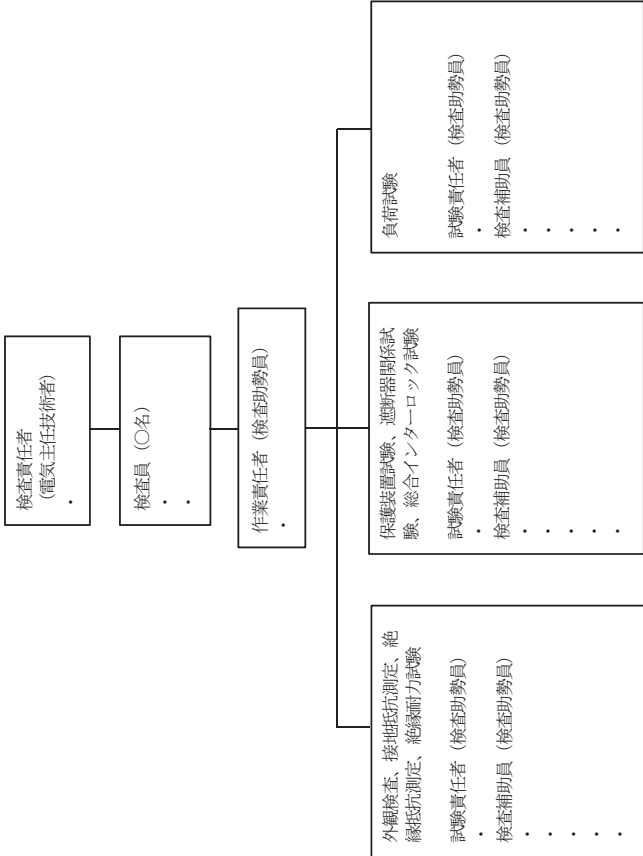
振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、特定工場等において発生する振動に関する基準に規定する方法によって測定を行う。

(b) 判定基準

振動規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。

※本手順書に、メーカー及び工事会社が使用する各検査記録用紙を添付する。作成された記録用紙は別紙4の検査記録として管理する。

別紙 1 検査体制表



別紙 2 検査要員資格要件確認票

担当名	氏名	資格等	教育内容
検査責任者	〇〇〇〇	第三種電気主任技術者	検査要領書の教育
検査員	〇〇〇〇	第一種電気工事士	検査要領書の教育
検査員	〇〇〇〇	電気係員として保安規程に基づく点検業務を3年間従事	検査要領書の教育
検査助勢員 (作業責任者)	〇〇〇〇	第三種電気主任技術者	検査要領書の教育
検査助勢員 (試験責任者)	〇〇〇〇	第一種電気工事士	検査要領書の教育
検査助勢員	〇〇〇〇	〇〇(特)にて遮断器の竣工検査業務に10年間従事	検査要領書の教育

別紙 3 自主検査工程管理表

検査名	検査予定	検査実施日	検査結果
外観検査			
・・・	H26. 3. 3	H26. 3. 3	良
・・・	H26. 3. 6	H26. 3. 6	良
・・・	H26. 3. 10	H26. 3. 10	良
接地抵抗測定			
・・・	H26. 3. 15	H26. 3. 16	良
絶縁抵抗測定			
・・・	H26. 3. 17	H26. 3. 17	良
絶縁耐力試験			
・・・	H26. 3. 17	H26. 3. 17	良
保護装置試験			
・・・	H26. 3. 18	H26. 3. 18	良
・・・	H26. 3. 18	H26. 3. 19～20 (不適合品再検査)	良
・・・	H26. 3. 19	H26. 3. 20	良
・・・			

別紙 5 測定機器校正記録

※使用する測定機器の校正記録をもって記録とする。校正記録は検査前に検査責任者が確認し、確認日の記入、捺印を押印する。検査員は検査責任者が確認した測定機器であることを検査前に確認すること。

別紙 6 不適合管理票

管理番号	
不適合の内容	
内容	○年○月○日、○○機種の○○検査において、・・・のため、判定基準を満たさないため不適合と判断しました。(検査記録○参照) なお、不適合品は(故障・管理票の貼付・関係者への周知)により、そのまま使用されないよう区分しております。
処置の内容	検査員氏名 報告日
・判定基準に適合するよう手直しすること ・特別採用を許可する	
具体的処置内容及び適切性の評価 (特別採用の場合は判断の根拠を記載すること)	検査責任者氏名 承認日
処置の実施及び再検査結果の確認 具体的処置内容に基づき○○を行い、○年○月○日に再検査を実施し、検査結果が判定基準に適合していることを確認しました。(検査記録表○○参照)	検査員氏名 報告日
不適合の処置が適切に実施されたことを確認しました。	検査責任者氏名 承認日

別紙 7 教育訓練記録票

実施日	○年○月○日
講師	検査責任者 ○○○○
受講者	○○○、○○○、○○○、○○○、○○○
教育の内容	
・使用前自主検査要領書の説明 ・改定内容の説明	
教育の効果	
使用前自主検査要領書の内容が理解されており、適切に検査を実施できると判断できる。	

作成 / /	審査 / /	承認 / /

使用前自主検査記録書

(〇〇株式会社〇〇工場 〇〇〇〇工事)

標記の工事に係る使用前自主検査を実施し、工事計画書のとおりに施工されていること、電気設備の技術基準に適合していることを確認するとともに、使用前自主検査要領書に基づき適切に実施されていることを確認しました。

(添付書類)

- ・別紙 1 検査体制表
- ・別紙 2 検査要員資格要件確認票
- ・別紙 3 検査工程管理表
- ・別紙 4 検査記録
- ・別紙 5 測定機器管理票
- ・別紙 6 不適合管理票
- ・別紙 7 教育訓練記録票

【記載例 1 3】

様式第 5 2 の 2 (第 7 3 条の 7 関係)

太陽電池発電所の場合、手数料分の収入印紙を貼付します。
(消印はしないでください)

使用前安全管理審査申請書

番号
年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 5 1 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所	名称	〇〇株式会社〇〇工場	
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	需要設備の設置 (変更)	〇変更の工事の場合の記載例 需要設備の変更 変圧器 容量 〇〇〇 kVA 電圧 1 次/2 次	
	最大電力 〇〇〇 kW 受電電圧 〇〇〇 V	〇太陽電池発電所設置の場合の記載例 太陽電池発電所の設置 出力 〇〇〇 kW	
直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査を行った電気工作物の概要			
審査を受けようとする工事の工程	工事計画届出受理年月日 〇年〇月〇日		
審査希望年月日	工事の計画に係るすべての工事が完了したとき		
使用開始 (予定) 年月日	〇年〇月〇日		
審査希望日は、事前に産業保安監督部と調整をお願いします。			

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業標準規格 A 4 とすること。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【留意事項】

- 「使用前安全管理審査申請」をされる際には、事前に手数料等をご確認の上、申請願います。
- 別添として「個別又はシステム安全管理審査のお願い」を添付してください。

添付資料

年 月 日

中国四国産業保安監督部四国支部
電力安全課長 殿

〇〇株式会社〇〇工場

電気主任技術者 〇〇〇〇 印

個別又はシステム安全管理審査のお願い

〇〇株式会社〇〇工場における使用前安全管理審査については、個別安全管理審査をお願いします。

使用前安全管理審査手数料納付書送付先
〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
担当部署 会計課
担当者名 会計係長 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

使用前安全管理審査評定結果通知書送付先
〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
担当部署 工務課
担当者名 電気主任技術者 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

需要設備に係る安全管理審査は申請いただいた後に、審査手数料に係る納入告知書（請求書）を送付先へ郵送します。手数料は最寄りの日本銀行代理店で、審査日までに納付して下さい。
太陽電池発電所は申請書に収入印紙を貼付することで納入したことになりますので送付先の記入は不要です。

(3) 使用前自己確認

法第51条の2の規定により、経済産業省令で定める太陽電池発電所等の事業用電気工作物を設置（注1）又は変更し使用を開始しようとするときは、電気設備の技術基準に適合（注2）することについて自ら確認（以下、「使用前自己確認」という。）しその結果を届け出なければなりません。ただし、「(1) 工事計画の届出」を行った事業用電気工作物は対象外です。

（注1）同一とみなされる出力500kW以上2,000kW未満の太陽電池発電所を建設する場合で、工期を2回以上に分けて建設（例えば、合計出力600kWの発電所を300kWずつ建設）するのであれば、工事ごとに届出が必要になります。同一とみなされるかどうかは「工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について」（平成25年4月4日商務流通保安グループ電力安全課発出）によります。

（注2）平成30年10月1日以降に工事着手した太陽電池発電所の支持物はJISC8955（2017）により設計荷重を算出する必要があります。

	太陽電池発電所設置の場合	太陽電池発電所変更の場合
届出対象	出力500kW以上2,000kW未満	以下のいずれかの変更 1 発電設備の設置 2 (1) 太陽電池の設置、(2) 太陽電池の取替え、(3) 太陽電池の改造であってイ20%以上の電圧を伴うもの ロ支持物の強度の変更を伴うもの、(4) 太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの
届出書の様式	使用前自己確認結果届出書【様式第53】	
届出の時期	設備の使用前まで	

① 使用前自己確認の実施（太陽電池発電所の場合）

使用前自己確認の方法については、以下の解釈のとおりです。

「太陽電池発電所の使用前自己確認の方法の解釈」

(1) 外観検査

(a) 検査方法

検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電技に適合していることを目標により確認する。

なお、判定基準②、③、④、⑩、⑬を確認する場合は書類等によって確認することもできる。

(b) 判定基準

① 中性点直接接地式電路に接続する変圧器には、油流出防止設備が施設されていること。（電技第19条第10項）

② 必要な箇所所定に所定の接地が行われていること。（電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条）

③ 高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。（電技解釈第21条、第22条）

④ アークを発生する器具と可燃性物質との距離が十分であること。（電技解釈第23条）

⑤ 高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。（電技解釈第34条）

⑥ 高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するため必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。（電技解釈第34条、第35条）

⑦ 高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。（電技解釈第36条）

⑧ 太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。（電技解釈第37条）

⑨ 太陽電池発電所の周囲に、柵、塀等が施設されており、出入口に施設装置及び立入禁止表示が施設されていること。（電技解釈第38条）

⑩ 太陽電池発電所の周囲の柵、塀等の高さ、柵、塀等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。（電技解釈第38条）

⑪ ガス絶縁機器等の圧力容器が規定どおり施設されていること。（電技解釈第40条）

⑫ 発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び同期機に必要な保護装置が施設されていること。（電技解釈第42条、第43条）

⑬ 検査の対象となる電気工作物が工事計画書の記載事項どおりに施設されていること。

(2) 接地抵抗測定

(a) 検査方法

次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。

① 機器ごとに接地する「単独接地」；直読式接地抵抗計による測定

② いくつかの接地箇所を連絡して接地する「連接接地」；直読式接地抵抗計による測定

③ 接地線を網状に埋設し、各交差点で連接する「網状（メッシュ）接地」；電圧降下法による測定

なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。

(b) 判定基準

接地抵抗値が電技解釈第17条又は第24条第1項第2号で規定された値以下であること。

(3) 絶縁抵抗測定

(a) 検査方法

① 低圧電路の絶縁測定は発電機の界磁回路等特に必要と認められる回路について行うものとする。

② 高圧及び特別高圧電路の絶縁抵抗測定は絶縁耐力試験の回路について行う。

③ 絶縁抵抗の測定は、JIS C1302「絶縁抵抗計」に定められている絶縁抵抗計を使用するものとし、低圧の機器及び電路については、500V絶縁抵抗計、高圧又は特別高圧の機器及び電路については、1,000V絶縁抵抗計を使用して測定する。

④ 絶縁抵抗値は「1分値」を採用するものとする。ただし、被測定機器の静電容量が大きいため（長いケーブル等を含む場合）短時間では絶縁抵抗計の指针が静止しないときは、指针が静止後の値を採用する。（3分以上測定を継続する必要はない。）

(b) 判定基準

① 低圧電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、電路の使用電圧が300V以下で対地電圧が150V以下の電路では0.1MΩ以上、300V以下で対地電圧が150Vを超えるものは0.2MΩ以上、300Vを超える低圧電路では0.4MΩ以上であること。

② 高圧及び特別高圧の電路については、大地及び他の電路（多心ケーブルにあっては他の心線、変圧器にあっては他の巻線）と絶縁されていることが確認できること。

(4) 絶縁耐力試験

(a) 検査方法

電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第14条から第16条までに定められている試験電圧を印加する。

また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。

ただし、電技解釈第16条第5項第2号に適合する絶縁性能を有することが確認できた太陽電池モジュールについては、現地での絶縁耐力試験は省略できるものとする。

なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。

(b) 判定基準

試験電圧を連続して10分間加えた後、絶縁抵抗測定を行い絶縁に異常のないこと。また、電技解釈第15条第4号、第16条第1項第2号、第16条第6項第3号又は第16条第6項第5号によって実施した場合に、常規対地電圧を連続して10分間加え、絶縁に異常がないこと。

(5) 保護装置試験

(a) 検査方法

電技解釈第34条、第36条又は第43条で規定される保護装置ごとに、関連する継電器を手動等で接点を閉じるか又は実際に動作させることにより試験する。

(b) 判定基準

関連する遮断器、故障表示器、警報装置、遮断器の開閉表示等が正常に動作すること。

(6) 遮断器関係試験

(a) 検査方法

① 付属タンク（アキュームレータを含む。以下同じ。）の容量試験

遮断器又は開閉器について、操作用駆動源（圧縮空気、圧油等）の付属タンクの供給元弁を閉じて、圧縮空気等が補給されない状態で入切の操作を連続して1回以上（再閉路保護方式の場合は2回以上）行い、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。

なお、遮断器に不完全投入（開放）を防止するための鎖錠装置がある場合は、付属タンクの圧力を変動させて鎖錠及び復帰用圧力継電器の動作を行わせ、当該機器の動作、開閉表示器の表示を確認する。

② 駆動力発生装置自動始動停止試験

付属タンクの排出弁を閉かに開いて圧力を徐々に下げ駆動力発生装置を自動始動させ、その時の圧力を測定する。駆動力発生装置が始動した後排出弁を閉鎖して圧力を徐々に上げ、運転中の駆動力発生装置が自動停止する時の圧力を測定する。

③ 駆動力発生装置付属タンク安全弁動作試験

付属タンクの出口止め弁を閉めて、駆動力発生装置を運転して圧力を徐々に上げ、その付属タンクに設置してある安全弁の吹出圧力を測定する。

(b) 判定基準

- ① 設定とおりの動作が行われること。
- ② 自動始動及び自動停止が設定圧力の範囲内で行われること。
- ③ 安全弁の吹出圧力が付属タンクの最高使用圧力以下であること。

(7) 総合インターロック試験

(a) 検査方法

発電設備を軽負運転させ、総合インターロックが作動する原因となる電氣的要素及び機械的要素のそれぞれについて事故を模擬し、これに係る保護継電装置を動作又は手動で接点を閉じて動作させる。

なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、制御電源喪失試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。

(b) 判定基準

プラントが自動的に安全に停止するとともに関連する警報、表示等が正常に動作すること。

(8) 制御電源喪失試験

(a) 検査方法

発電設備を運転中に制御電源を喪失させたときに過渡変化する主要パラメータの測定並びに遮断器、開閉器等の開閉の状況及び警報、表示等を確認する。

なお、本試験により確認すべき内容が保護装置試験、総合インターロック試験又は負荷遮断試験（現地で実施するものに限る。）と併せて行える場合は、複数の試験を同時に実施することができるものとする。

(b) 判定基準

プラントが自動的に、かつ、安全に規定の状態に移行すること及び測定結果に異常が認められないこと並びに遮断器、開閉器が正常に動作し、かつ警報、表示等が正常に出ること。

(9) 負荷遮断試験

(a) 検査方法

発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う。

発電電圧について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。

なお、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては記録により確認できるものとする。

(b) 判定基準

負荷遮断後、発電電圧等負荷遮断時に過渡変化するパラメータの変動が制限値内にあり、かつ、プラントは安全に規定の状態へ移行すること。

(10) 遠隔監視制御試験

(a) 検査方法

発電制御所において、電技解釈第47条で規定された被制御発電所の主機の自動始動停止操作、あるいは必要な遮断器等の開閉操作及び運転に必要な制御開閉器種の制御操作を遠隔で行い、当該機器が動作すること及び発電制御所に状態変化が表示されることを確認する。

(b) 判定基準

被制御発電所の関係機器が正常に動作すること、及び被制御発電所の状態変化が正しく発電制御所又は技術員駐在所に表示されること。

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470（2005）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) 判定基準

発電設備の各装置の定格は工事計画書どおりであり、かつ、異常が認められないこと。

(12) 騒音測定

(a) 検査方法

騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、JIS Z 8731に規定する方法によって測定を行う。

(b) 判定基準

騒音規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。

(13) 振動測定

(a) 検査方法

振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する発電所であって、同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する発電所について、特定工場等において発生する振動に関する基準に規定する方法によって測定を行う。

(b) 判定基準

振動規制法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合していること。

② 使用前自己確認結果届出書の提出

使用前自己確認を行った者は使用前自己確認結果届出書【様式第53】を設備の使用前までに提出しなければなりません。

【記載例14】
様式第53（第78条関係）

使用前自己確認結果届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日

2. 確認の対象

3. 確認の方法

4. 確認の結果

5. 確認を実施した者及び主任技術者の氏名

6. 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

使用前自己確認結果届出書の別紙

太陽電池発電所

番号	確認項目		確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認 状況	判定 結果	現地試験 結果によ る確認の 有無	記録による確認		規格に沿 って確認 を行った 場合の 規格番号	備考	確認者 ^①	確認 年月日
							工場試験 結果によ る確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
1	外観検査	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		設計時において電気 設備の技術基準に基 づく支持物の強度計 算の妥当性の確認の 有無 ☐ 有 ☐ 無		
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
2	接地抵抗測定	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		設計用基準風速（四国 は34-40m/s）なども 確認する		
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
3	絶縁抵抗測定	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有	架台の強度計算書 に記載の JISC8955(2017) などの規格番号を 記載する			
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				

番号	確認項目		確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認 状況	判定 結果	現地試験 結果によ る確認の 有無	記録による確認		規格に沿 って確認 を行った 場合の 規格番号	備考	確認者 ^①	確認 年月日
							工場試験 結果によ る確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
4	絶縁耐力試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有				
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
5	保護装置試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有				
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
6	遮断器関係試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有				
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
7	総合インターロック試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有				
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
8	制御電源喪失試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有				
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				

番号	確認項目		確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認 状況	判定 結果	現地試験 結果によ る確認の 有無	記録による確認		規格に沿 って確認 を行った 場合の 規格番号	備考	確認者 ^①	確認 年月日
							工場試験 結果によ る確認の 有無	その他記録 (図面、書類 等) による確 認の有無				
9	負荷連 断試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		工場試験結果による場合は規格 番号 (JEC2470(2005)) など を記載する		
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
10	遠隔監 視制御 試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		現地試験で4/4までの試験ができな かった場合は工場試験結果による確認 を行う。工場試験結果による場合は試 験結果を入手・保存しておく		
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				
11	負荷試 験出力 試験	確認 方法		☐ 済	☐ 合	☐ 有	☐ 有	☐ 有		工場試験結果による場合は規格 番号 (JEC2470(2005)) など を記載する		
		判定 基準		☐ 対象外	☐ 否	☐ 無	☐ 無	☐ 無				

(1) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること。

トリップ信号を受け取るのみと
いった発電設備は対象外とする

工場試験結果による場合は試験
結果を入手・保存しておく

5. 自家用電気工作物の変更に係る諸報告

自家用電気工作物の地位承継、譲り受け、変更、名称変更等に係る諸報告（電気関係事故報告を除く）に係る報告は、法第53条（自家用電気工作物使用開始届）、法第55条の2（事業用電気工作物設置者地位承継届）、電気関係報告規則に基づく報告があります。ほとんどの報告※は事由の発生後、遅滞なく（原則として1月以内）報告するようになっております。

※はい煙発生施設設置届出書は、設置又は変更の前に予め届出を行う必要があります。

（1）設置者の名称、本社住所、代表者、事業場の名称、事業場の所在地に変更があった場合の手続きは次のとおりです。（相続、法人の合併又は分割等により自家用電気工作物設置者の地位を承継した場合を除く。）

①需要設備のみの事業場

（提出書類）

- ・保安規程変更届出書（保安規程本文の内容に変更がある場合に必要）（130ページ）
- ・自家用電気工作物名称等変更報告書（様式自由、FAXでも提出可）

②はい煙発生施設等を有する事業場

（提出書類）

- ・保安規程変更届出書（保安規程本文の内容に変更がある場合に必要）（130ページ）
- ・氏名等変更届出書（136ページ）

（2）相続、法人の合併又は分割等により自家用電気工作物設置者の地位を承継した場合の手続きは次のとおりです。

（提出書類）

- ・事業用電気工作物設置者地位承継届出書（140ページ）

（3）工事計画（規則別表第2）に係る電気工作物を譲り受けて使用する場合の手続きは次のとおりです。（別表第4に係るものは（4）の手続き等が必要です）

（提出書類）

- ・自家用電気工作物使用開始届出書（139ページ）

（4）発電所・非常用予備発電装置に関する手続きは以下とおりです。保安規程の変更を伴う場合には、保安規程変更届出書の提出が必要です。

①発電所を廃止した場合

（提出書類）

- ・自家用電気工作物廃止報告書（135ページ）

②発電所の一部の設備を廃止した場合（例：出力500kW×4台→出力500kW×3台）

（提出書類）・自家用電気工作物変更報告書（134ページ）

③非常用予備発電装置を廃止した場合

○はい煙発生施設に該当する場合

（提出書類）

- ・特定施設等使用廃止届出書（137ページ）

※非常用発電設備装置のみを廃止した場合

※非常用予備発電装置を事業場の廃止に合わせ廃止する場合は、自家用電気工作物廃止報告書を提出してください。

○ばい煙発生施設に該当しない場合

(提出書類)

・なし

④常用発電所から非常用予備発電装置へ切替した場合

○ばい煙発生施設に該当する場合

全設備切替（常用４台→非常用４台）

(提出書類)

・自家用電気工作物廃止報告書（常用）（１３５ページ）

・ばい煙発生施設設置届出書（非常用）（１３８ページ）

一部設備切替（常用４台→非常用２台・常用２台）

(提出書類)

・自家用電気工作物変更報告書（常用）（１３４ページ）

・ばい煙発生施設設置届出書（非常用）（１３８ページ）

※非常用の設備を常用に切替する場合にも手続きが必要になります。

○ばい煙発生施設に該当しない場合

全設備切替（常用４台→非常用４台）

(提出書類)

・自家用電気工作物廃止報告書（常用）（１３５ページ）

・なし（非常用）

一部設備切替（常用４台→非常用２台・常用２台）

(提出書類)

・自家用電気工作物変更報告書（常用）（１３４ページ）

・なし（非常用）

⑤Ｂ社がＡ社から譲り受け又は借り受けて使用した場合

【常用発電所】

○ばい煙発生施設に該当する場合

Ａ社：自家用電気工作物廃止報告書（１３５ページ）

Ｂ社：ばい煙発生施設設置届出書（１３８ページ）

自家用電気工作物使用開始届出書（１３９ページ）

○ばい煙発生施設に該当しない場合

Ａ社：自家用電気工作物廃止報告書（１３５ページ）

Ｂ社：なし

【非常用予備発電装置】

○ばい煙発生施設に該当する場合

A社：特定施設等使用廃止届書 (137ページ)

B社：ばい煙発生施設設置届出書 (138ページ)

自家用電気工作物使用開始届出書 (139ページ)

○ばい煙発生施設に該当しない場合

A社：なし

B社：なし

(5) ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含有する絶縁油を使用していることが判明した電気工作物について、以下の場合に届出をすることが定められています。

※絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については報告の対象外です。

1. 設置等届出 ※様式第13の2 (141ページ)

対象機器を、現に設置している、または予備として所有していることが判明した場合、電気事業者及び自家用電気工作物設置者は、次の事項について、様式第13の2により所管の産業保安監督部長に遅滞なく届出を行う。(電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号)

- ① 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 事業場の名称及び所在地
- ③ 当該電気工作物の種類、高濃度、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月
- ④ 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）

2. 変更届出 ※様式第13の3 (142ページ)

電気事業者及び自家用電気工作物設置者は、使用の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更があった場合には、変更に係る事項について、様式第13の3により当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長に遅滞なく報告を行う。(電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号)

- ① 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称）及び住所
- ② 事業場の名称及び所在地
- ③ 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）

3. 廃止届出 ※様式第13の4 (143ページ)

設置している、または予備として所有している PCB 電気工作物を廃止した（PCB 廃棄物とした）場合には、電気事業者及び自家用電気工作物設置者は、次の事項を、様式第13の4により当該電気工作物が設置されていたまたは予備として保管されていた場所を管轄する産業保安監督部長に遅滞なく届出を行う。(電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号、第4条の表中第17号の2)

- ① 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

- ② 事業場の名称及び所在地
- ③ 当該電気工作物の種類、高濃度、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月
- ④ 当該電気工作物の廃止年月、廃止理由及び内容

4. 電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出 ※様式第13の5 (145ページ)

電気事業者及び自家用電気工作物設置者は、電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、または地下に浸透した場合、次の事項を、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長に可能な限り速やかに様式第3により届出を行う。(電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号)

- ① 当該絶縁油のポリ塩化ビフェニル含有濃度
- ② 事故の状況及び講じた措置の概要

5. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書 ※様式第13の6 (146ページ)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している、又は予備として所有していることが判明した場合、電気事業者及び自家用電気工作物設置者は、次の事項について、様式第13の6により所管の産業保安監督部長に遅滞なく届出を行う。(電気関係報告規則第4条の2第2項)

- ① 設置者の氏名(設置者が法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- ② 事業場の名称及び所在地
- ③ 電気主任技術者等の氏名及び連絡先
- ④ 当該電気工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、廃止予定年月

電路への施設禁止

電気設備に関する技術基準を定める省令第19条第14項においては、PCBを含有する絶縁油を使用する電気機械器具を電路に施設しないことを規定しています。

※PCBを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油以外のもの(電気設備の技術基準の解釈第32条)。

制度背景

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、高い毒性を持つことから、昭和48年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により生産等が原則禁止され、昭和51年からは電気事業法においても、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用した電気工作物(以下PCB電気工作物)を新規に施設することは禁止されています。

しかし、昭和51年当時すでに施設されたPCB電気工作物については、適切な管理の下、引き続き使用することが認められていたため、電路に施設してから相当程度経過した電気工作物の経年劣化による損壊及びこれに伴うPCB含有絶縁油漏洩の可能性の高まりが懸念されることとなりました。

そのため、PCB電気工作物の使用状況を適切に把握し、経年劣化による電気工作物の損壊等に伴うPCB含有絶縁油漏洩などの防止を図るため、電気事業法・電気関係報告規則の一部改正等を行い、PCB電気工作物の使用及び廃止に係る届出制度が創設されました(平成13年10月15日施行)。

制度改正

電気関係報告規則においては、PCB の含有率に関する裾切り値が定められていない一方で、平成 13 年に制定された PCB 特別措置法では、PCB 廃棄物のうち、廃油は当該廃油に含まれる PCB の量が試料 1 キログラムにつき 0.5 ミリグラム以下(0.5ppm 以下)である場合は、環境に影響を及ぼす恐れのないものとして PCB 廃棄物とされていませんでした。

そのため、電気関係報告規則に基づく報告についても PCB 特別措置法に準拠したものとするため、平成 24 年 9 月に「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」のうち、電気工作物の報告に係る関係法令の解釈が改正されました。

【関係法令】

- 電気関係報告規則第 4 条の 2 表第 1 号(設置届出)
- 電気関係報告規則第 4 条の 2 表第 2 号(変更届出)
- 電気関係報告規則第 4 条の 2 表第 3 号の 2(廃止届出)
- 電気関係報告規則第 4 条の 2 表第 4 号(絶縁油漏洩に係る事故届出)
- 電気関係報告規則第 4 条の 2 第 2 項(管理状況届出書)

【運用上の解釈】

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 k g につき 0.5 m g 以下である絶縁油を使用する電気工作物については、報告の対象外とする。

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用禁止について

電気設備に関する技術基準に定める省令第 19 条第 14 項及び平成 28 年経済産業省告示第 237 号の規定により四国地域においては、平成 30 年 3 月 31 日以降高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物は継続使用できません。

6. 電気関係事故の報告

電気関係報告規則第3条において、自家用電気工作物設置者が報告すべき電気事故、報告の方法、報告期限及び報告先を規定しています。(主要電気工作物を構成する設備を定める告示、電気関係報告規則第3条の運用について(内規)参照)

(1) 自家用電気工作物に係る電気事故は次のとおりです。

①感電死傷事故又は感電以外の死傷事故

(死亡又は病院もしくは診療所に治療のために入院した場合に限る。)

②電気火災事故(工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。)

③公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした場合又は社会的に影響を及ぼした事故

④主要電気工作物の破損事故

⑤電気事業者に供給支障を発生させた事故(波及事故)

⑥ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故

(2) 報告の方法と報告期限

①電気事故速報 (150ページ)

電気事故速報は、事故の発生を知った時から知り得る限りの情報を速やかに報告することが必要です。報告内容は、いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、なにが(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(死傷者の発生や損傷状況等の概要)という事故の状況を説明するための最小限の情報と、そのためにとった応急処置、復旧対策・日時等について、事故の発生を知った時から24時間以内に電話、FAX等により報告してください。

②電気事故詳報 (151ページ)

電気事故詳報は、電話、FAX等による速報を行った事故について、事故原因の分析、事故の状況、被害の状況、再発防止対策等に亘って詳しく調査検討し、その結果を定められた様式に従って報告書を取りまとめ、事故の発生を知った日から30日以内に報告してください。

事故原因の調査に時間がかかり、再発防止対策が報告できないような場合には、30日以内にわかった状況をご報告いただき、その後は続報としていただくこととなります。

1. 件 名：	発生した電気事故を次の要領により記載する。
① 感電死傷事故の場合	作業者（又は公衆）感電死亡（又は負傷）事故 ※感電以外の死傷事故の場合この内容を表す件名を簡潔に記載する
② 電気火災事故の場合	電気火災事故
③ 公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした事故又は社会的に影響を及ぼした事故	③ 公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした事故又は社会的に影響を及ぼした事故
④ 主要電気工作物破損事故	この内容を表す件名を簡潔に記載する
⑤ 自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故（波及事故）	⑤ 自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故（波及事故）
⑥ 電力会社○○変電所○○配電線への波及事故	⑥ 電力会社○○変電所○○配電線への波及事故
2. 報告事業者	
1) 事業者名（電気工作物の設置者名）：○○株式会社	1) 事業者名（電気工作物の設置者名）：○○株式会社
2) 住所：○○県○○市○○丁目○○番地○○号	2) 住所：○○県○○市○○丁目○○番地○○号
3. 発生日時：○年○月○日 ○時○分	3. 発生日時：○年○月○日 ○時○分
4. 事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）：	4. 事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）：
事故発生の電気工作物の名称及び使用電圧、同電気工作物が設置してある事業場の名称及び所在地を記載する。	事故発生の電気工作物の名称及び使用電圧、同電気工作物が設置してある事業場の名称及び所在地を記載する。
（電気工作物名 ○○○○）	（電気工作物名 ○○○○）
（設置場所 ○○株式会社○○工場、○○県○○市○○丁目○○番地○○号、使用電圧 6,600V）	（設置場所 ○○株式会社○○工場、○○県○○市○○丁目○○番地○○号、使用電圧 6,600V）
5. 状 況：	5. 状 況：
① 事故発生前の状況	① 事故発生前の状況 気象、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他 なほ、感電事故の場合には、作業の状況として、作業体制、作業指示状況、被災者の服装、活線作業方法等についても記載。
② 事故発生の経緯	② 事故発生の経緯
③ 電気工作物の被害の程度、被害の種類及び数量 （種類）破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等 （数量）台数、基数、個数、式、組等	③ 電気工作物の被害の程度、被害の種類及び数量 （種類）破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等 （数量）台数、基数、個数、式、組等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※1 「5. 状況」、「6. 原因」、「7. 被害状況」、「9. 防止対策」等を説明するため、必要に応じて写真、図面、計算書又は死傷事故の場合には医師の診断書等を添付する。

※2 規定用紙1枚に記載できない場合は、2枚にわたって記載するか、又は、別紙に事故の状況等を記載する方を法を用いて報告する。

原因分類表 1（主要電気工作物破壊事故、波及事故の場合）

原因別		内容
大分類	小分類	
設備不備	製作不完全	電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの。
	施行不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。
	保守不完全	巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。
自然現象	過負荷	定格容量以上の過電流によるもの。
	風雨	雨、風又は暴風によるものをいい、風のために飛来した樹木片等の接触によるものを含む。
	氷雪	雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ、又は暴風雪によるもの。
	雷	直撃雷又は誘導雷によるもの。
	地震	地震によるもの。
	水害	洪水、高潮、津波等によるもの。
	山崩れ、雪崩	山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。
	塩、ちり、ガス	塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。
	作業者の過失	作業者（自社又は自社の工事請負者の命をうけて作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるもの。
	公衆の故意・過失	投石、電線の盗取、自殺等公衆（作業者以外の者をいう。以下同じ。）の故意又は過失によるもの。
	無断伐木	公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して電気工作物の施設者に連絡せず、無断で伐採したため電気耕作物の機能に障害を与えたものの。
	火災	電気工作物に接近した家屋の火災、山火事、山焼き等の類焼によるもの。樹木の傾斜又は倒壊による接触又は接近によるもの。なお、電気工作物の設置者が当然伐採すべき範囲の樹木の接触によるものは、「保守不全」とする。
	鳥獣接触	ねこ、ねずみ、へび、又は鳥類の接触、営巣等によるもの。
	その他の他物接触	たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気球等の接触によるもの。
	腐しよく	直流式電気鉄道からの漏えい電流等による腐しよくによるもの。化学作用による腐しよくによるものをいい、電気腐しよく及び化学腐しよくの合作用によるものは電気腐しよくとする。
	震動	重車輛の通行、基礎工事等の震動によるもの。
他事故波及	自社	自社の他の電気工作物の事故が波及したもの。
	他社	自社以外の電気工作物の事故が波及したもの。
	燃料不良	設計燃料と著しく異なる成分の燃料を使用することによるもの。
	その他	各表ごとにその表の「原因」の項のいずれの分類にもはいらないもの。
不明	不明	調査しても原因が明らかでないもの。

原因分類表 2（電気火災事故、感電死傷事故の場合）

原因別		内容
電気火災	設備不備	原因分類表 1 の「設備不備」に同じ。
	保守不備	原因分類表 1 の「保守不備」に同じ。
	自然現象	原因分類表 1 の「自然現象」に同じ。
	過失	原因分類表 1 の「作業者の過失」、「公衆の故意・過失」及び「無断伐木」に同じ。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
感電・作業者	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
	作業準備不良	作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合せ等の作業準備の不良によるもの。
	作業方法不良	作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に対する不服従等によるもの。
	工具、防具不良	作業着手前の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥によるもの。
	電気工作物不良	電気工作物の施設場の欠陥によるもの。
	被害者の過失	服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく他人の人為的行為によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
	電気工作物の不良	電気工作物の施設場の欠陥によるもの。
	被害者の過失	伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこ揚げ、電線の盗取、魚とり等によるもの。
感電・公衆	被害者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
	自殺	自殺の目的で感電したものの。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。

原因分類表 3（感電以外の死傷事故、公共の財産に被害を与えた等の事故の場合）

原因別		内容
電気工作物の欠陥	原因分類表 1 の「設備不備」又は「保守不備」	によるもので損傷、破壊を伴わないもの。
	電気工作物の損壊	電気工作物の損壊、破壊によるもの。
	電気工作物の操作	被害者又は第三者の人為的行為によるもの。

7. 場面別手続き概要

① 事業場を新設する場合

(例) 工場を建設する、店をオープンする、ビルを建てる、テナントビルに入居するなど

受電電圧1万V未満 の需要設備、 出力2000kW未満の 太陽電池発電所、風 力発電所	主任技術者の選任 (8ページ) または外部委託承認申請 (26ページ) 保安規程届出 (2ページ) ばい煙発生施設を有する場合は、ばい煙発生施設等に係る工事計画届出 (56ページ)
受電電圧1万V以上 の需要設備、 出力2000kW以上の 太陽電池発電所、風 力発電所	主任技術者の選任 (8ページ) 保安規程届出 (2ページ) 工事計画届出 (56ページ) ばい煙発生施設を有する場合は、ばい煙発生施設等に係る工事計画届出 (56ページ)

② 事業場を譲渡、譲受した場合

(例) 工場を購入した、店を買った、ビルを買ったなど

受電電圧1万V未満 の需要設備、 出力2000kW未満の 太陽電池発電所、風 力発電所	【譲渡側】 自家用電気工作物廃止報告 (135ページ) 【譲受側】 主任技術者の選任 (8ページ) または外部委託承認申請 (26ページ) 保安規程届出 (2ページ) ばい煙発生施設を有する場合は、ばい煙発生施設設置届出 (138ページ) 及び自家用電気工作物使用開始届出 (139ページ)
受電電圧1万V以上 の需要設備、 出力2000kW以上の 太陽電池発電所、風 力発電所	【譲渡側】 自家用電気工作物廃止報告 (135ページ) 【譲受側】 主任技術者の選任 (8ページ) 保安規程届出 (2ページ) 自家用電気工作物使用開始届出 (139ページ) ばい煙発生施設を有する場合は、ばい煙発生施設設置届出 (138ページ)

③ 主任技術者を選任（兼任・許可）から外部委託に変更した場合

主任技術者の解任（131ページ）

外部委託承認申請（26ページ）

保安規程変更届出（保安規程届出書でも可）（2ページ）

④ 設置者法人の社名、所在地、代表者、事業場名、事業場所在地を変更した場合

保安規程変更届出（保安規程本文に変更がなければ不要）（2ページ）

ばい煙発生施設等を有する場合は氏名等変更届出（136ページ）

ばい煙発生施設等がない場合は名称等変更報告

⑤ 責任分界点、保安組織、使用区域を変更した場合

保安規程変更届出（2ページ）

⑥ 設置者について相続、合併又は分割があった場合

保安規程変更届出（保安規程本文に変更がなければ不要）（2ページ）

事業用電気工作物設置者地位承継届出（140ページ）

⑦ 事業場を廃止した場合

（例）工場を閉鎖した、店を閉めた、ビルを売却し電力会社との契約を解除したなど

自家用電気工作物廃止報告（135ページ）

⑧ 発電所を廃止した場合

自家用電気工作物廃止報告（135ページ）

⑨ 発電設備の一部を廃止した場合

自家用電気工作物出力（又は電圧）変更報告書（134ページ）

⑩ 需要設備のうち非常用予備発電装置（ばい煙発生施設）のみを廃止した場合

特定施設等使用廃止届出（137ページ）

8. 関係運用内規等

本冊子の中で引用している自家用電気工作物に係る告示、内規、解釈は以下のとおりですので、申請や保安管理業務の参考として下さい。

また、これらは運用や解釈の変更が行われる場合がありますので、当支部ホームページ等で定期的に変更されていないかご確認ください。

- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（84ページ）
- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について（96ページ）
- ・平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）（98ページ）
- ・電気主任技術者制度に関するQ&A（102ページ）
- ・移動用電気工作物の取扱いについて（116ページ）
- ・ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（118ページ）

○以下経済産業省のホームページにて掲載しておりますので適宜ご確認ください。

- ・使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈
- ・使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
- ・公害防止関係資料の様式例について

	20130107商局第2号 平成25年1月28日
改正	20130619商局第1号 平成25年6月28日
改正	20130920商局第1号 平成25年9月27日
改正	20140320商局第1号 平成26年3月31日
改正	20140324商局第1号 平成26年3月31日
改正	20140925商局第2号 平成26年9月30日
改正	20150406商局第5号 平成27年4月23日
改正	20160301商局第1号 平成28年3月22日
改正	20160330商局第2号 平成28年4月1日
改正	20161005商局第2号 平成28年10月25日
改正	20161208商局第1号 平成28年12月26日
改正	20170809保局第2号 平成29年8月24日

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

記

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。
 - (1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。
 - ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。
 - イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - ハ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
 - ② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、(1)①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。
 - (2) (1)②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家

用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかなる場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、（1）の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、（1）中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第4項ただし書の承認についても、同様とする。

（3） 発電事業者がその発電事業の用に供する電気工作物であって、当該発電事業者と異なる者（以下（3）において「設備運用者等」という。）がその工事、維持及び運用を行うものについては、当該発電事業者及び設備運用者等が連名で主任技術者の選任を行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、発電事業者と設備運用者等の責任分担を明確化した上で、当該発電事業者と設備運用者等の連名により定めるものとする。

（4） 一般送配電事業者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第4項第4号の発電事業者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に取扱いを行う。

（5） 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下（5）において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合においては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合には、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、法42条に基づく保安規程についても同様に取扱いを行うこととし、別の法人として改組する場合においては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。

1の2．法第43条第4項の職務については、次のとおり解釈する。

法第43条第4項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務には、その保安の監督に係る電気工作物のうち、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20161005商局第1号。以下「PCB管理標準実施要領」という。）」Ⅱ．2．（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを主任技術者自らが確認すること、又は法第43条第5項の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認したことを主任技術者が確認することを含むものとする。

2．法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

（1）電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。
イ 次に掲げる設備又は事業場のみを直接統括する事業場

（イ）出力500キロワット未満の発電所（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧10,000ボルト未満の変電所

（ハ）最大電力500キロワット未満の需要設備（ホ）に掲げるものを除く。）

（ニ）電圧10,000ボルト未満の送電線路又は配電線路を管理する事業場

（ホ）非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場

（イ）出力500キロワット未満の発電所（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧10,000ボルト未満の変電所

（ハ）最大電力500キロワット未満の需要設備（ホ）に掲げるものを除く。）

（ニ）電圧10,000ボルト未満の送電線路

（ホ）非自航船用電気設備（非自航船舶に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（ハ）に掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

ヘ 最大電力100キロワット未満（非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満）の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

（イ）電気工事士法第3条第2項に規定する第2種電気工事士

（ロ）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む。）に関する科目を修めて卒業した者

ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者、又はへに規定する場合にあつては、へ（イ）若しくは（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

（2）ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要

件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 出力５００キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力５００キロワット未満のものである事業場

ロ 出力５００キロワット以上２，０００キロワット以下の水力発電所（ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが１５メートル未満の水路式発電所（工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）に基づく日本工業規格Ｂ ０１１９（２００９）において定められた水路式発電所をいう。）（以下単に「水路式発電所」という。）に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力５００キロワット以上２，０００キロワット以下のものである事業場

② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力１００キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力１００キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

（イ）学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者

（ロ）技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定に基づき行われる技術士試験の第一次試験であってその技術部門が建設部門であるものに合格した者

（ハ）技術士法第４条第１項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者

（ニ）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条第１項の規定に基づき行われる技術検定であってその種目が土木施工管理であるものに合格した者

（ホ）（ロ）から（ニ）までに掲げる者のほか、（イ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（ヘ）（イ）から（ホ）までに掲げる者のほか、土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者

ロ 出力１００キロワット以上５００キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力１００キロワット以上５００キロワット未満のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者

ハ 出力５００キロワット以上２，０００キロワット以下の水力発電所（水路式発電所に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力５００キロワット以上２，０００キロワット以下のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、次に掲げるいずれの要件にも適合する講習（以下「ダム水路主任技術者講習」という。）の課程を修了した者

（イ）講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。

（ア）電力・土木技術等に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人

（b）法又は法に基づき処分に関連し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者が、役員にいない法人

（ロ）講習を実施する者は、講習を行う前に、講習の日程、実施場所並びに（ハ）及び（ニ）に掲げる要件を満たす講習である旨を公示すること。

（ハ）次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うこと。

科目	範囲	講習時間
水力発電設備の保安に関する法令	一 水力発電設備の安全規制の概要	３０分
	二 ダム水路主任技術者制度の概要	
	三 電気関係報告規則について	
水力発電の仕組み、技術基準	一 水力発電の仕組み	１時間３０分
	二 発電用電力設備に関する技術基準を定める省令、発電用電力設備の技術基準の解釈について	
水文・気象	一 水文・気象と防災	４時間
	二 水理学基礎	
コンクリート構造物（ダム、導水路等）	一 設計、解析（耐震設計を含む。）	２時間
	二 ダム挙動の把握と漏水管理	
	三 点検、計測、診断	
鋼構造物（水門、ゲート、水圧鉄管等）	一 設計、解析（振動解析を含む。）	２時間
	二 ゲート操作、バルブ操作	
	三 点検、計測、診断	
水力発電所の設計、演習	一 水力設備の設計	３時間
	二 設計演習	
ダム水路主任技術者の保安監督業務	一 巡視・点検及び検査の方法	１時間
	二 不良箇所の発見と処置	
	三 記録と経年監視	
	四 災害・事故の対応	
現地実習	一 巡視・点検及び検査の方法	３時間
	二 不良箇所の発見と処置	
	三 水力設備の計測、診断	

（ニ）第１種ダム水路主任技術者若しくは第２種ダム水路主任技術者の免状の交付を受けている者又は電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者が講師であること。

（ホ）講習を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、講師名、受講期日及びダム水路主任技術者講習を修了した旨が記載された修了証（例えば、様式例によるものとする。）を発行すること。

（３）ボイラー・タービン主任技術者に係る法第４３条第２項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

- ① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）の火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。
- ② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 小型の汽力（温泉水法（昭和23年法律第125号）の規定の適用を受ける温泉を利用するものに限る。）を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者

（イ）学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

（ロ）学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項の資格検定合格者を含む。）で、かつ、次のいずれかに該当する者

（ホ）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、経済産業省が実施する講習を修了した者又は経済産業省が実施する試験に合格した者

（ハ）火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

（ニ）船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）又は同号ハの3級海技士（機関）として海技士の免許を受けている者

（ロ）労働安全衛生法別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

（ハ）ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条第1号の特級ボイラー-技士免許、同条第2号の1級ボイラー-技士免許又は同条第3号の2級ボイラー-技士免許を受けている者

（ヘ）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項のエネルギー-管理士免許の交付を受けている者（エネルギー-管理士の試験及び免許の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験科目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー-管理士免許の交付を受けた者に限る。）

（ト）技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が機械部門であるものに合格した者

ロ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、かつ、当該ボイラーの最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が4トン毎時

未満（発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーに限る。）の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

（イ）学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

（ロ）学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則第8条に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程第8条第1項の資格検定合格者を含む。）であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

（ハ）船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）、同号ロの2級海技士（機関）又は同号ハの3級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者

（ニ）労働安全衛生法別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

（ホ）ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号の特級ボイラー-技士免許、同条第2号の1級ボイラー-技士免許又は同条第3号の2級ボイラー-技士免許を受けている者

（ヘ）エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー-管理士免許の交付を受けている者（エネルギー-管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験科目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー-管理士免許の交付を受けた者に限る。）

（ト）技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が機械部門であるものに合格した者

ハ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

（イ）学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

（ロ）船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者

（ハ）ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号の特級ボイラー-技士免許又は同条第2号の1級ボイラー-技士免許を受けている者

（ニ）エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー-管理士免許の交付を受けている者（エネルギー-管理士の試験及び免許の交付に関する規則第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験科目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー-管理士免許の交付を受けた者に限る。）

掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー安全管理士免状の交付を受けた者に限る。）

(ホ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であつてその技術部門が機械部門であるものに合格した者

(ヘ) イ(ロ)(b)に掲げる者であつて、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(ト) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号ロの2級海技士(機関)若しくは同号ハの3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者又はボイラー及び圧力容器安全規則第97条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者であつて、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(チ) (イ)から(ト)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ニ 圧力2,940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) ハに掲げる者(ト)及び(チ)に掲げる者を除く。)であつて、圧力1,470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

ホ 圧力5,880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) ニに掲げる者であつて圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

ヘ 圧力5,880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、ホに掲げる者であつて、圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備(以下「事業場等」という。)に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場(以下3.において「被統括事業場」という。)を直接統括する事業場(以下3.において「統括事業場」という。)のうち、自家用電気工作物であつて電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとす

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上(風力発電所であつて、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。)となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織(以下3.において「保安組織」という。)が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員(以下3.において「設置者等」という。)の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。なお、常時監視するにあつては、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者(以下3.において「統括電気主任技術者」という。)に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要ときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括電気主任技術者による保安管理業務の内容及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 被統括事業場の種類に応じて、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括電気主任技術者の職務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

ハ 統括電気主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

(2) 自家用電気工作物である水力発電所の統括事業場へのダム水路主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、

統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならぬ。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下３．において「統括ダム水路主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要ときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括ダム水路主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括ダム水路主任技術者の職務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であって、かつ、統括事業場から２時間以内に到達できることにあること。

ハ 統括ダム水路主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括ダム水路主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

４．規則第５２条第２項の承認は、次の基準により行うものとする。

（個人事業者の兼業等）

（１）規則第５２条の２第１号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。

（法人のマネジメントシステム）

（２）規則第５２条の２第２号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

① 保安業務従事者は規則第５２条第２項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下本項において「法人」という。）の役員又は従業員であること。

② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。

④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者から的確に行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当から指示を受けて点検する事業場については、平成１５年経済産業省告示第２４９号第３条第３項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に０．２を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこととする。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当から点検の指示を受けないこと。

（法人の保安業務担当者等の明確化）

（３）規則第５３条第２項第２号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当及び当該保安業務担当が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

（太陽電池発電所専用の受変電設備の点検）

（４）規則第５３条第２項第５号で定める点検について、平成１５年経済産業省告示第２４９号第４条第４号の３の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① 太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）第４６条第１項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の解釈第４７条第５項第２号又は第３号に該当するものであること。

② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第４７条第１項第３号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常

に対応することができるようにする体制を有すること。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備が特殊であるため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかに該当する自家用電気工作物）

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(ロ) 設置場所が特殊であるため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

(d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。）を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあるかと判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

(a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否

(c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

(a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）

(b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びびリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）

(c) 受電盤・配電盤

(d) 接地工事の施設状況（接地線、保護管等）

(e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受電設備・変電設備の金属製外箱等）

・配電設備

(f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ (イ) 及び (ロ) までに掲げる項目の確認のため、当該 (イ) 及び (ロ) に定める測定を行う。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行

う点検を3年に1回以上とすることができる。）

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の運動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(ヘ) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFFケープルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ、2.（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④ 工事期間中は、②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故又は故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故又は故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）（以下「報告規則」という。）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。
(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあつては2.（1）②イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

(事業場への到達時間)

(7) 規則第53条第2項第6号の「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(8) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下「離島振興対策実施地域」という。）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島（以下「離島」という。）に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)

(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあっては、住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、（5）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合に1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（5）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合に1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。

① 当該燃料電池発電設備及び当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分の分電盤に、漏電遮断器が設置されていること。

② 当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。

③ 設置者と機器販売事業者等との契約により、当該燃料電池発電設備の保守が実施され、その点検結果等が整備記録に記録されていること。

④ 各住居部分の当該燃料電池発電設備が、出力十キロワット未満であること。

⑤ 設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、③の整備記録が適切に保管されていること。

⑥ 当該燃料電池発電設備が、保安に影響する設備の異常を検知した場合及び機器販売事業者等による設備の整備周期を超えた場合には自動停止するものであり、かつ、機器販売事業者等の確認の後に運転が再開されること。ただし、停電や電力の過剰使用等によって遮断器が動作した場合等においては、当該燃料電池発電設備の運転の再開を居住者自らが行うことを妨げるものではない。

5. 規則第52条第3項の承認は、次の基準により行うものとする。

(承認の対象となる水力発電所)

- (1) 水力発電所に係る規則第52条第3項の承認は、水路式発電所(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格B0119(2009))において定められた水路式発電所をいう。)であって、かつ、ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものについて行うものとする。

(個人事業者の兼業等)

- (2) 規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。

(法人のマネジメントシステム)

- (3) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

- ① 保安業務従事者は規則第52条第3項の承認に係る委託契約の相手方の法人(以下本項において「法人」という。)の役員又は従業員であること。

- ② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

- ③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務(電気工作物の保安に関するものを除く。)を兼務しないこと。

- ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの確に行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、告示の値を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

二 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(法人の保安業務担当者等の明確化)

- (4) 規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨

が記載されており、かつ、保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

- (5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

- ① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる全ての基本原則に従って行うこと。

イ ダム水路管理技術者又は保安業務担当者等(以下「ダム水路管理技術者等」という。)

ロ)が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。

設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記されたダム水路管理技術者等であることを確認する。このため、ダム水路管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記されたダム水路管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果についてダム水路管理技術者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施したダム水路管理技術者等の氏名を含む。)を確認及び保存する。

ニ ダム水路管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事期間中の点検、月次点検及び年次点検(主として発電設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。)を行う。

ホ ダム水路管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検、年次点検、6ヵ年点検、不定期点検又は臨時点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがある

と判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

- ② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行

う。

(イ) 点検項目

(a) 水力設備の亀裂、変形、腐食、摩耗及び劣化等の状況

(b) 水力設備等の漏水及び湧水等の異常の有無

(c) 水力設備の損傷等を引き起こすおそれのある事象として周辺地山の崩壊及び崩壊のおそれの有無

(ロ) 対象設備等

(a) ダム

(b) 取水口、取水ゲート

(c) 沈砂池

(d) 除塵機、スクリーン

(e) 導水路

(f) 水槽

(g) 水圧鉄管

(h) 水車

(i) 周辺地山

(j) (a) ~ (h) に付属する測定装置及び警報装置並びに (i) の状況を監視するための装置

ロ 上記②イの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、ダム水路管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。

ロ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) ダムの可動堰、取水ゲート等の可動部が正常に動作すること。

(ロ) 取水ゲートを閉めることにより、発電用水が遮水され、水車及び発電機が正常に停止すること(入ロ弁が正常に閉止することを含む。)。

④ 6年点検として、露出した水圧鉄管の板厚測定を6年に1回以上行うこと。

⑤ 不定期点検として、露出した水圧鉄管の振動測定を必要に応じ行うこと。

⑥ 臨時点検として、台風、豪雨、地震、雪等の発生後の水力設備の点検を必要に応じ行うこと。

⑦ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑧ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、ダム水路管理技術者等が、現状の確認、取水停止等に関する指示を行う。

ロ ダム水路管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、ダム水路管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、ダム水路管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第3項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者が選任されていることとする。(事業場への到達時間)

(7) 規則第53条第2項第6号中の「遅滞なく到達」とは、水力発電所が同一水系又は近傍水系にあり、かつ、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(8) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域、離島振興対策実施地域又は離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以

上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場(この②において「申請事業場」という。)

が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者との親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場(このニにおいて「原事業場」という。)と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者(このニにおいて「両設置者」という。)が次に掲げる要件の全てを満たすもの

(イ) 両設置者間において締結されている1.(1)①又は②の契約等において、規則第53条第2項第5号に規定された事項(点検頻度に関するものを除く。)に準じた事項が定められていること。

(ロ) (イ)に定める事項を、当該申請事業場及び当該原事業場に勤務する従業員その他の関係者に対し周知していること。

(ハ) 保安規程において、(イ)に定める協定を遵守する旨を定めていること。

③ 兼任させようとする者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする者の事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする者が兼任する水力発電所が次のいずれかに該当すること。

イ 既に選任されている水力発電所と同一の設置者が設置した水力発電所

ロ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社又は子会社が設置した水力発電所

ハ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社の子会社が設置した水力発電所

② 兼任させようとする者が、第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

- ③ 兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあり、かつ、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。
- ④ 兼任させようとする者が兼任する水力発電所には、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な連絡体制が整備されていること。
- (3) ボイラー・タービン主任技術者（規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。）に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。
- ① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。
イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の事業場
ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場
ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社の子会社である者の事業場
- ② 兼任させようとする事業場又は設備は2以下とすること。ただし、兼任させようとする事業場又は設備が既に選任されているものと同一の又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。
- ③ 兼任させようとする者が、第1種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていること。
- ④ 兼任させようとする事業場は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場から30分以内に到達できるところにあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中（事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。⑤において同じ。）であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できるところにあればよいものとする。
- ⑤ 兼任させようとする者が兼任する事業場には、発電設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための体制が整備されているとともに、必要な事項をボイラー・タービン主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。ただし、兼任させようとする者が兼任する事業場の発電設備が休止中であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、この限りでない。
- (4) 1. (3) から(5)における規則第52条第4項ただし書の承認については、(1)から(3)の規定を準用する。

附 則（20130107商局第2号）

この規程は、平成25年1月28日から施行する。

なお、平成17年3月28日付け「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成17・03・22原院第1号）は、平成25年1月27日限り廃止する。

附 則（20130619商局第1号）

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（20130920商局第1号）

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附 則（20140320商局第1号）

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（20140324商局第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（20140925商局第2号）

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附 則（20150406商局第5号）

この規程は、平成27年4月23日から施行する。

附 則（20160301商局第1号）

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（20160330商局第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（20161005商局第2号）

1. この規程は、公布の日から施行する。ただし、4. (5) ③ (へ) の規定は、平成28年12月1日から施行する。

2. 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に有効な保安管理業務の委託契約については、4. (5) ③ (へ) の規定は、なお従前の例による。

附 則（20161208商局第1号）

この規程は、平成28年12月26日から施行する。

附 則（20170809保局第2号）

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

ダム水路主任技術者講習修了証

ふりがな 受講者氏名		生年 月 日	年 月 日生
(TEL.)			
現住所		名称	(TEL.)
他に連絡先がある 場合その名称及び 所在地		住所	
科目	範囲	講師の氏名 (要件)	受講期日
水力発電設備の保 安に関する法令	1. 水力発電設備の安全規制の概要 2. ダム水路主任技術者制度の概要 3. 電気関係報告規則について		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水力発電所の仕組 み・技術基準	1. 水力発電の仕組み 2. 発電用水力設備に関する技術基準を定め る省令、発電用水力設備の技術基準の解釈		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水文・気象	1. 水文・気象と防災 2. 水理学基礎		年 月 日 時 分 ～ (時間)
コンクリート構造 物(ダム、導水路 等)	1. 設計、解析 (耐震設計を含む。) 2. ダム挙動の把握と漏水管理 3. 点検、計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)
鋼構造物(水門 ゲート、水圧鉄管 等)	1. 設計、解析 (振動解析を含む。) 2. ゲート操作、バルブ操作 3. 点検、計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水力発電所の設計 、演習、	1. 水力設備の設計 2. 設計演習		年 月 日 時 分 ～ (時間)
ダム水路主任技術 者の保安 監督業務	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 記録と従事監視 4. 災害・事故の対応		年 月 日 時 分 ～ (時間)
現地実習	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 水力設備の計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)

上記の者は、主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) 2. (2) ②ハに基づく講習を修了したことを証明
します。

年 月 日
証明者 所在地 (TEL.)
名称及び
代表者の氏名 印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署
名は必ず本人が自署すること。
3 講師の要件については、交付を受けたダム水路主任技術者免状の1種若しくは2種、又は電気工
作物検査官の職にあり若しくはあった者の別を記載すること。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について

平成25年9月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

現在、電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により、一定規模の自家用電気工作物について一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる（外部委託承認制度）。その承認要件のひとつとして、年次点検に係る要件を次のとおり規定している。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）
4.（4）③年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。 イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができ。） ロ 次の（イ）から（ホ）までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。 （イ）低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。 （ロ）接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。 （ハ）保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。 （ニ）非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。 （ホ）蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

ここで、年次点検については原則として1年に1回、停電により設備を停止状態にして行う点検（以下「停電点検」という。）の実施を定めているが、内規4.（4）イただし書に規定する機器については、停電点検を3年に1回以上の頻度で実施することができる。

今般、内規4.（4）イただし書きにおける停電点検の延伸のための条件として「信頼性が高いこと」及び「4.（4）③ロの各号と同等と認められる点検」について、その要件を明確化することによって、より一層の運用の明確化を図ることとする。

なお、本件は満足すべき要件とこれを満たすと認められる技術的内容を具体的に示したものであり、下記具体例に限定されるものではなく、当該要件に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該要件に適合するものと判断するものである。

I. 「信頼性が高い機器」の要件

（1）設備を構成する個々の機械器具において、設計上、製作上又は施工上支障があるものではないこと。
（例）リコール制度による届出や保安上の注意喚起等の対象となっていないこと。

（2）保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。

（例）電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号。以下「告示」という。）第4条第7号イ～ホまでの設備条件のすべてに適合すること。

告示第4条第7号

- イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
- ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
- ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
- ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
- ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

（3）設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。

（例）・腐食性ガスや可燃性ガス等の滞留する場所に設置されているものではないこと。

- ・高温多湿による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。
- ・塩害による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。

（4）使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで（3年後まで）の間における設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。

（例）・前回の停電年次点検において、内規で定める点検が実施されており、その結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。

- ・前回の停電年次点検以降で実施した無停電での年次点検及び直近までの月次点検の結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。
- ・製造者等が推奨する取替更新時期内であるもの又は保安に関する適正な余寿命評価（次回の停電年次点検までの期間（3年後までの期間）を行ったものであること。

（5）保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。

（例）年次点検（停電及び無停電）の実施方法が、保安規程又は保安規程の下部規程等に定められていること。

Ⅱ. 「4. (4) ③ロの各号と同等と認められる点検」の要件

以下 (イ) から (ホ) の各号で確認すべき事項に関して、当該事項を満足している蓋然性が高いと認められる方法によるものであること。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

・絶縁監視装置による監視結果又は漏れ電流計による測定結果が良好であること。また、外観点検の結果 (必要に応じた超音波式部分放電探査やサーモグラフィ等による過熱部位の有無の確認を含む。) が良好であること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。

・簡易的測定方法による測定値に余裕をもって推測する方法。
・過去より直近までの測定値の評価及び接地設備に係る外観点検 (必要に応じて端子間の導通状況の確認) をもって推測する方法。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

・前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。
・前回の停電時に実施した遮断器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果及び過熱部位の有無等の確認結果に係る測定値等の評価結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。
・前回の停電時に実施した保護継電器から遮断器までの設備 (関連設備を含む) の外観点検 (必要に応じて端子間の導通状況の確認) の結果が良好であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数 (回転数) が正常であること。

・模擬信号等による起動及び停止と発電電圧及び発電電圧周波数 (回転数) が正常であることの確認。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

○平成十五年経済産業省告示第百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）

		(平成十五年七月一日)	
		(経済産業省告示第百四十九号)	
改正	平成一七年一月一日	同	第三六二号
	同 一八年一月二六日同	同	第二一〇号
	同 二〇年一月一日同	同	第三九号
	同 二三年 三月一四日同	同	第一〇一号
	同 二四年 四月一七日同	同	第一六四号
	同 二五年 六月二八日同	同	第六四号
	(同二六年 三月一日同	同	第六四号
	同 二六年 三月一日同	同	第六四号
	同 二六年 五月三〇日同	同	第一二五号
	同 二七年 五月一日同	同	第一〇九号
	同 二八年 三月二二日同	同	第五八号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の順度に関する告示を次のように定め、平成十六年一月一日から施行する。

なお、昭和六十六年通商産業省告示第百九十一号（電気事業法施行規則第五十二条第二項の委託契約の相手方の要件等）は、平成十五年十二月三十一日限り、廃止する。

(要件)

第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年
- 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年
- 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年
- 四 第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 一年

2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

- 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの
- 二 受電設備がキュービクル式であるもの
- 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせて用いる形式

(PF・S形)のもの

(平二六経産告一二五・一部改正)

(機械器具)

第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあっては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 一 絶縁抵抗計
- 二 電流計
- 三 電圧計
- 四 低圧検電器
- 五 高圧検電器
- 六 接地抵抗計
- 七 騒音計
- 八 振動計
- 九 回転計
- 十 継電器試験装置
- 十一 絶縁耐力試験装置

2 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうちダム水路管理技術者及びダム水路保安法人に関するものは次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第五号から第七号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 一 巻尺
 - 二 すきまゲージ
 - 三 ハンマー
 - 四 漏水計量器
 - 五 膜厚計
 - 六 超音波厚さ計
 - 七 振動計
- (算定方法等)

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合には、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に於ては、次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

事業場	換算係数
発電所	
出力百キロワット未満	〇・三
出力百キロワット以上三百キロワット未満	〇・四
出力三百キロワット以上六百キロワット未満	〇・六
出力六百キロワット以上千キロワット未満	〇・八
出力千キロワット以上千五百キロワット未満	一・〇
出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	一・二
需要設備	
低圧	〇・三
高压	〇・四（小規模高压需要設備にあつては〇・二）
設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	〇・六
設備容量が六十四キロボルトアンペア以上百五十キロボルトアンペア未満	〇・八
設備容量が百五十キロボルトアンペア以上三百五十キロボルトアンペア未満	一・〇
設備容量が三百五十キロボルトアンペア以上五百五十キロボルトアンペア未満	一・二
設備容量が五百五十キロボルトアンペア以上七百五十キロボルトアンペア未満	

	設備容量が七百五十キロボルトアンペア以上千キロボルトアンペア未満	一・四
	設備容量が千キロボルトアンペア以上千三百キロボルトアンペア未満	一・六
	設備容量が千三百キロボルトアンペア以上千六百五十キロボルトアンペア未満	一・八
	設備容量が千六百五十キロボルトアンペア以上二千キロボルトアンペア未満	二・〇
	設備容量が二千キロボルトアンペア以上二千七百キロボルトアンペア未満	二・二
	設備容量が二千七百キロボルトアンペア以上四千キロボルトアンペア未満	二・四
	設備容量が四千キロボルトアンペア以上六千キロボルトアンペア未満	二・六
	設備容量が六千キロボルトアンペア以上八千八百キロボルトアンペア未満	二・八
	設備容量が八千八百キロボルトアンペア以上上	三・〇
	配電線路を管理する事業場	〇・一

2 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一	次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）	〇・四五
二	次条第二号の二ただし書の発電所及び太陽電池発電所（第三号から第八号までに掲げるものを除く。）	〇・二五
三	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	〇・三二
四	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ロ又は同条第四号の三ロの設備を有するもの	〇・三一
五	太陽電池発電所であつて、次条第四号の二ハの設備を有するもの	〇・三三
六	太陽電池発電所であつて、次条第四号の三ハの設備を有するもの	〇・三二

るもの		
七 太陽電池発電所であって、次条第四号の二の設備を有するもの	○・三六	
八 太陽電池発電所であって、次条第四号の三の設備を有するもの	○・三三	
九 次条第七号及び第八号の必要設備（小規模高压必要設備を除く。）	○・六	

三 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は三十三とする。
 （平一八経産告三六二・平二五経産告一六四（平二六経産告六四）・一部改正）
 （点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるものの以外にあっては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中においては毎週一回以上
- 二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあっては毎月一回以上

二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精進する者との契約により保守が実施されるものにあっては三月に一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあっては、六月に一回以上

イ 当該火力発電所を構成する火力設備の全てが平成二十七年経済産業省告示第九十九号第四条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの

三 燃料電池発電所にあっては毎月一回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上

四 太陽電池発電所にあっては六月に一回以上

四の二 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあっては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であって、第六号本文又は第九号の必要設備に準ずるもの
 四月に一回以上

ロ 受変電設備であって、第六号ただし書の必要設備に準ずるもの
 六月に一回以上

ハ 受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの
 三月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。）
 二月に一回以上

四の三 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるときに限る。）の当該設備にあっては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 受変電設備であって、第六号本文又は第九号の必要設備に準ずるもの
 五月に一回以上

ロ 受変電設備であって、第六号ただし書の必要設備に準ずるもの
 六月に一回以上

ハ 受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの
 四月に一回以上

ニ 受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。）
 三月に一回以上

五 風力発電所にあっては毎月一回以上

六 小規模高压必要設備にあっては三月に一回以上。ただし、規則第九十六条第一号ロに規定する登録点検業務受託法人が点検業務を受託している小規模高压必要設備にあっては六月に一回以上

七 次のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い必要設備であって設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の必要設備にあっては隔月一回以上

イ 構外にわたる高压電線路がないもの

ロ 柱上に設置した高压変圧器がないもの

ハ 高压負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高压交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

ハ 前号のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であって、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する必要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある必要設備にあっては隔月一回以上

九 第七号に適合する必要設備であって、次のイからハまでの全ての設備条件に適合す

- るものにあつては三月に一回以上
- イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
- ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
- ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
- 十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあつては毎月一回以上
- 十一 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあつては第六号から前号までの規定にかかわらず毎週一回以上
- 十二 配電線路を管理する事業場にあつては六月に一回以上
- 十三 水力発電所の水力設備については毎月一回以上
- （平一七経産告二八三・平一八経産告三六二・平二〇経産告二一ニ・平二三経産告三九・平二四経産告一〇一・平二五経産告一六四（平二六経産告六四）・平二七経産告一〇九・一部改正）
- 改正文 （平成二〇年一〇月一日経済産業省告示第二一二号） 抄
- 平成二十年十一月一日から施行する。
- 改正文 （平成二三年三月一四日経済産業省告示第三九号） 抄
- 平成二十三年三月十四日から施行する。
- 改正文 （平成二四年四月一七日経済産業省告示第一〇一号） 抄
- 平成二十四年四月十七日から施行する。
- 附 則 （平成二五年六月二八日経済産業省告示第一六四号）
- この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- （平二六経産告六四・旧第一条・一部改正）
- 附 則 （平成二六年三月三一日経済産業省告示第六四号）
- この告示は公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二六年五月三〇日経済産業省告示第一二五号）
- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正文 （平成二七年五月一五日経済産業省告示第一〇九号） 抄
- 公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二八年三月二二日経済産業省告示第五八号）
- この告示は公布の日から施行する。

履歴

制定・改訂日 施行日	改訂 項目	改訂内容
2015 年 4 月 2 日	—	新規制定
2015 年 10 月 19 日		一部改正（項目の追加等）
2017 年 8 月 24 日		一部改正（項目の追加）

電気主任技術者制度に関する Q & A

平成 2 9 年 8 月

経済産業省産業保安グループ電力安全課

本制度に関しまして、ご不明な点等がある場合には、事業場を管轄する産業保安監督部等に事前にご相談下さい。

【各産業保安監督部の連絡先・ウェブページはこちらから】

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kanto_kubu.html

目 次

1. 選任	3
1.1 「従業員」の考え方について	3
1.2 外部選任について	3
1.3 みなし設置者について	4
2. 統括行為（風力、太陽電池及び水力発電所に限る）	6
2.1 異なる設置者の保有する複数設備に対する統括行為について	6
2.2 資本関係（親子、兄弟関係）による統括行為について	6
2.3 外部選任（内規 1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者による統括行為について	6
3. 外部委託	7
3.1 実務経験	7
3.2 機械器具	7
3.3 保安管理業務を遂行するための体制	8
3.4 点検頻度	9
3.5 個人事業者の兼業等	10
3.6 電気保安法人のマネジメントシステム	11
3.7 電気保安法人の保安業務担当者等の明確化について	14
3.8 委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等について	15
3.9 過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置	16
3.10 高圧一括受電するマンションの住居部分の点検	17
3.11 外部選任（内規 1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者からの外部委託について	17
3.12 その他	19
4. 兼任	21
4.1 設置者の関係性について	21
4.2 「敷地」の考え方について	21
4.3 みなし設置者による兼任について	22
4.4 その他	22
関連資料	24
（資料 1）主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 25 年 9 月 27 日付け 20130920 商 局第 1 号）	24
4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について	24

1. 選任

1.1 「従業員」の考え方について

該当箇所：内規 1.（1）

Q. 自社で電気主任技術者を選任する場合において、内規 1.（1）でいう「従業員」とは、正社員でなければなりませんでしょうか？

A. 自社で電気主任技術者を選任しようとする場合は、以下の両方の条件を満たせば、定年退職後に再雇用された嘱託社員等、いわゆる正社員でなくとも差し支えありません。

- ・自社で直接雇用している者であって、電気事業法施行規則第 52 条第 1 項に定める主任技術者の選任場所に常時勤務する者。
- ・例えば勤務時間外の事故発生といった場合においても対応が可能である等、当該事業場の保安監督業務に専念することができる者。
- ・有期の労働契約を締結する労働者については、正社員と同一の勤務実態にあり、かつ、内規の規定を満たせる者。

Q. 「常時勤務」の定義は何でしょうか？

A. 週 40 時間（週 5 日・1 日 8 時間勤務）を目安とします。

1.2 外部選任について

該当箇所：内規 1.（1）①②

Q. 1.（1）①及び②の形態に名前はありますか？

A. 「外部選任」と呼びます。内規 1.（1）①のイからハに掲げる事項（保安上の意見を尊重する旨の契約を締結する等）がすべて契約書等に約されている場合を条件に、電気主任技術者を自社の従業員以外（派遣労働者等）から選任する制度です。なお、みなし設置者の役員若しくは従業員が、維持・管理の主体であって、技術基準の適合義務を果たすために、常時勤務した状況で、外部選任することは可能ですが、みなし設置者の役員若しくは従業員が、常時勤務しない状況で、外部選任することはできません。電気保安法人や電気管理技術者に保安管理業務を委託する「外部委託」と言葉が似ていますが、別制度です。

1.3 みなし設置者について

該当箇所：内規 1. (2)

Q. みなし設置者とは何でしょうか？みなし設置者ができる手続きには何がありますか？

A. 外部選任により、本来の設置者から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者については、設置者とみなして電気主任技術者の選任及び保安規程に係る届出・申請を行うことができます。この設置者とみなされた者を「みなし設置者」といいます。そのため、それ以外の手続きは本来の設置者が行うことになります。

なお、(本来の)設置者とは、電気工作物の維持・管理を行い得る主体(電気事業法に関する全ての権限、義務、責任を果たす主体)のことをいい、必ずしも所有者と一致するとは限りません。よって、占有者等が(本来の)設置者になり得ます。占有者が「設置者」にあたるのか「みなし設置者」にあたるのかは、行使できる権限の範囲を確認し、判断に困る場合には相談して下さい。

Q. 「維持・管理の主体であって、当該電気工作物について法第39条第1項の職務を果たすことが明らかな場合」とは、具体的にどのような要件なのでしょうか？

A. 本来の設置者とみなし設置者の間で契約においてみなし設置者が電気工作物を技術基準に適合させるために必要な措置をとる権限が与えられていることを指します。

Q. みなし設置者から、更に外部選任(内規 1. (1) ①及び②に定める者)を行うことは可能でしょうか？

A. 可能です。

Q. みなし設置者から委託を受けている者は、みなし設置者になることができるのでしょうか？(みなし設置者の再委託は可能でしょうか？)

A. 維持・管理の主体であることがみなし設置者の条件であるため、みなし設置者の再委託はできません。

Q. みなし設置者が主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類を作成する際、本来の設置者名を記載する必要があるのでしょうか？

A. 主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類の「事業場の名称及び所在地」の欄に本来の設置者名を記載して下さい。(下記記載例を参考にして下さい。)

くみなし設置者が届出を行う場合の記載例>

主任技術者選任又は解任届出書

平成 年 月 日

殿

みなし設置者であることが分かるように、“(みなし設置者)”と記載して下さい。

住所 ◆県◆市◆町◆番地
氏名 株式会社◆◆◆◆◆
代表取締役 ◆◆◆◆◆
(みなし設置者) ◆◆◆◆◆

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	△△株式会社 △ビル △県△市△町△番地
氏名及び生年月日	〇〇 〇〇 昭 年 月 日生
住 所	〇県〇市〇町〇番地
主任技術者免状の種類及び番号	第〇種電気主任技術者免 第〇〇〇号

本来設置者の情報(設置者名及び事業場名、所在地)を記載して下さい。

Q. みなし設置者は、保安規程届出(保安規程変更届出)を行うことはできるのでしょうか？

A. みなし設置者は、自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者であるため、技術基準適合を維持するための方策を定めた保安規程に係る届出をみなし設置者が行うことも可能です。

Q. みなし設置者が変更になった場合は、どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A. 自家用電気工作物の保安の組織が変わるため、保安規程変更届出を行う必要があります。また、保安管理業務を外部委託している場合は、改めて、保安管理業務外部委託承認申請を行う必要があります。なお、外部委託制度を用いない場合(電気主任技術者を雇用し選任する等)にあっては、主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請を行う必要があります。

2. 統括行為（風力、太陽電池及び水力発電所に限る）

2.1 異なる設置者の保有する複数設備に対する統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 統括行為を行いたい複数設備の設置者が異なる場合、委託契約等を締結すれば統括行為は認められますか？

A. 認められません。統括行為は、原則として同一の設置者が一つの保安組織において複数の発電所等の保安管理を一体的に統括する場合に適用するものです。

2.2 資本関係（親子、兄弟関係）による統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 統括行為を行いたい複数設備について、設置者が異なるがその設置者間に資本関係等がある場合、統括行為は行えますか？

A. 保安管理上支障がない体制が構築できるとするような場合にあっては、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。

（例）統括事業所が被統括事業場の親会社であり、資本関係に加えて保安体制等に係る覚書の締結等を結んでいる場合。等

2.3 外部選任（内規1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者による統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 同一設置者の複数設備を統括行為によって管理したい場合、外部選任（1.（1）に定める者）、あるいはみなし設置者から電気主任技術者を選任し、行う統括行為は認められますか？

A. 原則として認められません。ただし、1.（1）②に定める者あるいはみなし設置者であって、本来設置者との間に資本関係があり、前述した2.2のような場合には、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。

3. 外部委託

3.1 実務経験

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第1条

Q. 事業用電気工作物の実務経験のみとし、一般用電気工作物の経験は認めないのでしょうか？

A. 外部委託制度は事業用電気工作物の保安管理を行うものであるため、認められません。

3.2 機械器具

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第2条

Q. 告示第2条の絶縁抵抗計は低圧用・高圧用の区分が無いが、どちらか片方でも大丈夫でしょうか？また、電流計、電圧計については、それぞれの機能を内蔵したマルチメーター1台でも大丈夫でしょうか？

A. 保安管理業務を行う事業場の状況に応じて、低圧用、高圧用の必要性について判断して下さい。例として、低圧の事業場のみを受託している場合には低圧用の絶縁抵抗計を備えていれば足りますが、高圧の事業場を受託している場合には、両方備えておく必要があると考えます。また、当該マルチメーターの場合は、一般的に該当機器を保有していると考えます。

Q. 告示第2条の機械器具は、備えるべき機械器具の種類のみの記載であり、台数については特別規定がありません。例えば、電気保安法人の一拠点において、複数の保安業務従事者（又は保安業務担当者）がいる場合、備えるべき台数はそれぞれの機械器具を1台ずつ備えておけば良いでしょうか？

A. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.（2）において、「保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、・・・厳格に審査することとする。」と規定されていますので、条件に適合するためには保安管理業務の確実な遂行に支障が生じないために必要な台数の機械器具を備え付ける必要があります。

基本的には、人数分備え付けることにより支障が生じないことを担保するものとなりますが、従事者が常に2人1組で点検する場合等、必ずしも従事者数と同じだけの機械器具が必要とならない場合もあります。電気保安法人の体制や受託事業場を考慮して個別に判断することになります。

3.3 保安管理業務を遂行するための体制

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号二

Q. 規則に「保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるが、たとえば工事会社が業務を行う場合の体制は「部」あるいは「課」等で工事担当部署と分ける必要はありますか？

A. 一般的に、保安管理部署と他の部署との責任関係を明確化するため、分離独立した組織とすることが望ましいと考えます。

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号ホ

Q. 保安業務従事者若しくは、保安業務担当者自身の責任で承認取り消しとなった場合、その保安業務従事者を2年間保安管理業務に従事させていけないければ、法人としては契約が可能でしょうか？

A. 当該取り消し事由について、明らかに法人の責めに帰すことができない場合にあっては、法人としての契約は可能です。

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号ヘ

Q. 「責めに任ずべき者」とは、具体的に誰を想定しているのでしょうか？

＜例＞ 電気保安法人、保安業務従事者、保安業務担当者？

A. 法人ではなく、保安業務従事者（保安業務担当者を含む。）を指します。

該当箇所：電気事業法施行規則第53条第5項

Q. 施行規則で法人についての罰則がうたわってあると解職（2年間の営業停止）していますが、間違いないでしょうか？

A. 法令違反に対し厳正に対処するため、規則第52条の2第2号ホに取消しの日から2年を経過しない者であることを定めています。

該当箇所：内規4.（3）

Q. 一つの事業場を複数の保安業務担当者で点検することは可能でしょうか？また、一つの事業場を複数の保安業務従事者で点検することは可能でしょうか？

A. 契約内容によっては、複数の保安業務担当者が存在することは考えられます。また、それぞれの担当者から指示を受けた従事者が存在することも考えられます。

3.4 点検頻度

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第4条

Q. 一つの発電所に複数の発電設備が設置されている場合、設備毎に点検頻度を設定することが可能でしょうか？

＜例＞ 1号発電設備100kW（内燃力、パッケージ型、保守契約有り） 3ヶ月に1回点検

2号発電設備200kW（ガスタービン、パッケージ型、保守契約無し） 毎月1回点検

A. 可能です。その場合、契約書や保安規程などに設備毎の点検頻度を明記する必要があります。また、換算係数については、以下のとおり算定します。

（太陽電池発電所については、別途換算係数を算定します。）

$$0.6 \times 100 / 300 \times 0.45 + 0.6 \times 200 / 300 = 0.49$$

＜1号発電設備＞

＜2号発電設備＞

Q. 低圧受電の需要設備は、同一構内に設置される発電所の点検頻度にかかわらず、隔月1回以上の頻度で点検を行わなければならないのでしょうか？

A. そのとおりです。

例えば、出力50kWで余剰買取制度に基づく（受変電設備は需要設備と共用）太陽電池発電所が設置される場合、当該発電所はパネル、パワーコン部分のみであるため毎年2回以上、需要設備は隔月1回以上の点検頻度となります。また、換算係数については、以下のとおり計算します。

$$0.3 \times 0.6 + 0.3 \times 0.25 = 0.255$$

＜低圧受電の需要設備＞ 余剰買取制度に基づく太陽電池発電所＞

Q. 告示第4条第8号に該当する需要設備において、設置者の要望により点検を1ヶ月周期で行う場合の換算係数の取り扱いはどうなりますか？

A. 設備規模に応じた換算係数に0.6を乗じた数値となります。本件は、あくまでも設備内容に応じた換算係数が使用できるという考え方であり、換算係数を減じるために絶縁監視装置等を取り付けることを推奨するものではありません。

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第4条第2号の2

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」とは、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものだけが対象となるのでしょうか？

A. 原則として、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものが対象となりますが、当該設備を複数台設置することにより、別途、筐体外に共通の制御盤等を設置するものも対象と考えます。

なお、燃料設備のように内燃機関やガスタービンとは別のものとして取り扱う場合であっても、一の筐体に収められていない場合でも、当該告示の要件に該当すると判断します。一方、冷却装置のように内燃機関やガスタービンに附属するものが一の筐体に収められていない場合には、当該告示の要件には該当しないと判断します。

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」という部分について、建物内のある一室を当該関連設備のためのみに使用しており、当該一室内に必要な全ての設備が備わっている場合、当該一室をもって一つの筐体とみなすことは可能でしょうか。

A. 当該告示中、「一の筐体に収められている」とはいわゆるパッケージ型の設備に限ったものであり、建物内の一室といった区画された場所にオープン型の設備を設置するものまでを含むものではありません。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の保守契約でなくメーカー保証でも認められるのでしょうか？

A. メーカー保証の中で、定期的な消耗品等の交換、機器の点検など保守が行われるのであれば、「契約により保守が実施されるもの」と認められます。その場合、保証書が保守契約書の代わりとなります。

なお、故障時のみ対応するような内容の保証の場合には、当該告示の要件には該当しないと判断し、認められません。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の設置者とメーカー等保守を行う者が直接契約を締結しなければならないのでしょうか？

A. 必ずしも直接契約でなくても認められます。例えば、設備の設置者が契約しているビルメンテナンส์会社からの再委託であって、メーカー等が保守を実施しているような場合も認められます。

3.5 個人事業者の兼業等

該当箇所：内規 4. (1)

Q. 兼業は基本的に認められないと考えて良いでしょうか？その証明は自己申告だけでOKでしょうか？

A. 兼業により時間的、身体的な制約を受け保安上の問題が生じるおそれがあるため、承認に当たっては、慎重を期すこととします。なお証明は、申請の際に兼業、兼職に関する自己証明書を添付していただきます。

Q. 電気管理技術者が、自宅の横にある土地を利用して F I T 法に基づく太陽電池発電所の設置・売電事業を行うことは可能でしょうか？

A. 電気管理技術者自身が設置者となり、F I T 法に基づく太陽電池発電所の運用を行うことは、既存の外部委託受託事業場の保安管理業務の遂行に支障が生じないもの（人事院規則に準ずる範囲）であれば、認められます。

Q. 上記の場合であって電気主任技術者の選任が必要な際、どのように扱うべきでしょうか？電気管理技術者自らが設置者となり、自社選任をしても良いのでしょうか？

A. 外部委託制度とは、電気主任技術者の選任がかなわない時に用いる制度であって、電気主任技術者の自社選任とはそれぞれ独立したものです。設置した太陽電池発電所の保安管理業務について、当該管理技術者が外部委託受託者としての活動をしながら、自らを選任することは認められません。また、「外部委託制度」の主旨から、自らに外部委託を行うことも認められません。

3.6 電気保安法人のマネジメントシステム

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニ

該当箇所：第 5 2 条の 2 第 2 号ニ

Q. 法人のマネジメントシステムは、社内規程等に規定さえされていれば、規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニの規定を満たしているのでしょうか？

A. 規則第 5 2 条の 2 第 2 号ニに規定する保安管理業務を遂行するための体制が、審査により明らかに機能しないことが判明し、実態上も実質的に機能していないのであれば、満たしているとは言えません。

該当箇所：内規 4. (2)

Q. 法人は、既存の法人でも保安管理業務部門が独立していればどのような法人でも良いのでしょうか？

A. 法令に基づき設立された法人であれば特に業種による制限はありません。

Q. 協同組合組織もここでいう法人となりますか？また、法人であると認められる場合、組合員が保安業務従事者となります問題はありませんか？

A. 法令に基づき設立された法人である協同組合（協同組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されています）は法人として扱うこととなります。その場合、法人の構成員であって組合員の場合には当該組合に雇用されていないため保安業務従事者とは認められません。

Q. 法人は契約書等で法人名以外の名称を使用する事は、認められますか？

A. 法人名以外の名称（法人格を有しない任意の団体名）は認められません。

Q. 有限責任事業組合はここでいう法人となりますか？

A. 法人格がないため、法人として扱うことはできません。

Q. 合同会社もここでいう法人となりますか？また、法人であると認められる場合、社員が保安業務従事者となります問題はありませんか？

A. 法令に基づき設立された法人である合同会社は法人として扱うこととなります。その場合、法人の業務を執行する社員（個人に限りません。）は、保安業務従事者になることが可能です。

Q. 法人のマネジメントシステムの単位は、1 法人につき 1 マネジメントシステムでしょうか？地域、組織ごとに分割可能でしょうか？

A. 保安管理業務に係るマネジメントについて、保安管理業務の統制を本部で一括して行っているのか、支部毎に仕されているかなどで、法人毎にマネジメントシステムの単位は変わることもあり得るため、一律 1 法人 1 マネジメントシステムとする必要は必ずしもありません。

該当箇所：内規 4. (2)①

Q. 保安管理業務を行う従業員は、正社員で無くてはなりませんか？雇用形態は？（保険等の関係もあり、パートとかではダメなのか？）確認方法は？

A. 法人の従業員であることが担保された雇用形態が必要であり、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ（委託契約期間を満たさない期間の短期契約社員を保安業務担当者とする等）がないことが必要です。なお、確認のため、雇用証明書を添付していただきます。

該当箇所：内規 4. (2)②

Q. 法人の保安管理業務について、レビューを行う間隔は法人任せで良いでしょうか？「適切な改善を図る」とは、どれだけ改善すれば適切でしょうか？

A. レビューを行うことを社内規定等に明確かつ具体的に規定することが必要であり、レビューを行う間隔やその内容は、法人が自主的に定めるべきものです。

該当箇所：内規 4. (2)③

Q. 保安管理業務以外の職務とは？点検以外に竣工検査とか年次点検作業及びそれを補助する作業も保安管理業務の中に含まれるのでしょうか？これらの作業に従事する者にも保安業務従事者としての要件が要求されるのでしょうか？

A. 事業用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督が保安管理業務となりますので、それ以外が保安管理業務以外となります。一般的に竣工検査や年次点検作業は、保安規程で定められているため、保安管理業務に含まれます。また、これらの作業を行うに当たって、保安業務従事者の指示の下に補助作業を行う者には、保安業務従事者としての要件は課されません。

Q. 電気工作物の保安に関する職務とは？

A. 電気工作物の検査、事故防止のための工事（点検・試験の結果、至急修理・改修が必要なもの）や事故・災害時の応急処置として行う工事などが電気工作物の保安に関する職務となります。

Q. 「保安業務担当者は保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼任しないこと」とありますが、担当を持たない保安業務従事者は、他の職務を兼務しても良いのでしょうか？

A. 兼職規制の対象は、あくまでも事業場を担当する保安業務担当者となります。

該当箇所：内規 4. (2)④口

Q. ある事業場において、保安業務担当者が審査基準（2）④の要件を満たした上で 1 名の保安業務従事者に点検を命じたとき、その保安業務従事者は自らも点検しながら他の者に点検作業を手伝ってもらうことは可能でしょうか？

A. 可能です。

Q. 上記の場合、手伝う者はどのような要件を要しますか？

A. 特に要件はありませんが、保安業務従事者の監督の下、作業を行う必要があります。

該当箇所：内規 4. (2)④ハ

Q. 保安業務担当者の指揮命令下に、6 名の保安業務従事者がおり、常に 2 名体制で点検することとなっている場合、各保安業務従事者には何点分まで点検を行わせることが可能でしょうか？

① 5. 5 (33/6=5. 5)

② 6. 6 (ペアで 1 人として 33/3=11。小さい方をとって 6. 6)

A. 保安業務担当者の指揮命令下にある者はあくまでも 6 名であることから、①となります。

Q. 保安業務担当者の指揮命令下にある保安業務従事者の換算係数を算定する際、小規模高圧需要設備を換算係数から除くことが可能でしょうか？

A. 告示第 3 条に準じて、保安業務従事者ごとに小規模高圧需要設備を 10 件まで換算係数から除くことが可能です。

該当箇所：内規 4. (5)③イ

Q. ただし書きに定める「信頼性が高い」「同等と認められる点検」とは、どのようなことでしょうか。

A. 本誌の最後に添付する関連資料（資料 1）「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 25 年 9 月 27 日付け 20130920 商局第 1 号 4. (4)③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について）」を参考に、設備状態を勘案して総合的に判断することになります。

Q. 停電による年次点検の頻度を 3 年に 1 回として承認を得られれば、それ以降は点検の結果に関わらず、点検周期はそのまま継続できるのでしょうか。

A. 承認は基本的に継続されますが、点検の結果、3 年に 1 回の停電による年次点検が不適当と判断された場合には、当然に全ての年次点検を停電による点検にしてください。

3.9 過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置

該当箇所：内規 4. (8)

Q. 過疎地域等の自家用電気工作物に対して、審査を行う場合の配慮基準はどのようなものでしょうか？

A. 過疎地域等の場合、設置場所から 2 時間以内に到達出来る電気管理技術者等が存在しない場合が考えられるため、そのような点を配慮する必要があると考えられます。

Q. 離島など過疎地域の自家用電気工作物の保安管理業務を受託した場合、点検頻度を緩和することはい可能でしょうか？

A. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4. (8)「過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置」は、当該内規における審査基準のみを緩和するものであり、施行規則や告示に定める要件には適用できないものとして取扱います。よって、離島等の過疎地域であっても告示で定める点検頻度を緩和することはできません。

3.10 高圧一括受電するマンションの住居部分の点検

該当箇所：内規 4. (9)

Q. 「マンション」とは、どういうものを指しますか？

A. 本内規におけるマンションは、人の住居の用に供する部分が二以上存在する建物をいいます。

Q. 「住居」とは何でしょうか？

A. 人が起居・飲食のために日常的に使用する場所をいいます。その住居の所有権、賃借権別は問いません。

Q. 高圧一括受電するマンション内に存在する「コンビニ等の店舗」にも本規定が適用されますか？

A. 適用されません。内規のとおり、「住居部分」に限定されており、これは、高圧受電の二次側である「コンビニ等の店舗」には不特定多数の者が出入りすること、一般家庭用の電気機器と異なる業務用の電気機器類（冷蔵・冷凍ショーケース等）が設置されていること等に鑑み、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法での点検実施では、一定の保安レベルの確保が困難であるためです。

なお、本規定は当該マンションの住居部分の点検方法について整理したものであって、本規定を適用したとしても、当該マンションの住居部分が自家用電気工作物であることは変わりありません。

Q. 住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施することに変更した場合、何らかの法的な手続きは必要でしょうか。

A. 高圧受電のマンションについては、住居部分を含めて一体の自家用電気工作物であるため、住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施する旨、保安規程に定め、当該変更届を提出することが必要です。

Q. 同一マンション内にあるエネファームの合計出力が 50 kW 以上になると、各エネファームは法令上「発電所」と位置付けられるため、燃料電池発電所の点検頻度を毎月 1 回以上と定めている告示と、4 年に 1 回以上で足りるとする内規との間に不整合が生じてしまうのではないのでしょうか。

A. 電氣的に接続された一構内における出力が 50 kW 以上になる発電設備は、個々が小出力発電設備に該当するものであっても発電所とみなされます。一方で、エネファームは、マンションの共用部にまとめて設置する形態ではなく各住居毎に分散設置されるものであること、更に、内規 4. (9) 内の「②当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。」の条件をもって各エネファーム間の影響を考慮する必要があることを踏まえて、エネファームがある各住居部分の需要設備（屋内配線や負荷設備）の点検量に比べるとエネファームとして追加される点検量が小さいものであることから、告示における点検頻度及び換算係数には反映させないこととしたものです。

3.11 外部選任（内規 1. (1) ①及び②に定める者）、みなし設置者からの外部委託につ

いて

該当箇所：内規 1. (2) なお書き

Q. 外部選任（内規 1. (1) ①及び②に定める者）からの外部委託（電気保安法人又は個人の管理技術者）は可能でしょうか？

A. 不可能です。

Q. みなし設置者からの外部委託（電気保安法人又は個人の管理技術者）は可能でしょうか？

A. 可能です。

3.12 その他

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 3 条第 1 項

Q. 電気事業法施行規則第 5 3 条第 1 項第 3 号において、前条（第 5 2 条の 2）の要件に該当することとを証する書類の内、第 5 2 条の 2 第 1 号へ及び同条第 2 号ホ、ヘについて証する書類とは、具体的に何でしょうか？また、その証明者は誰になることができますか？

A. 要件に該当する旨の宣誓を行うこととなります。証明者は、個人であれば本人であり、法人であれば法人の代表者になります。

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 3 条第 2 項

Q. 設置者と電気保安法人との契約継続中に、保安業務担当者が変更した場合、承認条件に変更が生じるので、承認申請書を再度提出することによって条件を確認し、承認し直すこととなりますか？

A. 契約内容にもよりますが、当該変更があった場合に再契約となる場合は、再申請が必要となります。なお、再契約とならない場合は、再申請は必要ありませんが、変更後の保安業務担当者の要件等について報告していただくことになります。

Q. 規則第 5 3 条第 2 項第 3 号に「委託契約は保安管理業務を委託するのみを内容とする契約であること」とありますが、ビルメンテナンス等の総合保安管理業務（電気・空調・給排水衛生設備）の契約書でも大丈夫でしょうか？

A. 保安業務レベルの低下を来することのないよう、他の業務と一体となった契約ではなく、保安管理業務を委託するのみの独立の契約として公正さ、適正さを確保することが必要です。

該当箇所：内規 4.

Q. 個人の管理技術者が法人を設立した場合、今まで個人で承認を受けていた分と法人設立後に法人として承認を受けた分を併任して良いでしょうか？

A. 個人と法人のどちらか一方になります。一般的に個人が法人に移った場合は、法人として再申請することとなります。

Q. 現在の管理技術者が、現在の契約先の需要家を抱えて法人に移ったとき、個々の契約を法人が一括して引き継ぐことは可能でしょうか？

A. 設置者が法人と委託契約を締結する必要があるため、再申請の必要があります。

Q. 個人の事業者が、法人を設立して営業活動のみを法人として行い、保安管理業務の参入に関しては個人のままで行いたいと考えているが良いでしょうか？

A. 保安管理業務の契約の一環として営業活動を行っていることとなるため、法人として参入していただきます。

Q. 平成 21・04・15 原院第 1 号をもって改正（※）された内規はいつから適用されるのでしょうか？契約締結日を基準として適用されるのか、それとも申請日を基準として適用されるのでしょうか？

※この改正は、外部委託承認の要件の一つである、規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」の解釈として① 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施すること、② 設置者等が、委託契約書に記載された電気管理技術者等が保安管理業務を行っていることを確認すること、③ 電気管理技術者等が行う月次点検の内容、④ 電気管理技術者等が年次点検を行うこと及びその内容、⑤ 電気管理技術者等が行う工事期間中の点検の内容、⑥ 電気管理技術者等が、事故・故障発生時に臨時点検、再発防止策の指示等を行うこと、等が外部委託契約書から確認できることを規定し、その後の外部委託承認申請について適用したもの。

A. 改正された内規は11月1日に申請されたものから適用されます。そのため、契約締結日が11月1日以前であっても、申請が11月1日以降となれば、改正された内規が適用されることとなります。

Q. 既に外部委託の承認を得ている事業場においても、平成21・04・15原院第1号をもって改正（※前問同様）された内規の内容を契約書等に反映させなければなりませんか？

A. 既契約の事業場においては、その承認は有効であり、変更する必要はありませんが、改正された内規の内容に沿った保安管理業務の実施が望まれます。

4. 兼任

4.1 設置者の関係性について

該当箇所：内規5.(1)②ロ、(2)ロ及び(3)①ロ

Q. 「親会社又は子会社」と判断する基準は何でしょうか？

A. 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）第二条第三号に規定する会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）第三条に基づき判断します。

⇒（親会社の例）議決権総数の50%超を有している会社等

該当箇所：内規5.(1)②ハ

Q. 「同一の親会社の子会社」と判断する基準は何でしょうか？

A. 前述する「親会社又は子会社」の定義に従い、親会社が同一である子会社同士（いわゆる兄弟会社）であることです。

該当箇所：内規5.(1)②、(2)①及び(3)①

Q. 親会社と孫会社間の兼任について認められますか？

A. 親会社間に比べ、資本関係のうすい親孫会社間においては、保安上の指揮命令系統が不明確になることが懸念され、保安確保の観点から、兼任は認めておりません。

4.2 「敷地」の考え方について

該当箇所：内規5.(1)②ニ

Q. 「敷地」とはどの範囲を指すのでしょうか？また、「同一敷地内にある」とはどのような状態を示しているのでしょうか？

A. 一般には、電気工作物や電気工作物を保有する建築物を建設するために使用する土地のことを指します。

ここでいう「同一敷地内にある」とは、敷地内にある一方の電気工作物で発生した事故（代表例としては、屋根に設置した太陽電池発電設備の火災事故や破損事故）がもう一方の設備の保安に密接に影響するといえる場合を示します。

したがって、同一敷地内であっても互いの設備が影響を受けない程度に離れている場合は、両方の設備に対して同等レベルの確保が困難となるため、本規定は適用されません。

4.3 みなし設置者による兼任について

該当箇所：内規 1. (2)なお書き

Q. 本来設置者が異なる事業場において、みなし設置者が同一（又は親子・兄弟関係）の場合、兼任は可能でしょうか？

A. 本来設置者が異なる場合、従事時間や優先順位などの面においてそれぞれ設置者間で齟齬が生じ、電気主任技術者の保安の確保のための行動が制限されるおそれが生じるなど保安に係る責任の所在が不明確になりやすいため、みなし設置者が同一であったとしても兼任はできません。

4.4 その他

該当箇所：内規 5. (1)なお書き

Q. 兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合であって、兼任が承認された事例を教えてください。

A. 過去に認めた事例を紹介します。なお、下記事例はあくまで判断の目安であり、案件毎に保安組織の体制、管理方法、設備等総合的かつ事業者毎の個別事情を勘案する必要がありますので、事前に事業場を管轄する地域の産業保安監督部宛てご相談下さい。

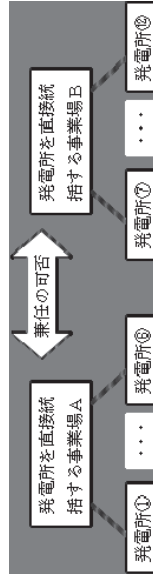
①ポンプ場で兼任させる数が6となった例

- ・全ての事業場が、農事用の負荷であり、半年移動（残りの期間は休止）している。
- ・うち、1つの事業場が予備発電設備（30kVA）を有する低圧自家用である。
- ・中央管理所において、兼任している事業場を遠隔で常時監視し、異常の際には直ちに対応する態勢にある。
- ・周辺に人（常勤者含む）がおらず、事故が発生した際の影響が低い。

②1の敷地内で兼任させる数が6となった例

- ・全ての事業所が、同一敷地内（同一地番かつ同一の出入管理区域）に設置されている。
- ・全ての事業所の保安組織は一元化されている。
- ・全ての事業所において、1箇所あたりの最大電力が2,000キロワット未満である。

Q. 「兼任させようとする事業場若しくは設備」とありますが、下記の図のように内規 3. に定める統括行為を用いて複数の発電所を直接統括する事業場を1事業場として複数兼任することはできますか？



A. 発電所等を直接統括する事業場を含んだ兼任は認められません。兼任と統括行為はそれぞれ独立したものであり、併用できません。

該当箇所：内規 5. (1)②二

Q. 太陽電池発電設備等と需要設備の間の設置形態に何らかの制限はありますか？

A. いわゆる屋根貸し、土地貸し等、設置形態は問いません。しかし、一方で発生した事故がもう一方の設備の保安に密接に影響する形態であることが必要です。

Q. 箇所数、設備容量の上限は見直されますか？

A. 本特例を適用する場合でも、他の兼任要件は引き続き適用されます。

関連資料

(資料 1)

主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) (平成25年9月27日付け20130920商局)

第1号) 4. (4) ③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について

平成25年9月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

現在、電気事業法施行規則 (平成7年10月18日通産省省令第77号) 第52条第2項の規定により、一定規模の自家用電気工作物について一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣 (又は所轄の産業保安監督部長) の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる (外部委託承認制度)。その承認要件のひとつとして、年次点検に係る要件を次のとおり規定している。

主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) (平成25年9月27日付け20130920商局第1号)
4. (4) 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。 イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)
ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。 (イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。 (ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。 (ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動作試験の結果が正常であること。 (ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数 (回転数) が正常であること。 (ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

ここで、年次点検については原則として1年に1回、停電により設備を停止状態にして行う点検 (以下「停電点検」という。) の実施を定めているが、内規 4. (4) イただし書に規定する機器については、停電点検を3年に1回以上の頻度で実施することができる。
今般、内規 4. (4) イただし書きにおける停電点検の延伸のための条件として「信頼性が高いこと」及び「4. (4) ③ロの各号と同等と認められる点検」について、その要件を明確化することによって、より一層の運用の明確化を図ることとする。
なお、本件は満足すべき要件とこれを満たすと認められる技術的内容を具体的に示したものであり、下記具体例に限定されるものではなく、当該要件に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該要件に適合するものと判断するものである。

I. 「信頼性が高い機器」の要件

- (1) 設備を構成する個々の機械器具において、設計上、製作上又は施工上支障があるものではないこと。
(例) リコール制度による届出や保安上の注意喚起等の対象となっていないこと。
- (2) 保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。
(例) 電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示 (平成15年経済産業省告示第249号。以下「告示」という。) 第4条第7号イ～ホまでの設備条件のすべてに適合することであること。

告示第4条第7号
イ 構外にわたる高圧電線路がないもの ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの ハ 高圧負荷開閉器 (キュービクル内) に設置するものを除く。) に可燃性絶縁油を使用していないもの ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作変成器以外の変成器がないもの

- (3) 設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。
(例) ・腐食性ガスや可燃性ガス等の滞留する場所に設置されているものではないこと。
・高温多湿による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。
・塩害による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。
- (4) 使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで (3年後まで) の間にける設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。
(例) ・前回の停電年次点検において、内規で定める点検が実施されており、その結果 (修理等を行った場合にはその結果も含む。) が支障ないものであること。
・前回の停電年次点検以降で実施した無停電での年次点検及び直近までの月次点検の結果 (修理等を行った場合にはその結果も含む。) が支障ないものであること。
・製造者等が推奨する取替更新時期内であるもの又は保安に関する適正な余寿命評価 (次回停電年次点検までの期間 (3年後までの期間)) を行ったものであること。
- (5) 保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。
(例) 年次点検 (停電及び無停電) の実施方法が、保安規程又は保安規程の下部規程等に定められていること。

II. 「4. (4) ③ロの各号と同等と認められる点検」の要件

以下 (イ) から (ホ) の各号で確認すべき事項に関して、当該事項を満足している蓋然性が高い

と認められる方法によるものであること。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。 ・絶縁監視装置による監視結果又は漏れ電流計による測定結果が良好であること。また外観点検の結果（必要に応じた超音波式部分放電検査やサーモグラフィ等による過熱部位の有無の確認を含む。）が良好であること。
(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。 ・簡易的測定方法による測定値に余裕をもって推測する方法。 ・過去より直近までの測定値の評価及び接地設備に係る外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）をもって推測する方法。
(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。 ・前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。 ・前回の停電時に実施した遮断器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果及び過熱部位の有無等の確認結果に係る測定値等の評価結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。 ・前回の停電時に実施した保護継電器から遮断器までの設備（関連設備を含む）の外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）の結果が良好であること。
(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。 ・模擬信号等による起動及び停止と発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であることの確認。
(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。 ・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

経済産業省

制定 20160531商局第1号
平成28年6月17日

移動用電気工作物の取扱いについて

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）における移動用電気工作物に係る運用、解釈等は以下のとおりとする。

記

1. 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となっていて、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第1条に掲げるものを除く。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。
- (2) 「非自航船用電気設備」とは、非自航船に設置される発電設備又は必要設備をいう。
- (3) 「移動用変電設備」とは、変電の用に供される電気設備の総合体であって、貨物自動車等で移設して使用することを目的とする変電設備をいう。ただし、移動用予備変圧器を除く。
- (4) 「移動用予備変圧器」とは、二以上の発電所、変電所又は必要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。
- (5) 「移動用電気工作物」とは、移動用発電設備、非自航船用電気設備、移動用変電設備及び移動用予備変圧器をいう。

2. 移動用電気工作物の取扱い

- (1) 次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める設備として取り扱うこととする。
 - ① 移動用発電設備であって、発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は必要設備の非常用予備発電設備として使用するもの：発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は必要設備に属する非常用予備発電装置
 - ② 移動用発電設備であって①以外のもの：発電所

- ③ 非自航船用電気設備については、次のとおりとする。
 - イ 発電設備のみを有するもの：発電所
 - ロ 発電設備及び必要設備を有するもの：発電所及び必要設備
 - ハ イ及びロ以外のもの：必要設備
 - ④ 移動用変電設備：変電所
 - ⑤ 移動用予備変圧器：発電所、変電所又は必要設備に属する変圧器
- (2) 移動用電気工作物に係る法第42条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第43条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 法第42条の規定に基づく保安規程の届出
法第42条の規定に基づく保安規程の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、当該移動用電気工作物の工事、維持及び運用（修理、改造、保管、点検、整備、使用、据付等）の方法並びに移動する区域について保安規程を作成し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。なお、当該保安規程で定める移動する区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出を行うものとする。
- ② 法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請
法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、使用する場所又はこれを直接統括する事業場に主任技術者を選任（規則第52条第2項の承認にあっては、同項の委託契約を締結）し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、当該使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出及び申請を行うものとする。
- (3) 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請、法第48条の規定に基づく工事計画の届出、法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請及び法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第51条の使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、工事計画の認可の申請及び届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。
 - ② 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとするときに提出し、既に工事計画の認可を受けた又は届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受け移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の工事計画の認可の申請又は届出を要しないものとする（ただし、その移動の位置が工事計画の認可の申請又は届出の際に添付した発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限る。）。
- ③ 移動用電気工作物に係る法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請は、当

該電気工作物の設備の規模に応じて、法第 5 1 条第 3 項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

④ 規則様式第 5 2 の 2 の使用前安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに使用前自主検査を実施する場所を記載する。

⑤ 移動用電気工作物に係る法第 5 1 条の 2 の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第 5 1 条の 2 の使用前自己確認を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、使用前自己確認結果の届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。

⑥ 移動用電気工作物に係る法第 5 1 条の 2 の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物の使用の開始前にその結果を提出し、既に使用前自己確認結果の届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の使用前自己確認結果の届出は要しないものとする（ただし、その移動の位置が、使用前自己確認結果の届出の際に添付した発電所の移動する区域内である場合に限る。）。

(4) 移動用電気工作物に係る法第 5 5 条第 4 項の規定に基づく定期安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

① 移動用電気工作物に係る法第 5 5 条第 4 項の規定に基づく定期安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第 5 5 条第 4 項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は定期事業者検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

② 規則第 9 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく定期事業者検査の時期の変更の承認において同項に規定する「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場を管轄する産業保安監督部長とする。

③ 規則様式第 6 2 の定期安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに定期事業者検査を実施する場所を記載する。

(5) 電気関係報告規則において移動用電気工作物の「設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の使用の場所を管轄する産業保安監督部長とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 2 「移動用電気工作物の取扱いについて」（平成 1 7 年 6 月 1 日付け平成 1 7 ・ 0 5 ・ 2 0 原院第 1 号）は廃止する。

経 済 産 業 省

20161005 商局第1号
平成 28 年 10 月 25 日
改正 20170406 商局第2号
平成 29 年 4 月 28 日

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び
廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）
及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。
以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作
物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油
を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及
び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定
める。

なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として
有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよ
う努めなければならない。

記

I. 定期報告（報告規則第2条関係）

1. 柱上変圧器の使用状況調査年報の報告対象

使用状況調査年報を要する場合は、前年度末に、試料1kgにつき0.5mg（重
量比0.00005%）を超えるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱
上変圧器を使用している場合である。したがって、前年度末に、ポリ塩化ビフ

ェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器をすべて廃止している場合にあ
っては、本報告を要しない。

使用状況調査年報の作成にあたっては、報告規則様式第10のポリ塩化ビフ
ェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の台数及び容量の項目には、前
年度末に使用している柱上変圧器の台数及び合計容量（kVA）を記載すること。

II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び 原子力報告規則第4条の2関係）

1. 届出対象となる電気工作物等の種類

報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作
物又は原子力報告規則第1条第2項第8号に規定するポリ塩化ビフェニル含有
原子力発電工作物に該当する可能性がある電気工作物等については、平成28
年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第1条及び平成28年
経済産業省・原子力規制委員会告示第1号（以下「原子力告示」という。）第
1条において、それぞれ共通の12種類のものが示されており、それぞれの電
気工作物等の種類は、次の各号に規定するものをいう。

なお、ブッシングについては、別の電気工作物等と一体となって構成される
ことから、当該ブッシングにポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用され
ている場合は、当該別の電気工作物等もポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油
が使用されているものとして取り扱う。

一 変圧器（報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル
含有電気工作物の場合、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38
条第4項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）

主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧
器、整流器用変圧器、接地変圧器、移動用変圧器等の変圧器及び自家用電
気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とする。また、配電線路に施設
される地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器も対象とする。

二 電力用コンデンサ

進相用コンデンサ、調相用コンデンサ、直列コンデンサ、高調波
フィルタ設備用コンデンサ、電力線搬送用結合コンデンサ等を対象と
する。

なお、サージアブソーバのようにコンデンサと避雷器から構成される
ものについては、本号の電力用コンデンサに該当する。

三 計器用変成器

測定可能な電圧・電流に変成するためのもので、変電所等で使用される

計器用変圧器及び計器用変流器並びに電力計量用の変成器を対象とする。

四 リアクトル

進相電流を補償するための分路リアクトル、短絡時の電流を制限するための限流リアクトル、中性点と大地間に接続され地絡事故時における地絡電流を制限するための中性点リアクトル等を対象とする。

なお、高調波フィルタ設備のようにリアクトル、コンデンサー及び抵抗から構成されるものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

五 放電コイル

コンデンサー開放時の残留電荷を速やかに放電するためのもので、コンデンサーと並列して線間に接続するコイルを指す。

なお、構造上、コンデンサーと一体となったものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

六 電圧調整器

電源電圧の変動や負荷電流の変化による電圧変動を補償するためのもので、負荷時タップ切換器、誘導電圧調整器等を対象とする。

なお、変圧器と一体で構成されるものについては、第一号の変圧器に該当する。

七 整流器

交流を直流に変換する装置を指す。

八 開閉器

通常時において、電路を開閉する装置（次号の遮断器を除く。）を指す。

九 遮断器

通常時や、地絡事故及び短絡事故の異常時において、電路を開閉する装置を指す。

十 中性点抵抗器

中性点と大地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限するための中性点接地抵抗器を指す。

十一 避雷器

雷及び開閉サージによる機器損傷を防止するため、放電による過電圧を制限し、続流を短時間のうちに遮断して、元の電圧に復旧する機能をもつ装置を指す。

なお、サージアブゾーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

十二 OF ケーブル

導体上に絶縁紙を巻き、金属シースを施した上にビニルなどの防食層を

設けた構造のケーブルを指し、これに類似したPOFケーブル等も本号に該当する。

なお、上記ケーブルの絶縁油を充填加圧するための附属装置も本号に該当する。

2. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の区分

本要領では、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であって、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物以外のものを、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物という。また、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物であって、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物以外のものを、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物という。それぞれの電気工作物等の定義は、次に示すとおりとする。

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）

報告規則第1条第2項第13号に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物とは、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき5,000mgを超える電気工作物をいい、上記1.に掲げるいずれかの電気工作物であって、別表に掲げる種類ごと、製造者名ごとに示される表示記号等と一致したもの又は製造者等の情報に基づきこれに相当するものをいう。

原子力報告規則第1条第2項第9号に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物とは、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき5,000mgを超える原子力発電工作物をいい、上記1.に掲げるいずれかの原子力発電工作物であって、別表に掲げる種類ごと、製造者名ごとに示される表示記号等と一致したもの又は製造者等の情報に基づきこれに相当するものをいう。

(2) 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物（以下「低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等とは、上記1.に掲げるいずれかの電気工作物等のうち、上記(1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するもの以外のものであって、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mgを超える電気工作物等といい、ポリ塩化ビフェニルの濃度測定の結果や製造者等の情報に基づき

これに該当することが判明したものをいう。

3. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置して有する又は予備として有していることが新たに判明した場合の設置等届出

設置等届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している者（以下「設置者等」という。）は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置している又は予備として有している場所（以下「設置場所等」という。）を管轄する産業保安監督部長等（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部長及び那覇産業保安監督事務所長並びに原子力発電所に属するものである場合の原子力規制委員会及び経済産業大臣を含む。以下同じ。）に届け出ること。

設置等届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の2又は原子力報告規則様式第3の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を記載すること。

なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

二 種類の欄には、以下の電気工作物等の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

五 告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあっては、報告規則様式第13の6の別紙を、原子力告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあっては、原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第2条又は原子力告示第2条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65

号。以下「PCB特措法」という。)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。

その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

六 当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を譲り受けた場合にあつては、その他参考となるべき事項の欄に、譲り受けた旨を記載するとともに、譲り渡した者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記載すること。

4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があつた場合の変更届出

変更届出書の提出にあつては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

変更届出書の作成にあつては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
- 二 変更前及び変更後の欄には、報告規則様式第13の2又は原子力報告規則様式第1の記載事項に照らして、変更内容を記載すること。
- 三 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。
- 四 廃止予定年月の延期の届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙又は原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合にあつては、3. 第五号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。

なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室、同省商務流通保安グループ電力安全課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「課電洗浄手順書」という。)1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「課電洗浄」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。

5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出

廃止届出を要する場合は、設置している又は予備として有しているポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合である。

廃止届出書の提出にあつては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

廃止届出書の作成にあつては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。
 - 二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、下記6. の事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。
 - 三 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。
 - 四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を譲り渡した場合にあつては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。
- なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、課電洗浄手順書1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電洗浄を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。

6. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

事故届出を要する場合は、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合である。なお、「構内以外に排出された」とは、一般公衆が容易に触れることができるところに排出されたことを指し、さく、へい等により区切られた発電所、変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内や、取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しない。また、「地下に浸透した」とは、地表から地中に浸透した場合をいい、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩や、地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物等以外の他の工作物により絶縁油の更なる浸透を防ぎつつ

回収することが可能な場合はこれに該当しない。

事故届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、事故の発生後可能な限り速やかに当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

事故届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の5又は原子力報告規則様式第6の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。
- 二 ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、別表に掲げたものに一致する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当する場合にあつては「高濃度」と記載し、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等にあっては絶縁油で測定した濃度を記載すること。

7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出

管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。以下同じ。）は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1. のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行つた確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。

管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
 - 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
 - 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について記載すること。また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、上記5. の廃止届出を行つたものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。
 - 四 別紙の種類及び製造者名の欄については、上記3. 第二号及び第三号に準じて記載すること。
 - 五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が、期限内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合にあつては、3. 第5号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。
8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月を変更した場合の管理状況変更届出
- 管理状況変更届出を要する場合は、直近に届け出た管理状況届出書又は管理状況変更届出書に記載した廃止予定年月を延期した場合であつて、延期した廃止予定年月が期限から一年を超えない期間である場合である。
- 管理状況変更届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、変更後遅滞なく、かつ、直近の管理状況届出書を届けた日の属する年度の末日までに、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。
- 管理状況変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、上記7. の各号及び次の各号に従うこと。
- 一 報告規則様式第13の6について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電

気工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。

- 二 原子力報告規則様式第7について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。

9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出

上記3. の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、課電洗浄手順書の図1-1に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。

- (1) (A) の工程において廃止届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位（以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。）、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度が5mg/kgを超える部位（以下「濃度超過部位」という。）及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位（以下「未測定の部位」という。）がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、課電洗浄手順書3.（1）に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合にあっては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届けること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

- 二 廃止理由として、「PCB洗浄」を選択すること。
- 三 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- イ 電気工作物等としての継続使用の有無
- ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨
- 四 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

- (2) (B) の工程において変更届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定部位がある場合には、変更届出を行うこと。また、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、各部位について課電洗浄を完了するごとに、変更届出を行うこと。また、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、変更届出を行うこと。

変更届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。変更届出書には、課電洗浄手順書3.（1）に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合にあっては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届けること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
- 二 変更後の欄には、次に掲げる事項を記載すること。その際、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、変更届出書の変更

前の欄に、前回の変更届出書において変更後の欄に記載したものを転記し、比較できるようにすること。ただし、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定の部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合にあつては、下記のイ及びロに係る記載を要せず、下記の下記のハについては、該当する部位の名称及びポリ塩化ビフェニルの濃度を記載すること。

イ 「一部PCB洗浄」

ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ハ 課電洗浄が完了した洗浄可能部位（以下「洗浄済みの洗浄可能部位」という。）、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の部位の名称

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(3) (C) の工程において廃止届出を行う場合

上記(2)の変更届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、継続使用を止め廃止した場合には、廃止届出を行うこと。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の全部又は一部の洗浄可能部位の課電洗浄の完了後に提出したすべての変更届出書の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。また、上記

(2)に基づき提出した変更届出書の写しを添付すること。

イ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ロ 洗浄済みの洗浄可能部位、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の部位の名称

ハ 上記(2)に基づき提出した変更届出書の届出日

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

10. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の譲り渡し及び譲り受け並びに設置者等の地位承継

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を他の者に譲り渡した場合又は他の者から譲り受けた場合、前者は廃止届出を、後者は設置等届出を要する。

また、電気事業法第55条の2第1項の規定により、事業用電気工作物を設置する者として地位を承継し、同条第2項の規定に基づく届出を行った場合は、設置等届出及び変更届出は要しない。

11. 関係機関への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するもの）にあつては経済産業省。以下同じ。）、関係機関（環境省並びに都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。））から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合にあつては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報法」という。）に基づき対応すること。

その際、届出を行う設置者に対して行個法第4条の利用目的の明示を行うため、各届出書の様式において、PCB特措法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、届出の内容については、環境省及び都道府県等へ情報提供することがある旨を記載すること。

また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ

塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物等の廃止予定年月が期限のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合にあっては、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該当する都道府県等に適時提供すること。

附 則

- この標準実施要領は、公布の日から施行する。
- 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20120919 商局第17号）」は、平成28年10月25日限り、廃止する。

附 則（20170406商局第2号）

この標準実施要領は、公布の日から施行する。

(別表)

種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・不燃性油変圧器、変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式L N A N（1966年～1972年製に表記）
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・J（型式中、「J」が含まれるもの）
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	・A（型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの（ただし、ハイフンが含まれないものもある。）。（N I F A、N I F A X、N I K A X、N I L A X、N I R A X、N I R G A X、N I R S A X、N I R S G A X、N I T A、N I T A X、N I T S A X、N O R A X、N O R A X Y、N O R S A X Y、N O T A X、等）
	三菱電機株式会社	・不燃性油入
	日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・U（型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く）
	東光電気株式会社	・不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・L（冷却方式が「L」で始まるもの） ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始

		まるもの。ただし、S I で始まるもの及び型式 SH-5 ～ 20 を除く。） ・ S （型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTR-S1 ～ S21、HCR-S1 ～ S21 を除く。） ・不燃性油入
	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
電力用コンデンサー	株式会社日立製作所	・ TPB ・ J （型式中、「J」が含まれるもの）
	日立コンデンサ株式会社	・ DF CAPACITOR、DF 式コンデンサ
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DF コンデンサのうちいずれかの表示があって、型式が、C D ～、D ～、FCD ～、FCDE ～、KD ～、MCD ～、NCD ～、NHD ～、NLD ～、P FCD ～、SA ～、SD ～、SDAB ～、SDB ～、SDR ～、SP ～、SRT-AINR、SRT R ～、SR ～、SSD ～、TCD ～、～AD ～、～AK ～、～AST ～、～AS ～、～AT ～、～A ～、～ED ～、～EDF ～、～EDS ～、～FCD ～、～SDS ～、～SDF ～、で示されるもの（ただし、～は英文字又は数字、－はハイフンを示す）
	松下電器産業株式会社	・ AF 式
	三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・ KAF、KAL、KAP、KBF、KBP、KEF、KEP、KGL、KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KUP、KTP ・ DF 式

	サ工業株式会社 株式会社関西二井製作所	・ AIB、HPP、SAD、SAT、SF、SFAI、SPF、TCB、TCS、TEB、TES、TPA、TPB、TPE、TPF、TPEI、TPFI ・ AF 式、AFP 式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
	日新電機株式会社	・ AF 式、AFP 式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
	株式会社指月電機製作所	・不燃性油入、DF、DF 式、LV-1、LOWVAC CAPACITOR、PL、PPA、SAK、THK ・型式が、AK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、KTD、KTM、KTQ、KTT、KTU、P、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、SAS、STD、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJ で始まるもの（ただし、PF、PHF、POMP、PPK、PPM で始まるものは除く。）
	株式会社帝国コンデンサ製作所	・不燃油、不燃性油、油入 D 式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・型式が、A、B、C、D、E、F で始まるもの
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入、シバノール、CD、PFC D ・ S （型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの）
計器用変成器	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	古河電気工業株式会社	・不燃性油、不燃性、AF 式不燃性油入
	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニール使用
	株式会社日立	・ J （型式中、「J」が含まれるもの）

	製作所	
	株式会社明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの) (CAPX、CNPAX、PAX、PAXE、等)
	三菱電機株式会社	・ CF、CLF、CNF、CSF、FH、HS F、TA、THF
	日新電機株式会社	・ 不燃油入、AF式
	株式会社高岳製作所	・ A (型式が「A」で始まるもの) ・ 1957年から1958年製造のもの (計器用変圧器または接地型計器用変圧器)、1958年から1959年製造のもの (計器用変流器)
	東光電気株式会社	・ 不燃性油入
リアクトル	東京芝浦電気株式会社	・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)
	富士電機製造株式会社	・ 不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入
	株式会社日立製作所	・ J (型式中、「J」が含まれるもの)
	株式会社明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの (ただし、ハイフンが含まれないものもある。)) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSA X、NIRSGAX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	・ 不燃性油入 ・ 1968年から1970年製造のものであって、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、Z377819のもの

	日本コンデンサ工業株式会社	・ SRD、SD
	日新電機株式会社	・ 不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの) ・ 不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
	古河電気工業株式会社	・ 不燃性油入
	株式会社西島電機製作所	・ 不燃性油入
	日新電機株式会社	・ 不燃油入、AF式
放電コイル	東京芝浦電気株式会社	・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)
	東京芝浦電気株式会社	以下の条件を全て満たすもの (製造年及び型式は、ブッシング本体の銘板で確認すること)。 ・ 1966年から1972年製造のもの (一部1973年製造のものも含む) ・ 変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・ コンサベータ及び油面計を付属していないものの ・ 型式が、MEHW、MEHW2、MEHWR、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの
ブッシング (変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルと一体となつて構成され	東京芝浦電気株式会社	

るもの)			
------	--	--	--

9. 様式集

- ・保安規程届出書
- ・保安規程変更届出書
- ・主任技術者選任又は解任届出書
- ・主任技術者選任許可申請書
- ・主任技術者兼任承認申請書
- ・保安管理業務外部委託承認申請書
- ・工事計画届出書
- ・使用前安全管理審査申請書
- ・使用前自己確認結果届出書
- ・自家用電気工作物変更報告書
- ・自家用電気工作物廃止報告書
- ・氏名等変更届出書
- ・自家用電気工作物名称等変更報告書
- ・特定施設等使用廃止届出書
- ・ばい煙発生施設設置届出書
- ・自家用電気工作物使用開始届出書
- ・事業用電気工作物設置者地位承継届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書
- ・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書
- ・高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書
- ・電気関係事故報告（速報）
- ・電気関係事故報告（詳報）

保安規程届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 4 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

保安規程変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 4 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	

主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の 名称及び所在地	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
	住所	住所
選任した主任技術者	主任技術者免状の 種類及び番号	主任技術者免状の 種類及び番号
	主任技術者が主任技術者の 職務以外の職務を行って いるときは、その職務の内容	主任技術者が主任技術者の 職務以外の職務を行って いるときは、その職務の内容
	主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要	主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要
	選任年月日	選任年月日
	氏名及び生年月日	氏名及び生年月日
解任した主任技術者	住所	住所
	主任技術者免状の 種類及び番号	主任技術者免状の 種類及び番号
	解任年月日	解任年月日

主任技術者選任許可申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の 名称及び所在地	氏名及び生年月日	主任技術者を選任する事業場の 名称及び所在地
	主任技術者	主任技術者
住所		住所
主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要		主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法施行規則第 5 2 条第 4 項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
選任しようとする事業所の名称及び所在地	名 称 及 び 所 在 地	
	名 称 及 び 所 在 地	
既に選任されている事業場		
	選任された期日	

保安管理業務外部委託承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項又は第 3 項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者を選任しない事業場	名称及び所在地	
	電気工作物の概要	
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (名称)	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
委託契約を締結した年月日		

工事計画届出書

年 月 日

番 号
年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

住 所

印

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法第 4 8 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

電気事業法第 5 1 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の 名称及び使用前自主検査の場 所	
直近の使用前安全管理審査が 終了した日以降使用前自主検 査を行った電気工作物の概要	
審査を受けようとする工事の 工程	
審 査 希 望 年 月 日	
使 用 開 始 (予 定) 年 月 日	

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業標準規格 A 4 とすること。

2. 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

【留意事項】

- 「使用前安全管理審査申請」をされる際には、事前に手数料等をご確認の上、申請願います。
- 別添として「個別又はシステム安全管理審査のお願い」を添付してください。

使用前自己確認結果届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 51 条の 2 第 3 項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日

2. 確認の対象

3. 確認の方法

4. 確認の結果

5. 確認を実施した者及び主任技術者の氏名

6. 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

自家用電気工作物変更報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり自家用電気工作物を変更したので、電気関係報告規則第 5 条第 1 号の規定により報告します。

変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線の名称及び所在地	変電設備 受電電圧 発電設備 発電出力 燃料の燃焼能力 L/h	V 受電力 kW	kW
変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線の概要	変更前		変更後
変更した電気工作物の概要	変更前		変更後
変 更 の 理 由 及 び 内 容			
変 更 年 月 日	年	月	日

連絡先:	— — —	担当者氏名:
------	-------	--------

- 備考 1 変更した電気工作物の概要の欄には、発電所、変電所、送電線路又は需要設備の別に区分して記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この報告は、

- ・発電所の出力を変更した場合
- ・変電所の出力を変更した場合
- ・送電線路の電圧を変更した場合
- ・配電線路の電圧を変更した場合

について、行うものです。

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

変更後、遅滞なく、報告していただくようお願いいたします。

なお、変更により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。

自家用電気工作物廃止報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり自家用電気工作物を廃止したので、電気関係報告規則第5条第二号の規定により報告します。

廃止に係る発電所、事業場又は送電線路の名称及び所在地	
廃止した電気工作物の概要	(電気工作物の種類及び施設番号等) 受電設備 受電電圧 V 受電電力 kW 発電設備 有 ・ 無 (常用 ・ 非常用) 発電出力 kW 燃料の燃焼能力 L/h(常用) 発電出力 kW 燃料の燃焼能力 L/h (非常用)
廃止の理由及び内容	
廃止年月日	年 月 日
P C B 使用電気機器の有無及び今後の扱い	有 ・ 無 (使用中 ・ 保管中) P C B 使用電気機器の今後の取扱いについて ()
連絡先:	担当者氏名:

氏名等変更届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

年 月 日

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり変更をしたので、電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により、届け出ます。

変更に係る事業場の名称	
変更に係る事業場の所在地	
変更に係る公害防止関係各法 対象の施設の概要	
変更の理由及び内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

連絡先:	— —	担当者氏名:
------	-----	--------

- 備考 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設 (※) に該当するものを設置する者が、

- ・ 設置する者の氏名を変更した場合
- ・ 設置する者の名称を変更した場合
- ・ 設置する者の住所を変更した場合
- ・ 設置する者の代表者 (法人の場合) の氏名を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の名称を変更した場合
- ・ 特定施設を設置する工場若しくは事業場の所在地を変更した場合

について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で50 L/h以上のものに限る。)
2. ガソリン・ガス機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で35 L/h以上のものに限る。)
3. 空気圧縮機及び送風機
(電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5 kW以上のものに限る。)
4. 圧縮機 (同上)
.....等

<「変更に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例>

種 類	No. 30	ディーゼル機関
施設 の 名 称 ・ 番 号	第1号ディーゼル機関	
機 関 出 力	○○○ kW	
発 電 出 力	○○○ kW	
燃 料 の 燃 焼 能 力	△△△ L/h (重油換算)	
常用又は非常用の別	非常用	

自家用電気工作物名称変更報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり変更したので、報告します。

変更した事業場の名称及び所在地	
変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	
備 考	

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

印

次のとおり特定施設等の使用を廃止したので、電気関係報告規則第4条の表第17号の規定により、届け出ます。

廃止に係る事業場の名称	
廃止に係る事業場の所在地	
廃止に係る公害防止関係各法対象の施設の概要	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

連絡先： ー ー 担当者氏名：

ばい、煙発生施設設置届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

- 備考 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設 (※) に該当するものを設置する者が、

- ・特定施設を廃止した場合

について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で50 L/h以上のものに限る。)
2. ガソリン・ガス機関 (常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で35 L/h以上のものに限る。)
3. 空気圧縮機及び送風機
(電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5 kW以上のものに限る。)
4. 圧縮機 (同上)
.....等

<「廃止に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例>

種 類 No. 30 ディーゼル機関
施設の名 称・番 号 第1号ディーゼル機関
機 関 出 力 〇〇〇 kW
発 電 出 力 〇〇〇 kW
燃 料 の 燃 焼 能 力 △△△ L/h (重油換算)
常用又は非常用の別 非常用

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。
(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

廃止後、遅滞なく、届け出ていただくようお願いします。

事業場の名称	
事業場の所在地	
ばい、煙発生施設の種類	
ばい、煙発生施設の概要	
ばい、煙発生施設の構造、使用の方法、並びにばい、煙の処理の方法	別添のばい、煙に関する説明書のとおり
使用開始予定年月日	年 月 日

連絡先： - -	担当者氏名：
----------	--------

備考 1 ばい、煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番

自家用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届出ます。

電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	
電気工作物の概要	〇〇株式会社より譲り受け
使用開始年月日	

号および名称を記載すること。

- ばい煙に関する説明書を添付すること。
 - 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設（※1）に該当するものうち、ばい煙発生施設を設置しようとする者が、

- 設備を譲渡されて使用を開始する場合（工事を行わないもの（※2））
 - 常用であったものを非常用に変更する場合（工事を行わないもの（※2））
 - 非常用であったものを常用に変更する場合（工事を行わないもの（※2））
- について、行うものです。

※1 特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

※2 工事を行わないもの：電気事業法施行規則別表第2若しくは別表第4の上欄に掲げる工事を行わないもの

(特定施設の例)

- ガスタービン・ディーゼル機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で50L/h以上のものに限る。）
- ガソリン・ガス機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で35L/h以上のものに限る。）
- 空気圧縮機及び送風機
（電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5kW以上のものに限る。）
- 圧縮機（同上）
・・・・等

<「ばい煙発生施設の種類の欄の記載例>

No. 29 ガスタービン
 No. 30 ディーゼル機関
 No. 31 ガス機関

<「ばい煙発生施設の概要」の欄の記載例>

施設の名 称・番 号 第1号ディーゼル機関

機 関 出 力 〇〇〇 kW

発 電 出 力 〇〇〇 kW

燃 料 の 燃 焼 能 力 △△△ L/h（重油換算）

常用又は非常用の別 非常用

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

設置又は変更の前に、あらかじめ、届け出ていただくようお願いします。

なお、設置により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。

承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地

管轄産業保安監督部名	事業場の名称		所在地	備考		
	承継前	承継後		発電所の有無及び概要	公害防止関係法の対象の有無及び概要	使用中のPCB電気機器の有無

様式第62の2（第95条関係）

事業用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所氏名（名称及び代表者の氏名）

印

事業用電気工作物を設置する者の地位を承継したので、電気事業法第55条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

被承継者の氏名又は名称及び住所	
承継の原因	
承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 1 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒		
事業場の所在地			
連絡先	TEL.		

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。
- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

- 三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社

(23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

五 平成28年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第13の6の別紙を添付すること。また、廃止予定年を、告示第2条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年を廃止予定年とみなす。

六 当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り受けた場合にあっては、その他参考となるべき事項の欄に、譲り受けた旨を記載するとともに、譲り渡した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記載すること。

様式第13の3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL.

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
- なお、OF ケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 変更前及び変更後の欄には、電気関係報告規則報告様式第 1 3 の 2 の記載事項に照らし、変更内容に記載すること。
- 三 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。
- 四 廃止予定年月の延期の届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第 1 3 の 6 の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、平成 2 8 年経済産業省告示第 2 3 7 号第 2 条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 1 3 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 2 項第 2 号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

様式第 1 3 の 4

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 3 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒
事業場の所在地	
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
廃止理由	1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB 洗浄 4：その他（ ）							
廃止内容								

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 2 1 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

- 一の二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

- 一の三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社

- (23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

- 二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、絶縁油漏洩に係る事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。
- 三 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、洗浄の方法及び結果について、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。
- 四 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。
- 五 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒
氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)国

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 4 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	〒		
事業場の所在地			
連絡先	TEL.		

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
発生日時		復旧日時					
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
- なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

- 一の二 種類の欄には、以下の電気工作物の種類の種類に対応する番号を記載すること。
- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

- 一の三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選

- 択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

- 二 ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、別表に掲げたものに一致する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には「高濃度」と記載し、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物にあっては絶縁油で測定した濃度を記載すること。

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託 (電気保安法人又は電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏 名 (法人にあつては名称)
事業場の名称

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
 - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第5十二号)に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかかな場合にあっては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
 - 3 別紙の表の使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。この場合において、署名は必ず本人が目署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OFケープルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について記載すること。
また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したもののについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。

四 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケープル
- (13) 柱上変圧器

四の二 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社

- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止予定年月が、期限内となるよう設定すること。また、

廃止予定年月を、平成28年経済産業省告示第237号第2条の期限(以下「期限」という。)を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を別紙のとおり届け出ます。

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定年月	備考

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託 (電気保安法人又は電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づく情報の提供及び同法第6条第1項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
 - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第百五十二号)に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかかな場合にあっては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
 - 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が目署するものとする。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OFケープルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について記載すること。
また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。

四 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器(柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサ
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケープル
- (13) 柱上変圧器

四の二 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社

- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝國コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止予定年月が、平成28年経済産業省告示第237号

第2条の期限(以下「期限」という。)内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止すること」が明らかであることを証する書類を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止すること」が明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

電気関係事故報告

年 月 日

電気事故報告について

中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課 御中

年 月 日

(報告者)

設置者の住所：.....

設置者の名称：.....

事業場の所在地：.....

事業場の名称：.....

報告者名：.....

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第3条の規定により報告します。

1. 事故発生日時 年 月 日 () 時 分 天候
(事故発生を知ったとき) 年 月 日 () 時 分

2. 需要設備等 契約電力 kW 受電電圧 kV
受電形態 [屋外・屋内] [オープン・キュービクル]

3. 事故が発生した
電気工作物 使用電圧 V

4. 事故の種類
① 感電死傷事故 [死亡・負傷] ② 電気火災事故
③ 感電以外 [アーク・その他] の死傷事故 [死亡・負傷]
④ 主要電気工作物破損事故 ⑤ 供給支障
⑥ 波及事故 ⑦ ダム放流事故
⑧ 公共の財産に被害を与えた事故又は社会的に影響を及ぼした事故

電気関係報告規則第3条の規定により、別紙電気事故報告書を提出します。

5. 事故の概要
保護装置 (有・無)、範囲 (内・外)、動作 (動作・不動作) (適正・不適正)

その他詳細

6. 事故の原因
.....

7. 応急措置
.....

8. 復旧対策
.....

9. 復旧予定日時
.....

10. 被災者の情報 [電気関係作業業者・その他の作業業者・一般公衆]
[社内者・社外者 (社名)] [男・女] 年齢 歳

11. 主任技術者の氏名等 氏名 :
[自社選任: 専任・兼任・許可] [電気・BT・ダム水路] (第 種)

[外部委託: 電気保安法人・電気管理技術者]

12. 連絡先 :
.....

(報告様式(詳報))

(様式 1 2)

電気関係事故報告

1. 件 名 :	
2. 報告事業者 1) 事業者名 (電気工作物の設置者名) : 2) 住所 :	
3. 発生日時 :	
4. 事故発生の電気工作物 (設置場所、使用電圧) :	
5. 状 況 :	
6. 原 因 :	
7. 被害状況 1) 死傷 : 有・無 内容 : 2) 火災 : 有・無 内容 : 3) 供給支障 : 有 (供給支障電力・供給支障時間) ・無 内容 : 4) その他 (上記以外の他に及ぼした障害) 内容 :	
8. 復旧日時 :	
9. 防止対策 :	
10. 主任技術者の氏名及び所属 (保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報) :	
11. 電気工作物の設置者の確認 : 有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

<MEMO>